

文京区都市マスタープランの見直し

〔素案〕

～協働で次世代に引き継ぐ～

安全で快適な魅力あふれるまちづくり

令和5年10月

文京区



目次

序章 はじめに	P1
1 都市マスタープランとは.....	P2
2 都市マスタープラン見直しの背景.....	P6
3 計画期間.....	P7
4 都市マスタープランの構成.....	P7
第1章 文京区の概況と取り巻く環境	P9
1-1 文京区の概況.....	P10
1-2 ひとの動向.....	P16
1-3 まちづくりの成果と今後の課題.....	P23
1-4 文京区の広域的な位置づけ.....	P41
1-5 まちを取り巻く新たな潮流.....	P43
1-6 見直しの視点.....	P48
第2章 魅力にあふれるまちを目指して	P53
2-1 継承すべき魅力.....	P54
2-2 新たな魅力の創造.....	P65
2-3 魅力を生かすまちづくりに向けて.....	P67
第3章 まちづくりの目標と将来構造	P69
3-1 まちづくりの目標と将来の姿.....	P70
3-2 まちの将来構造.....	P72

第4章 部門別の方針 P80

- 4-1 土地利用方針 P81
- 4-2 道路・交通ネットワーク方針 -
- 4-3 緑と水のまちづくり方針 -
- 4-4 住宅・住環境形成の方針 -
- 4-5 景観形成方針 -
- 4-6 防災まちづくり方針 -

第5章 地域別の方針 P85

- 5-1 都心地域 -
- 5-2 下町隣接地域 -
- 5-3 山の手地域東部 -
- 5-4 山の手地域中央 -
- 5-5 山の手地域西部 -

第6章 実現化に向けて P87

- 6-1 基本的な考え方 P88
 - 6-2 持続的なまちづくりのための推進方策 P90
-

序章 はじめに

- 1 都市マスタープランとは
- 2 都市マスタープラン見直しの背景
- 3 計画期間
- 4 都市マスタープランの構成

序章 はじめに

1 都市マスタープランとは

都市マスタープランは、都市計画法第18条の2に定められた「市町村の都市計画に関する基本的な方針」(※1)として定めるものです。

長期的な視点にたって、まちの将来像や土地利用・都市施設(※2)などの整備方針を明らかにし、都市計画(※3)の方針及びまちづくりのガイドラインとしての役割を果たします。

都市マスタープランは、東京都の上位計画に即し、文京区の上位計画と整合を取って定められ、より詳細な計画は部門別計画や地域別計画に別途定めます。

文京区が行う公共施設整備、その他まちづくりに関する施策は、都市マスタープランや部門別・地域別計画に沿って行われ、都市マスタープランに示す方針の実現化に向けた具体的な規制は、別途法令に基づく定めにより行われます。

■文京区都市マスタープランにおける「まちづくり」の定義

都市は、生活の場であるとともに、経済活動の場であり、健康で文化的な都市生活や機能的な都市活動を確保した、良好な都市環境を形成していくことが必要です。

良好な都市環境を継承・創出するための都市空間の整備を、文京区都市マスタープランにおける「まちづくり」と定義します。

■参考：都市マスタープランに関わる言葉の解説

※1：市町村の都市計画に関する基本的な方針とは

都市計画法第18条の2（市町村の都市計画に関する基本的な方針）

- 第十八条の二 市町村は、議会の議決を経て定められた当該市町村の建設に関する基本構想並びに都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に即し、当該市町村の都市計画に関する基本的な方針（以下この条において「基本方針」という。）を定めるものとする。
- 2 市町村は、基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。
 - 3 市町村は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、都道府県知事に通知しなければならない。
 - 4 市町村が定める都市計画は、基本方針に即したものでなければならない。

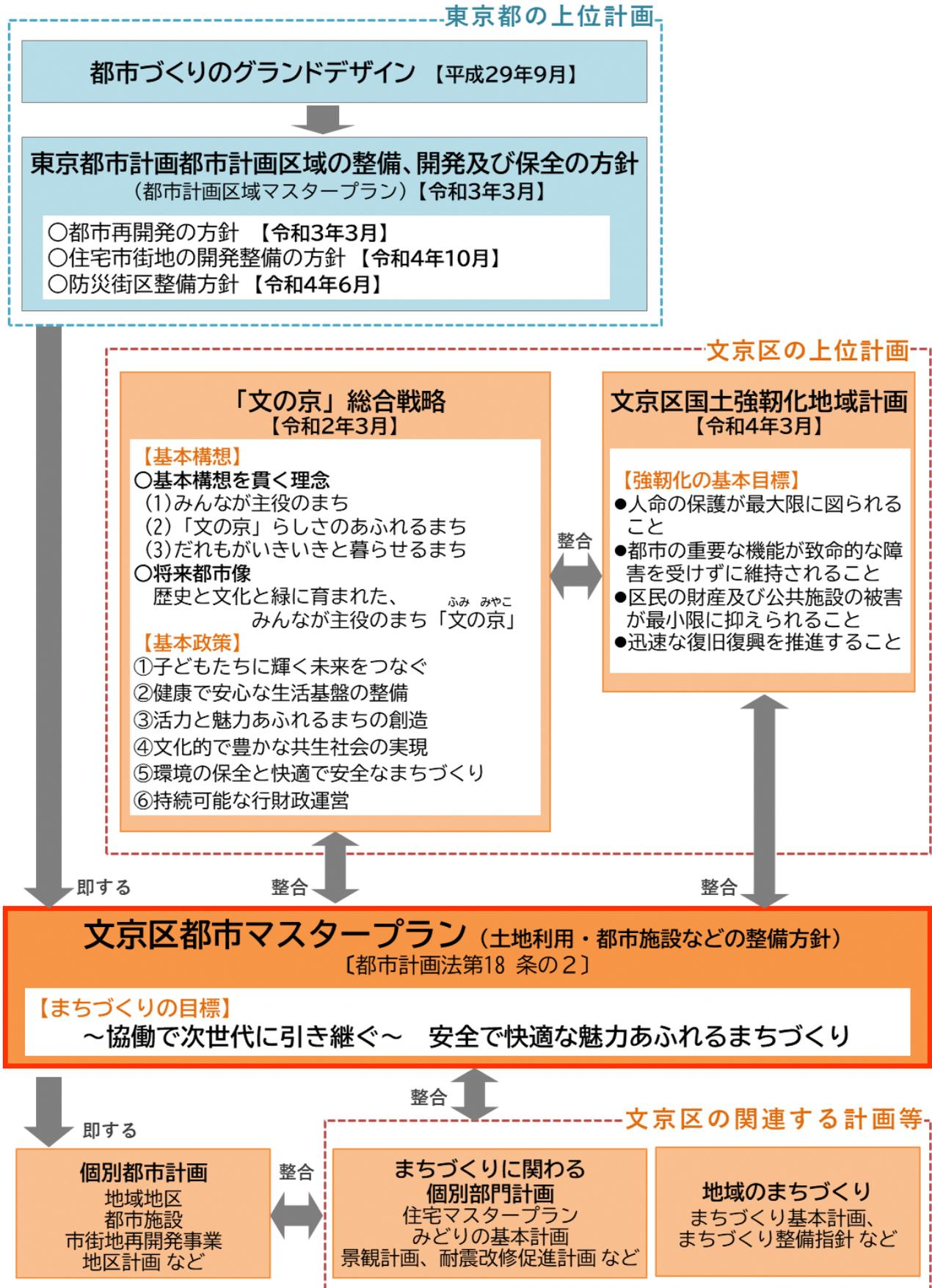
※2：都市施設とは

「都市施設」とは、円滑な都市活動を支え、都市生活者の利便性の向上、良好な都市環境を確保するうえで必要な施設で都市計画に定めることができるもののことをいいます。都市施設には、交通施設（都市計画道路、都市高速鉄道など）、公共空地（公園、緑地など）、供給処理施設（上下水道、ガス供給施設など）などがあり、都市施設が都市計画で決定されたものを「都市計画施設」といい、都市の現状や将来の見通しを踏まえ、適切な規模で必要な位置に定められます。

※3：都市計画とは 都市計画法第4条（定義）（一部文言調整）

- 第四条 この法律において「都市計画」とは、都市の健全な発展と秩序ある整備を図るための土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する計画で、都市計画法第2章の規定に従い定められたものをいう。

■都市マスタープランと諸計画等との関係



「文の京」総合戦略(基本構想と基本政策(抜粋))

■基本構想とは

文京区の目指すべき将来都市像を明らかにし、その実現に向けた、区政運営の理念を示すものです。ここに掲げる理念や将来都市像は、区を自立した都市として発展させていくため、区政のあらゆる分野や区民等の地域活動における共通の指針となります。

<基本構想を貫く理念>

(1) みんなが主役のまち

「文の京」自治基本条例に掲げる区民、地域活動団体、非営利活動団体、事業者などと対等の関係で協力し、協働・協治をさらに推し進めます。そして、互いを尊重し合いながら、「文京区のあるべき姿(将来像)」の達成に向け、持てる力を存分に発揮できるまちを目指します。

(2) 「文の京」らしさのあふれるまち

この基本構想においても、前基本構想で定義した「文の京」を、本区を表す象徴的な言葉として継承していきます。

今後もこれまで以上に、区民一人ひとりが文京区に住み、働き、学ぶことに深い愛着と強い誇りを持つとともに、区と区民を含む新たな公共の担い手と力を合わせて発展させていく自治のまちを目指します。

(3) だれもがいきいきと暮らせるまち

子ども、高齢者、障害者、外国人をはじめ、地域社会を構成するさまざまな人たちが人権を尊重し、互いの立場を思いやりながら行動するとともに、男女が性別にかかわらず平等な立場で、社会のあらゆる分野へ参画することによって、一人ひとりが個性豊かにいきいきと暮らせるまちを目指します。

また、多様な生き方が選択・実現できるよう、ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の実現に向けて、積極的に取り組んでいきます。

<将来都市像>

歴史と文化と緑に育まれた、みんなが主役のまち「文の京」

これまで先人たちによって脈々と受け継がれ、区民の誇りの源泉ともいえる歴史・文化・緑を今後も引き続き大切に守り、活かしながら、多様な主体が対等なパートナーとして、ふれ合い、支え合い、助け合える、みんなが主役のまちづくりを浸透させていきます。そして、あらゆる世代の区民が分け隔てなく、いつまでも、心豊かに、いきいきと、自分らしく暮らせる、さらに、未来へ誇りを持って継承できる「文の京」を創り上げていきます。

「文の京」(ふみのみやこ)とは

これまで、文京区は、「文教の府」といわれ、「文化の香り高いまち」をめざして発展してきた。これに寄せる区民の誇りと愛着を大切にしたい。

そのうえで、区民と区が、時代の大きな変化に適応しつつ、可能性に富んだこの地を、新たな洗練と成熟の段階へとさらに発展させていく都市自治の姿を「文の京」と呼ぶ。

■基本政策とは

基本構想に掲げる将来都市像の実現に向け、各施策を推進するための基本的な考え方として、6つの基本政策を示しています。基本政策は、各分野の個別計画等との整合を図るとともに、SDGsの視点を当てはめることで、既存の分野や組織の領域を超えた柔軟な発想により施策を推進しています。

<6つの基本政策>

(1) 子どもたちに輝く未来をつなぐ

だれもが、安心して子育てができるとともに、子どもたちが輝く未来に向かって豊かな心を育み、自分らしく健やかに成長していくことができるまちを目指します。

(2) 健康で安心な生活基盤の整備

だれもが、いきいきと自分らしく、心身ともに健康で自立した生活を送り、互いに支え合いながら、住み慣れた地域でいつまでも暮らし続けることができるまちを目指します。

(3) 活力と魅力あふれるまちの創造

多彩な産業や文化・観光資源が、地域に活力と賑わいを与え、多様な文化の交流により、地域の新たな魅力を創造するまちを目指します。

(4) 文化的で豊かな共生社会の実現

多様性に富んだ共生社会において、すべての人が、主体的な地域活動や文化的な学びの場などを通じて、個性や能力を十分に発揮でき、暮らしの中に安心と豊かさのあるまちを目指します。

(5) 環境の保全と快適で安全なまちづくり

だれもが快適で、安全・安心に暮らせる都市基盤を整備するとともに、環境負荷の少ない、持続可能なまちを目指します。

(6) 持続可能な行財政運営

健全な財政運営のもと、多様な主体との協働や機動的な組織体制により、質の高い行政サービスを提供し、将来に向けて持続可能な行財政運営を推進します。

2 都市マスタープラン見直しの背景

文京区では、平成 23（2011）年に文京区都市マスタープランを改定し、目標年次である令和 12（2030）年度まで概ね中間の時期を経過しました。

この間、新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大、人口構造や社会・経済情勢の変化など、区を取り巻く都市の状況が大きく変化しており、ひと優先のユニバーサルな都市基盤整備、災害に強く環境に配慮した持続可能性の高いまちづくりなど、都市に求められる機能も高度・多様化しています。

東京都では平成 29（2017）年 9 月に、2040 年代を目標時期とした目指すべき東京の都市の姿とその実現に向けた、都市づくりの基本的な方針と具体的な方策を示した『都市づくりのグランドデザイン』が策定され、令和 3 年 3 月には『東京都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）』を改定しています。

また、文京区では、令和 2 年 3 月の『「文の京」総合戦略』や令和 4 年 3 月の『国土強靱化地域計画』といった上位計画が策定され、各種関係計画についても『文京区耐震改修促進計画』や『文京区景観計画』など 2011 年版以降に策定・改定されており、さらに、都市再生特別措置法の一部の改正や都市公園法改正なども行われています。

そのような背景から、現行都市マスタープランにおけるまちづくりの目標、部門別の方針、地域別の方針などの記載内容が、こうした環境の変化に対応できているのかを検証し、各種政策や計画との整合を図るための見直しを行いました。

まちづくりの目標については、2011 年版で掲げられている「～協働で次世代に引き継ぐ～安全で快適な魅力あふれるまちづくり」が、現在でも変わらず重要な視点であるため、基本的な方向性は 2011 年版を継続しつつ、今後の変化にも対応していくための必要な表現の見直しや、新たな視点の追加を行いました。

なお、都市マスタープランにおいては、以下の通り用語を定義します。

- 協働：区民、地域活動団体、非営利活動団体、事業者及び区が対等の関係で協力し、地域の情報、人材、場所、資金、技術等の社会資源を有効に活用しながら、地域社会の公共的な課題の解決を図る社会のあり方を指します。
- 区民：区内に住む人、働く人、学ぶ人を指します。
- 区民等：区民、地域活動団体（商店会、町会、任意の団体等）、非営利活動団体及び事業者（企業、学校等）を指します。

3 計画期間

2011年版を継承し、平成23年度（2011年度）を基準として、令和6年度の見直しを経て、おおむね20年後の令和12年度（2030年度）を目標年次とします。

ただし、社会経済情勢の変化などにより、見直す必要が生じた場合は、全面的または部分的に見直していくものとします。

4 都市マスタープランの構成

次のとおり、序章（本章）と6つの章で構成しています。

序章 はじめに 都市計画マスタープランの基本的事項を示します

1 都市マスタープランとは

2 都市マスタープラン見直しの背景

3 計画期間

4 都市マスタープランの構成

第1章 文京区の概況と取り巻く環境

文京区の人口や、近年の社会動向、まちづくりのこれまでの成果と今後の課題等を踏まえ、見直しの視点を整理します

1-1 文京区の概況

1-2 ひとの動向

1-3 まちづくりの成果と今後の課題

1-4 文京区の広域的な位置づけ

1-5 まち取り巻く新たな潮流

1-6 見直しの視点

基本的な視点

魅力の継承と創造

横断的視点①

人口構造変化への対応

横断的視点②

脱炭素社会への対応

横断的視点③

大規模災害への対応

第2章 魅力にあふれるまちをめざして

継承すべき魅力の要素と新たな魅力の創造のための視点から、魅力を生かすまちづくりに向けた基本的事項を整理します

2-1 継承すべき魅力

2-2 新たな魅力の創造

2-3 魅力を生かすまちづくりに向けて

第3章 まちづくりの目標と将来構造

まちづくりの目標をまちの将来の姿とともに示すとともに、それを実現するためのまちの将来都市構造を示します

3-1 まちづくりの目標と将来の姿

3-2 まちの将来構造

第4章 部門別の方針

まちづくりの目標と将来構造等を実現するため、6つの部門別にまちづくりを進めていく上での基本的な考え方と基本方針を定めます

4-1 土地利用方針

4-2 道路・交通ネットワーク方針

4-3 緑と水のまちづくり方針

4-4 住宅・住環境形成の方針

4-5 景観形成の方針

4-6 防災まちづくり方針

部門間を横断的に整理する3つの視点

横断的視点①
人口構造変化への対応

横断的視点②
脱炭素社会への対応

横断的視点③
大規模災害への対応

第5章 地域別の方針

3地域5区分それぞれのまちの課題と将来像及び方針を示します

5-1 都心地域

5-2 下町隣接地域

5-3 山の手地域東部

5-4 山の手地域中央

5-5 山の手地域西部

第6章 実現化に向けて

協働や戦略的かつ効果的なまちづくりの推進に向け、まちづくりの推進方策を示します

6-1 基本的な考え方

6-2 持続的なまちづくり
のための推進方策

第1章 文京区の概況と取り巻く状況

- 1-1 文京区の概況
- 1-2 ひとの動向
- 1-3 まちづくりの成果と今後の課題
- 1-4 文京区の広域的な位置づけ
- 1-5 まちを取り巻く新たな潮流
- 1-6 見直しの視点

1 文京区の概況と取り巻く状況

1-1 文京区の概況

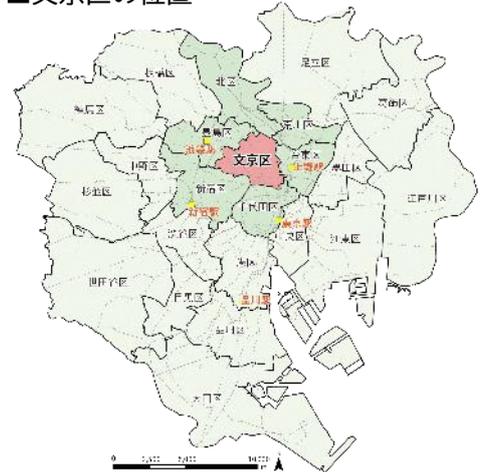
(1) 立地と地形

① 立地

文京区は、東京都の区部（23区）の中心地近くに位置し、その面積は11.29km²で、東京23区の1.8%を占めています。

千代田区、新宿区、豊島区、北区、荒川区、台東区と接しており、都心や副都心（丸の内、池袋、上野・浅草、新宿）が距離的に近いだけでなく、地下鉄駅が区内に高密度に配置されていることから、東京駅、池袋駅、新宿駅等のターミナル駅へのアクセスが良好な点が特徴となっています。

■文京区の位置

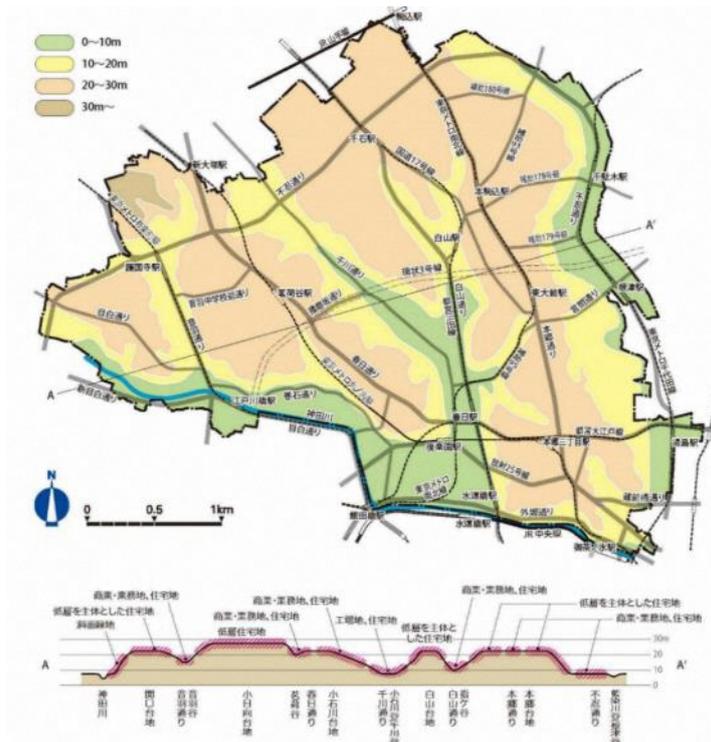


② 地形

文京区は、武蔵野台地の東端部に位置し、海拔高度20~24mほどの台地部分と10m以下の低地部分からなっています。

台地部分は、河川の浸食により、大きく5つの舌状台地（関口台、小日向台、小石川台、白山台、本郷台）に分かれ、それらを縫うように神田川沿いや、暗渠となった千川・藍染川等の跡が谷底低地となっており、台地と低地が複雑に入り組む起伏に富んだ地形が特徴です。

■文京区の地形



(2) 文京区の都市形成の歴史

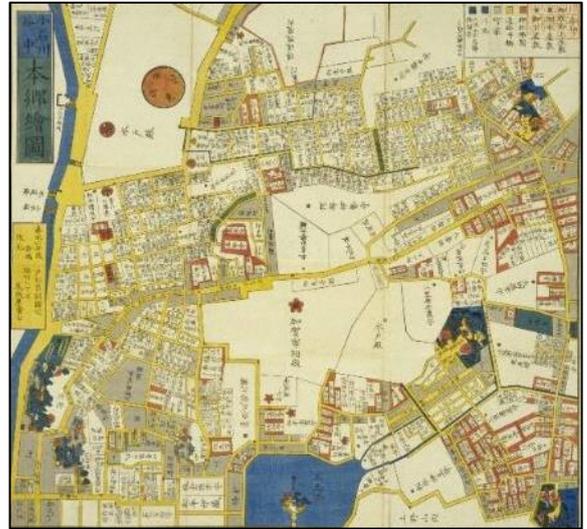
① 江戸期

文京区は、江戸城外郭に隣接していたことから、市街地の開発整備が進められました。文京区は丘と谷が交差し、比較的水利に恵まれていたことから、特に明暦の大火(1657年)後は、加賀藩前田家上屋敷や水戸藩上屋敷等、名園として名高い大名屋敷が台地から崖線部に多く置かれるようになりました。

また、伝通院や根津神社をはじめとする多くの寺社仏閣が千駄木・本駒込一帯や小石川周辺等に集積し、その地域周辺では門前町が形成されました。さらに、中山道(現・本郷通り～国道17号線)や日光御成道(現・本郷通り)の街道筋には町屋が集積し、商業活動が活発に行われていました。

また、細々とした町割りがなされた斜面には新しく坂道がつけられ、生活に密着した坂にはひとつひとつ名前が付けられるなど、まちのランドマークとなりました。

■江戸時代の文京区



出典：江戸切絵図「湯島本郷絵図」

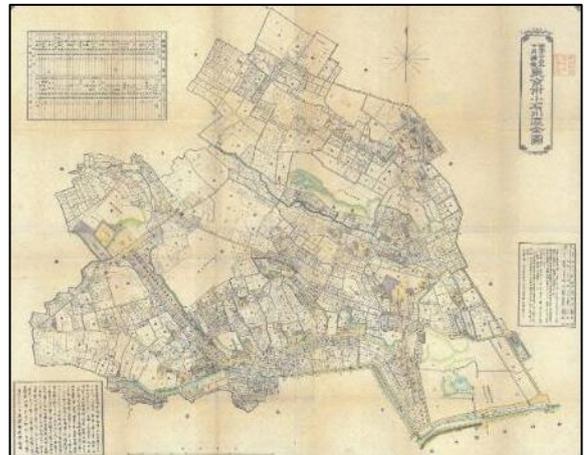
② 明治・大正期

明治になると、台地の大きな敷地は大学や公園用地、公共用地、軍用地などとして活用されるようになり、特に教育施設が多く集積すると、その周辺には学者や文学人、学生などが多く居住するようになり、山の手の屋敷町として発展していき、その後、第一次世界大戦を迎えると、東京中心とした急激な人口増加に合わせて、多くの旧武家地での宅地化が進みました。また東京大学を中心に書籍や雑誌の需要が多かったことから、印刷・製本業や医療機器製造の密集地域となったほか、本郷には旅館や下宿屋などが軒を並べるようになりました。

また、明治期から大正期にかけて行われた市区改正では、本郷通や旧白山通り、春日通がそれぞれ拡幅されたほか、新たに白山通り、不忍通り、外堀通りが幹線道路として整備され、道路上に路面電車(市電)が次々と開通し、人々の行動圏を大きく広げ、暮らしや都市のあり方にも大きく影響を与えました。

大正12年の関東大震災では、湯島や本郷、後楽が焼失しましたが、区の多くの範囲は焼失を免れました。

■明治時代の文京区



出典：東京市小石川区全区 明治29年

③ 昭和初期

昭和に入ると、区内のほぼ全域に路面電車が開通したことにより急速に市街化が進みました。かつて存在した複数の河川は、神田川を除いて全て暗渠化され、その上部空間は道路や路面電車の路線として利用されるようになりました。

太平洋戦争では、区内の大半が焼失しましたが、千駄木の一部から根津、弥生、西方、本郷にかけての一带や目白台等は戦災を免れており、当時の町割りが残っている地域もあります。

④ 戦後

昭和 22 年に小石川区と本郷区が合併し、文京区が誕生してからは、戦災復興が進み、首都高速道路や地下鉄の建設、幹線道路の拡張等により、まちの状況は変化していきました。

昭和 39 年の東京オリンピックにあわせて、都内では関連街路の幅員や首都高速道路の整備が進められ、文京区内では外堀通りが拡張されました。さらに、昭和 44 年には首都高速5号線が西神田と池袋の間で開通し、区内の幹線道路である春日通の幅員工事が進められ、沿道鬼は鉄筋コンクリートの高層建築が立ち並ぶようになりました。

鉄道網については、昭和 42 年から文京区内の都電の廃止が進み、昭和 46 年には姿を消しましたが、それと並行するように地下鉄の建設が進められました。なかでも戦後初めて建設された丸の内線は、茗荷谷―後楽園間などはオープンカットで建設された専用の軌道敷を走る区間が多く、結果として文京区の地上の景観に大きな変化をもたらすことになりました。

⑤ 昭和末期～平成

昭和末期から平成にかけては、区南部や主要幹線道路において、業務・商業機能を中心とした土地の高度利用が図られ、マンション建設等住宅の高層化が進みました。

都心部では、昭和 63 年に後楽園スタジアムが水道橋地区再開発の第1計画として、「全天候型多目的スタジアム」として東京ドームが完成、平成 12 年には東京ドームホテルが完成し、水道橋エリア一帯は「東京ドームシティ」と呼ばれるようになりました。

交通網については、平成8年に四谷―駒込間で南北線が開業、平成 12 年には都営大江戸線の環状部が開業しました。さらに平成 19 年には、従前の交通機関を補完するかたちでコミュニティバス「Bーぐる」が開通し、さらに区内の交通網の発展に寄与しました。

⑥ 現在の文京区の都市の特徴

現在では、東京の山の手として良好な住環境を比較的維持しているとともに、商業・業務機能も集積していることから、都市型居住と就業の複合空間として発展しています。

さらに、大学等の教育施設が集積していることや、多くの著名な文人が居住し、文学活動を展開したことなどから、歴史と文化の香り高い「文教のまち」というイメージが形成されています。

(3) 文京区の文化

■地域のシンボルとなっている様々な歴史的建造物

文京区は、六義園や小石川後樂園など、日本でも有数の大名庭園をはじめ、東京大学の赤門として親しまれている旧加賀屋敷御守殿門や護国寺、吉祥寺、根津神社、湯島天満宮等の社寺仏閣など、文化財にも指定された歴史的建造物が数多く存在しており、地域のシンボリック的存在となっています。

■多くの文人が暮らしたまち

森鷗外や夏目漱石、樋口一葉、石川啄木、坪内逍遙など数多くの文人たちが暮らし、文京区内を舞台にした作品が多く生まれており、それらの地域は、閑静な住宅地として現在に引き継がれ、区民にとっての愛着や誇りとなっているほか、ゆかりの地をめぐるなど、区外からの来訪者を惹きつける資源にもなっています。

■暮らしを豊かにする施設や地域のまつり

区内には、能やかかるた、折り紙などの伝統文化や、野球やサッカー、柔道などのスポーツに関する団体や施設が多くあります。東京ドームやホールその他施設で、コンサートや演劇、スポーツが開催され、区民に伝統文化や芸術、スポーツに触れる機会を多くしており、それを目的に訪れる多くの人があります。

さらに、社寺の祭礼や花の五大まつり、朝顔・ほおずき市など、年間を通じ地域の行事も多く開催されており、これらは町会をはじめ地域がつながりを深めるきっかけにもなっています。

■江戸に起源をもつ文教のまち

江戸時代に区内の大半を占めていた武家屋敷は、明治時代に入り大学などの敷地や軍用に転用され、現在では文京区内に教育機関等が多く立地しています。

これら良好な教育環境が居住者を惹きつけるほか、多くの大学は生涯学習へも貢献し、区民の教育・学習への高い関心につながっています。

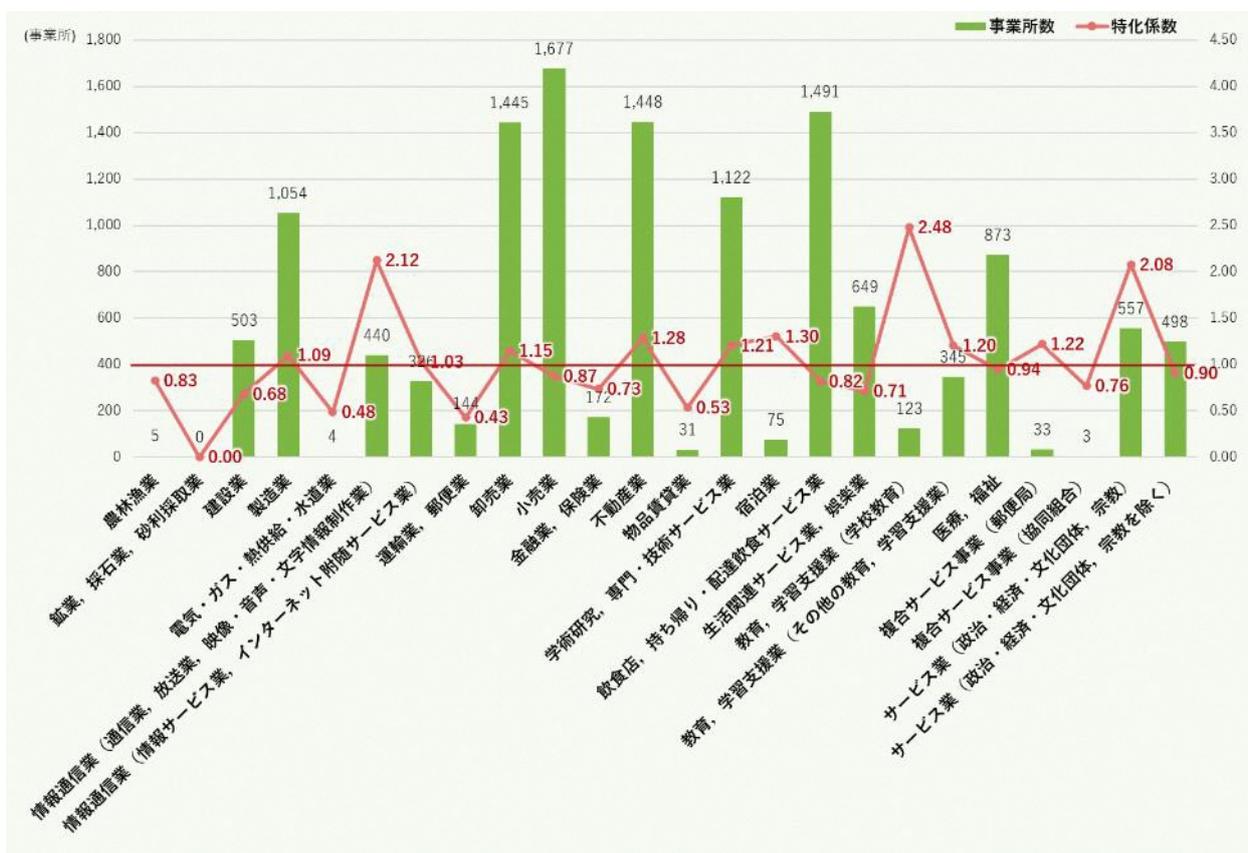
(4) 文京区の産業

① 産業構造

文京区の産業構造を見ると、産業別事業所数では、「小売業」が全体の約13%と最も多く、次いで「飲食店等」、「不動産業」、「卸売業」と続きますが、23区の平均的な産業別構成比と文京区の産業別構成比を比較してみると(特化係数)、文京区は、「教育、学習支援業」や「情報通信業」が高く、学校をはじめとした教育関連施設、IT系企業等が多いのが特徴と言えます。

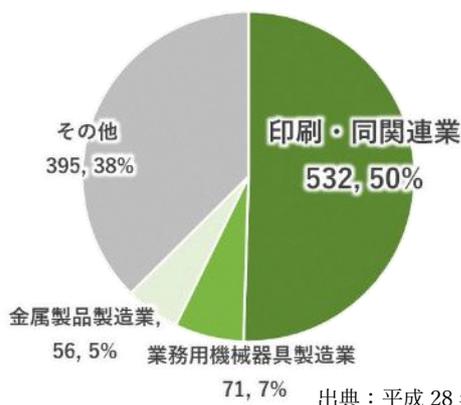
また、製造業の事業所数は、1,054件ですが、その内訳をみると約半数が印刷・同関連業となっていますが、近年、その事業所数は減少傾向にあります。

■産業中分類別事業所数



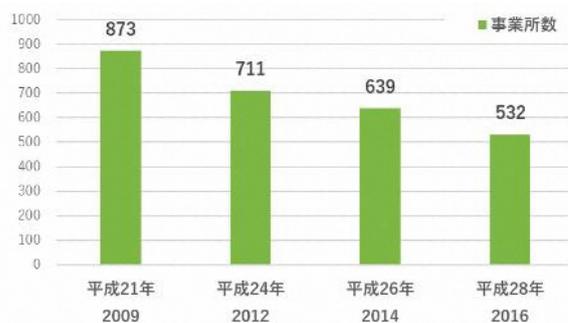
出典：平成28年経済センサス

■製造業の中分類



出典：平成28年経済センサス

■印刷・同関連業の事業所数の推移



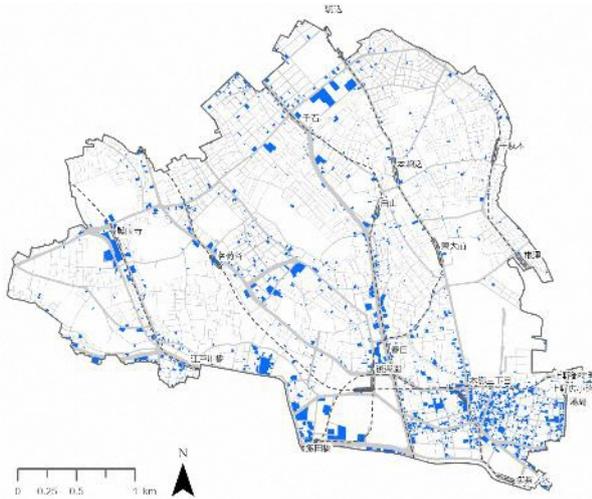
出典：平成28年経済センサス

② 土地利用から見る産業の特性

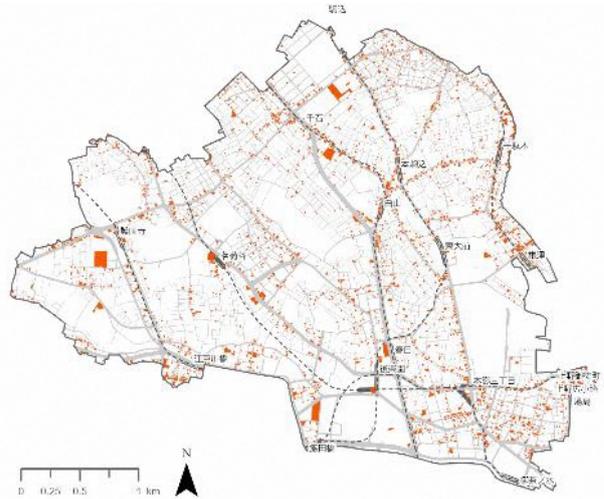
現況の土地利用から産業立地の特性をみると、都心地域を中心に業務系用途の集積が見られます。また、商業系用途については、駅周辺や幹線道路沿道に集積しているのが特徴です。

また、小石川や白山周辺の準工業地域は、工場系用途の集積がみられます。

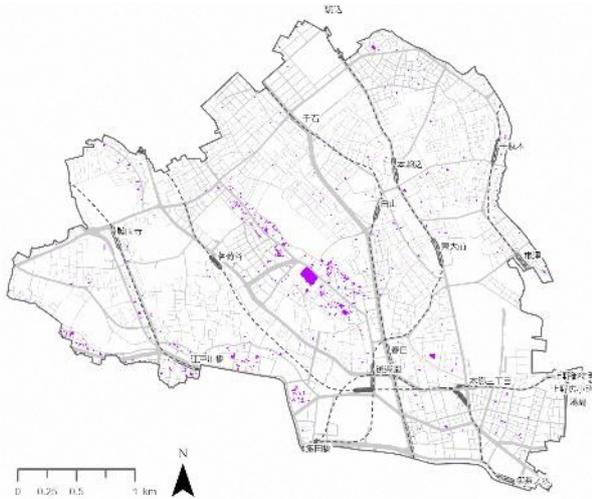
■業務系用途の分布



■商業系用途の分布



■工場系用途の分布



出典：令和3年土地利用現況調査

1-2 ひとの動向

(1) 文京区に住む人

文京区の令和5年現在の総人口は、229,653人で、前回都市マスタープランが改定された平成23年の191,194人に比べて約3万8千人増加し、約1.2倍になっています。

世帯数は、126,436世帯で、平成23年の103,187世帯に比べて約2万3千世帯増加し、約1.2倍になっています。

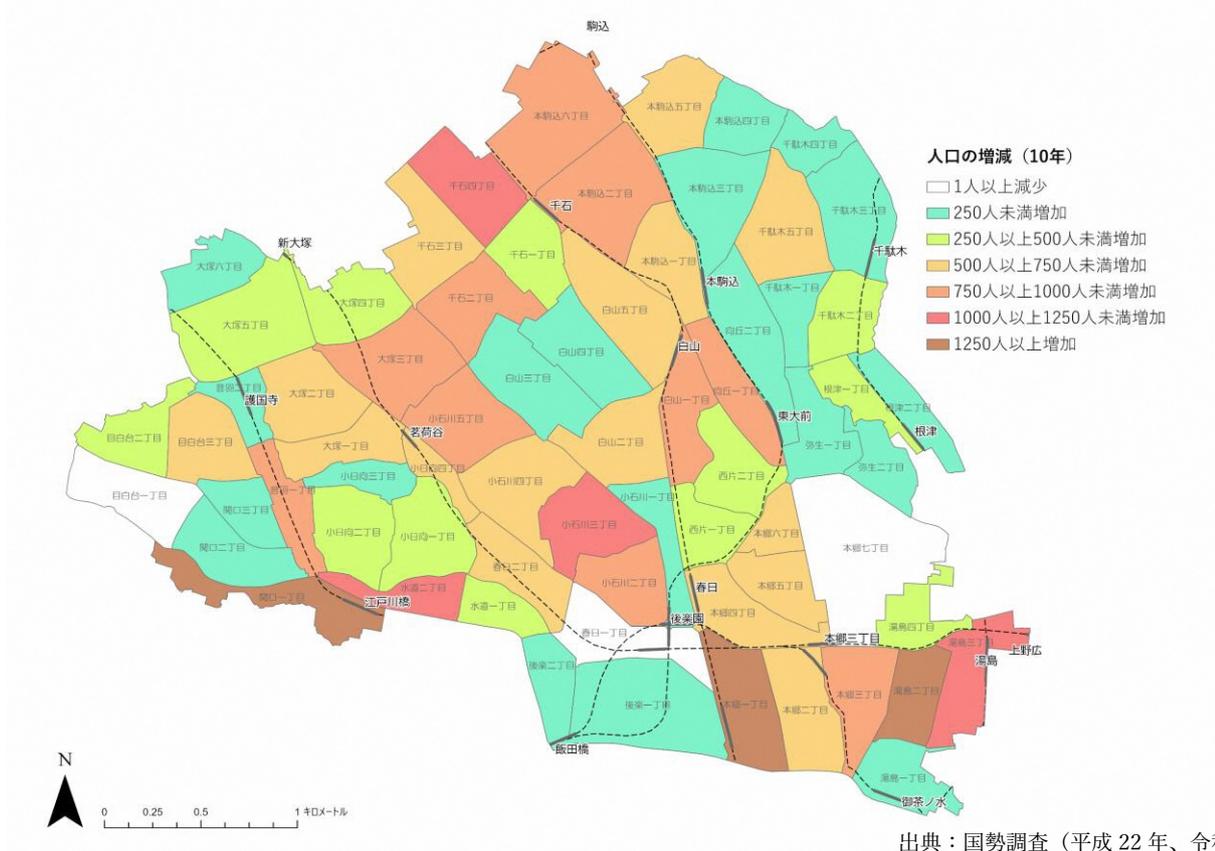
町丁目別の人口特性をみると、この10年間で都心地域や山の手地域東部および西部を中心に鉄道駅に近い地区で人口増加が特に多く見られます。

■人口・世帯数の推移

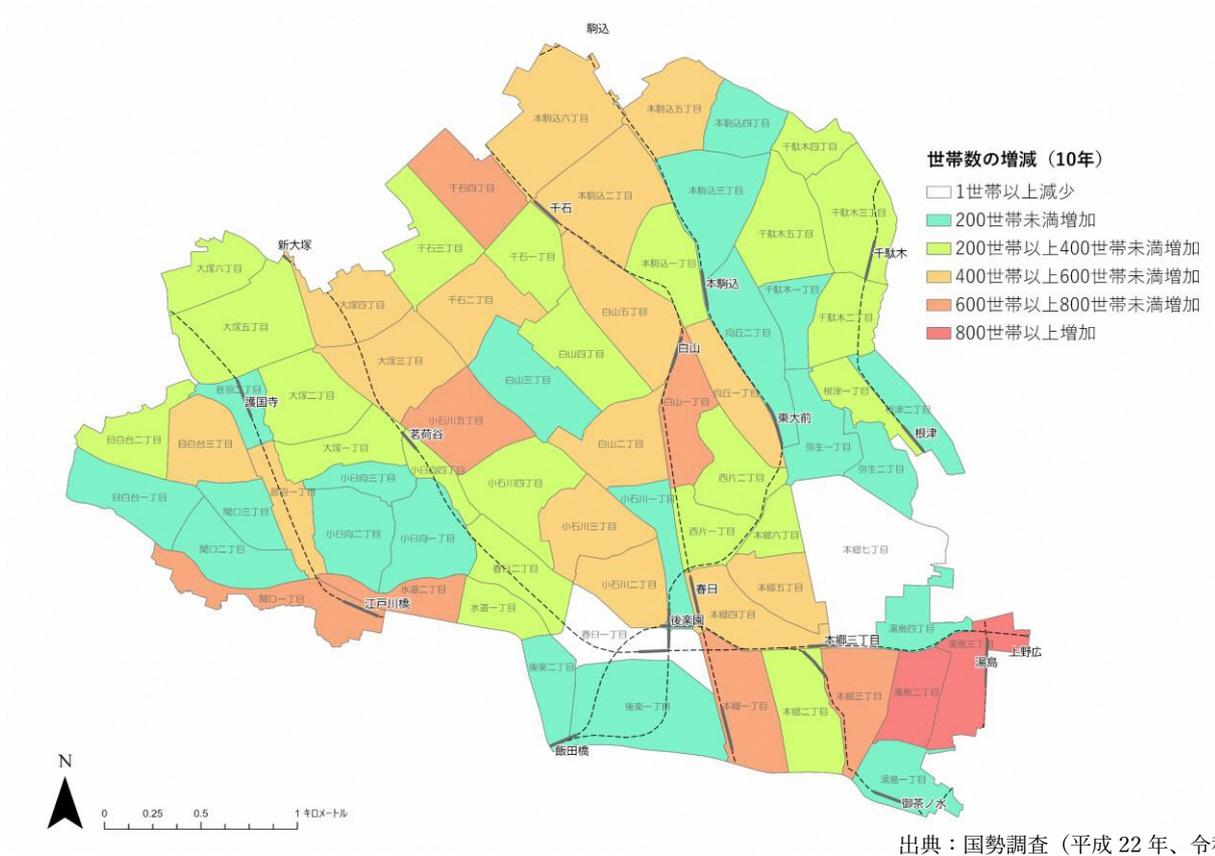


出典：住民基本台帳（各年、1月1日現在）

■町丁目別総人口の増減（平成 22 年から令和 2 年）



■町丁目別世帯数の増減（平成 22 年から令和 2 年）



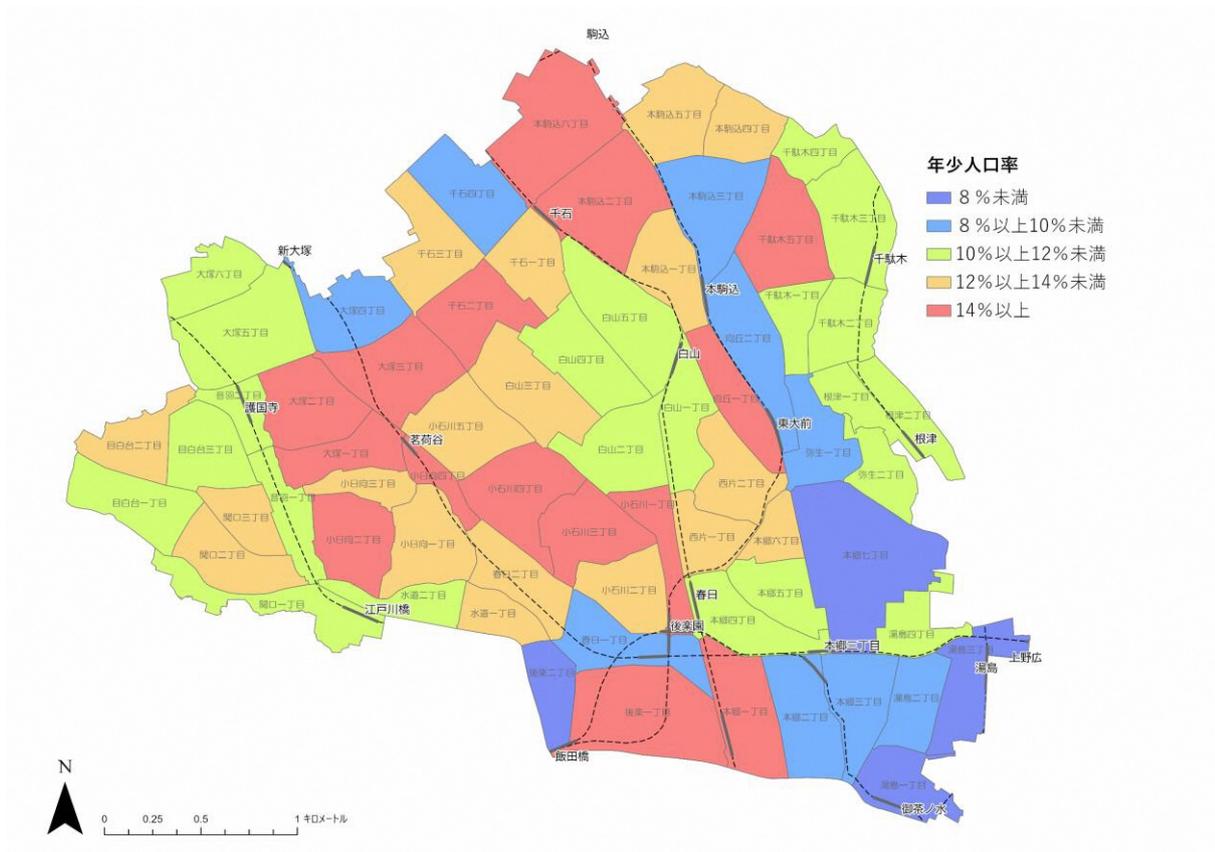
また年齢別の人口比率見ると、年少人口の割合が緩やかに増加している一方で、老年人口は平成28年度の20.0%をピークに割合が減少していましたが令和3年以降は、増加傾向となっています。年齢人口比率を町丁目で見ると、人口増加が多かった本郷一丁目や小石川、本駒込二、六丁目等を中心に年少人口の割合も高くなっている一方、人口増減が少なかった千駄木、根津、弥生、本駒込三～四丁目、小日向等は高齢者の割合が特に高くなっており、地区により年齢構成が二分化していることがわかります。

■年齢別人口比率の推移

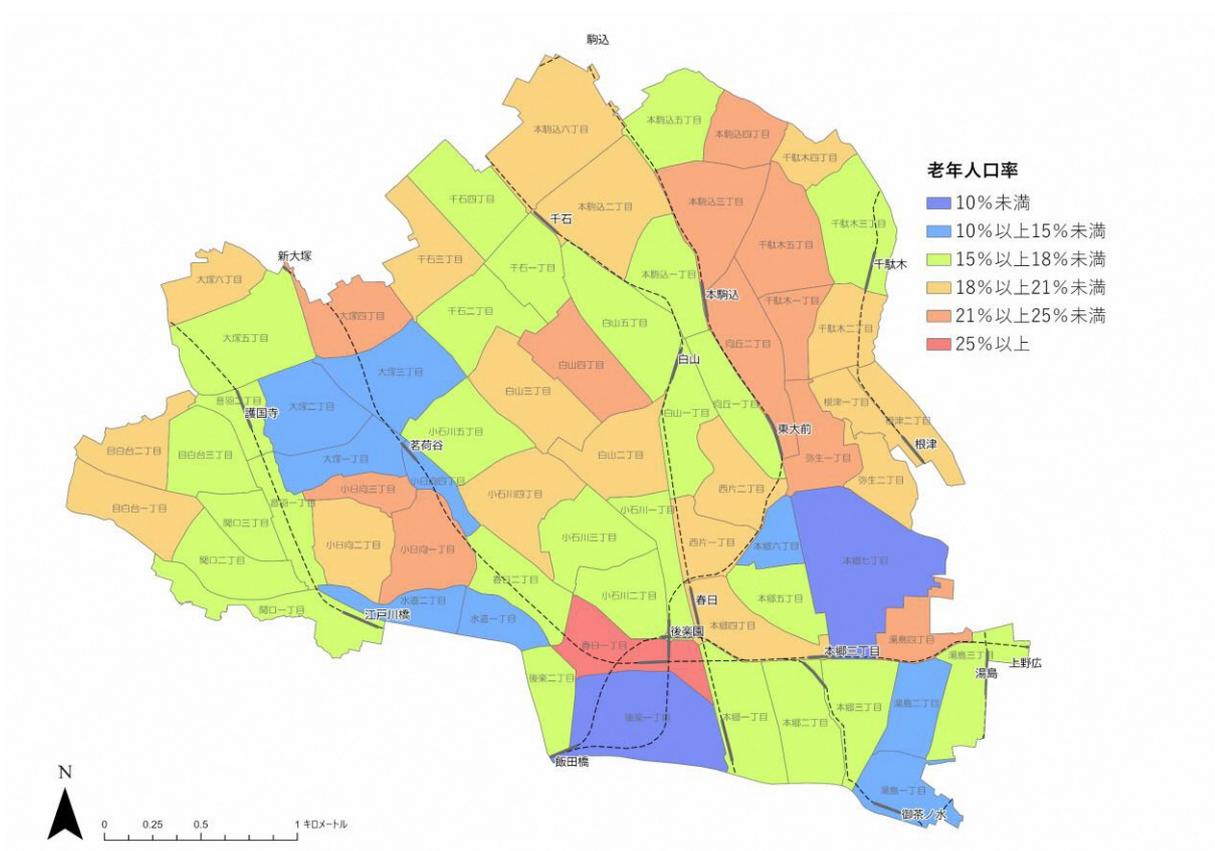


出典：住民基本台帳（各年、1月1日現在）

■町丁目別年少人口比率（令和2年）



■町丁目別老年人口比率（令和2年）



(2) 人の動き

人口動態の推移をみると、社会増減は、令和2年と令和3年は新型コロナウイルス感染拡大の影響により転出者が転入者を上回る社会減となったものの、平成23年以降、転入数が転出数を上回る社会増の傾向が続いており、近年は、毎年3,000～4,000人の増加がみられます。

また自然増減については、平成23年以降、出生数が死亡数の数を上回る自然増の傾向が続いていますが、令和3年に社会増の数字は158人にまで減少しています。

■社会増減の推移



出典：住民基本台帳（各年、1月1日現在）

■自然増減の推移



出典：住民基本台帳（各年、1月1日現在）

(3) 将来人口推計

今後の総人口は、直近の人口動態を踏まえるとともに合計特殊出生率の回復を見込み、令和20年頃までは人口増加傾向が続くと予想され、都市計画マスタープランの目標年次である令和12年には、約24.6～25.5万人に達すると推計されます。

年齢3区分別人口をみると、生産年齢人口は令和15年（2033年）、年少人口は令和25年（2043年）をピークに以降は減少傾向で推移する一方、老年人口は、引き続き増加傾向となると見込まれます。

■人口・年齢構成の将来推計



出典：文京区人口統計資料

		実績	推計								
		令和5年 (2023年)	10年 (2028年)	15年 (2033年)	20年 (2038年)	25年 (2043年)	30年 (2048年)	35年 (2053年)	40年 (2058年)	45年 (2063年)	50年 (2068年)
実数 (人)	総数	229,653	246,003	255,395	258,907	255,379	249,609	241,560	231,989	221,872	211,759
	老年人口	43,638	46,931	51,448	56,310	60,843	64,245	67,544	69,811	72,598	74,995
	生産年齢人口	156,645	167,939	171,043	165,231	156,589	150,270	143,941	137,290	127,663	115,974
	年少人口	29,370	31,133	32,904	37,366	37,947	35,094	30,075	24,888	21,611	20,790
比率 (%)	老年人口	19.0	19.1	20.1	21.7	23.8	25.7	28.0	30.1	32.7	35.4
	生産年齢人口	68.2	68.3	67.0	63.8	61.3	60.2	59.6	59.2	57.5	54.8
	年少人口	12.8	12.7	12.9	14.4	14.9	14.1	12.5	10.7	9.7	9.8
増減率 (%)	総数	—	7.1	3.8	1.4	△ 1.4	△ 2.3	△ 3.2	△ 4.0	△ 4.4	△ 4.6
	老年人口	—	7.5	9.6	9.5	8.1	5.6	5.1	3.4	4.0	3.3
	生産年齢人口	—	7.2	1.8	△ 3.4	△ 5.2	△ 4.0	△ 4.2	△ 4.6	△ 7.0	△ 9.2
	年少人口	—	6.0	5.7	13.6	1.6	△ 7.5	△ 14.3	△ 17.2	△ 13.2	△ 3.8

出典：文京区人口統計資料

(4) 文京区を訪れる人

文京区の令和2年の昼夜間人口比率をみると、147.3%で都心5区に次いで高い割合ですが、昼間人口増加に伴いその割合は減少傾向にあります。

文京区内の地域区分（第5章参照）別にみると、いずれの地域も100%を超えており夜間人口より昼間人口の方が多くなっていますが、なかでも都心地域の昼夜間人口比率は316%となっており、働く場・学ぶ場としての性格が特に高いといえます。

■ 昼間人口と昼夜間人口比率（23区上位10位）

順位	区	平成28(2015)年		令和2(2020)年	
		昼間人口 (人)	昼夜間 人口比率	昼間人口 (人)	昼夜間 人口比率
1	千代田区	853,068	1460.6%	903,780	1355.4%
2	中央区	608,603	431.1%	633,390	374.4%
3	港区	940,785	386.7%	972,673	373.4%
4	新宿区	775,549	232.5%	793,528	227.1%
5	渋谷区	539,109	240.1%	551,344	226.1%
6	文京区	346,132	157.5%	353,648	147.3%
7	台東区	303,931	153.4%	307,176	145.0%
8	品川区	544,022	140.6%	582,156	137.8%
9	豊島区	417,146	143.3%	412,070	136.6%

出典：国勢調査（各年）

■ 地域別昼夜間人口比率の推移

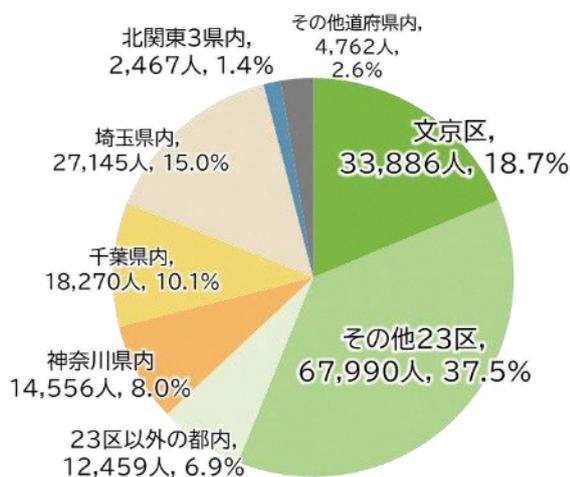


出典：国勢調査（各年）

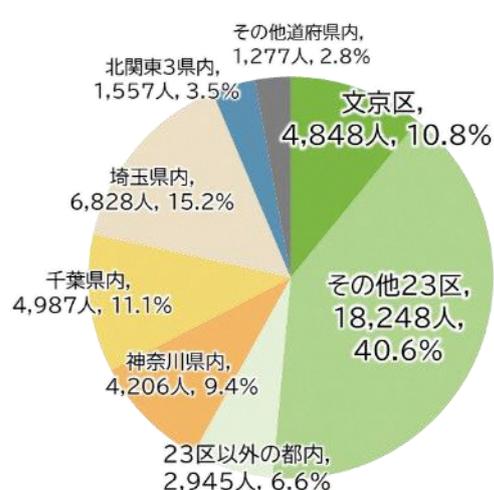
また、文京区に通勤・通学する人の定住元を見ると、通勤者の2割弱が文京区内に定住、約4割弱がその他の23区内に定住しており、ほとんどが1都3県から通勤しています。

一方、通学者は通勤者に比べて、北関東圏や隣接3件から通っている人の割合がわずかに高くなっています。

■ 区内15歳以上就業者の定住地



■ 区内15歳以上通学者の定住地



出典：国勢調査（令和2年）

1-3 まちづくりの成果と今後の課題

(1) 土地利用

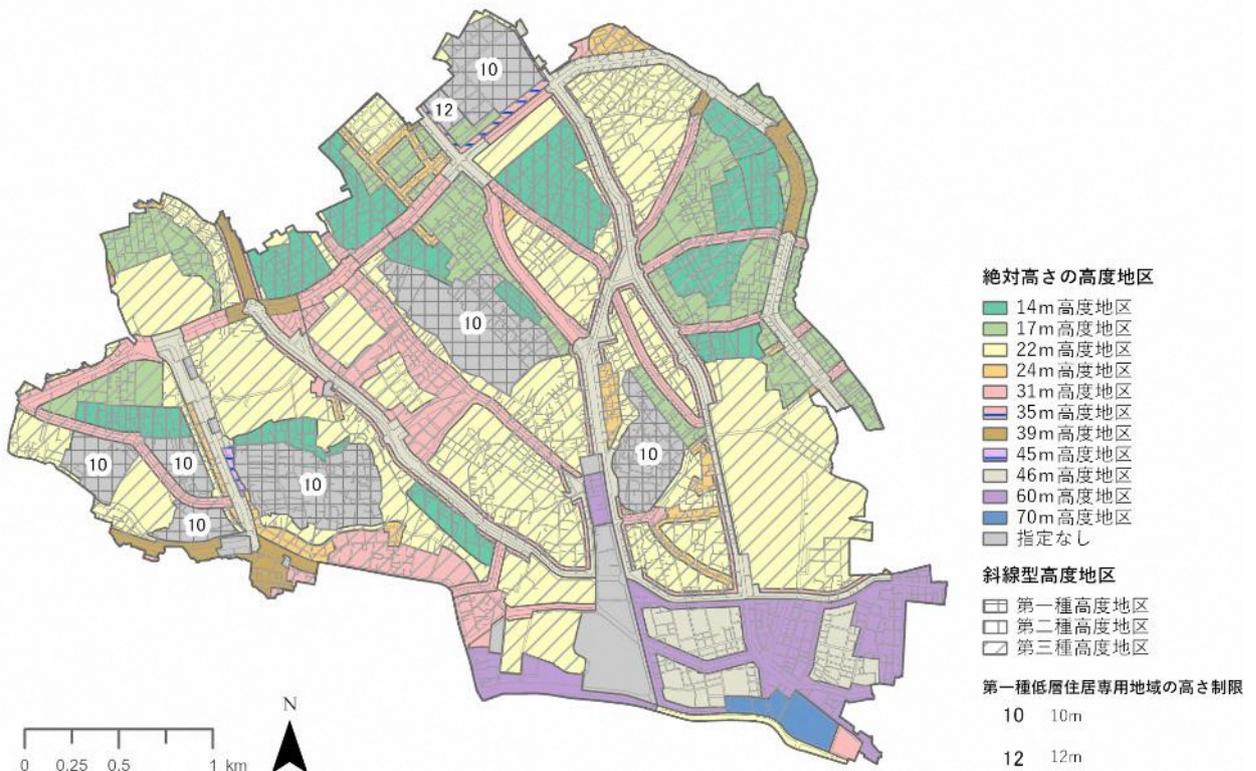
これまでの成果

- 地域地区など土地利用に関する都市計画制度に基づいて、土地の適切な利用を進めてきました。後楽二丁目地区では、令和3年にまちづくり整備指針を改定し、市街地再開発事業等や段階的な市街地整備の実施に向けた検討を行っています。
- 春日・後樂園駅前地区では、土地の合理的利用、防災性の向上、交通利便性の向上などにより、にぎわいある拠点商業地を形成していくことを目的に市街地再開発事業が進められ、平成30年に西街区、令和3年に北街区の工事が完了しました。
- 建築物の高さの適切な誘導により、良好で秩序ある市街地を形成するとともに、建築物の高さを抑えることで近隣紛争の防止や良好な住環境を保全することを目的に、平成26年に区の全域において建築物の絶対高さを制限する高度地区を指定しました。



春日・後樂園駅前地区
市街地再開発事業 北街区

■絶対高さの高度地区



出典：令和2年文京区都市計画図閲覧・検索システムより作図

今後の課題

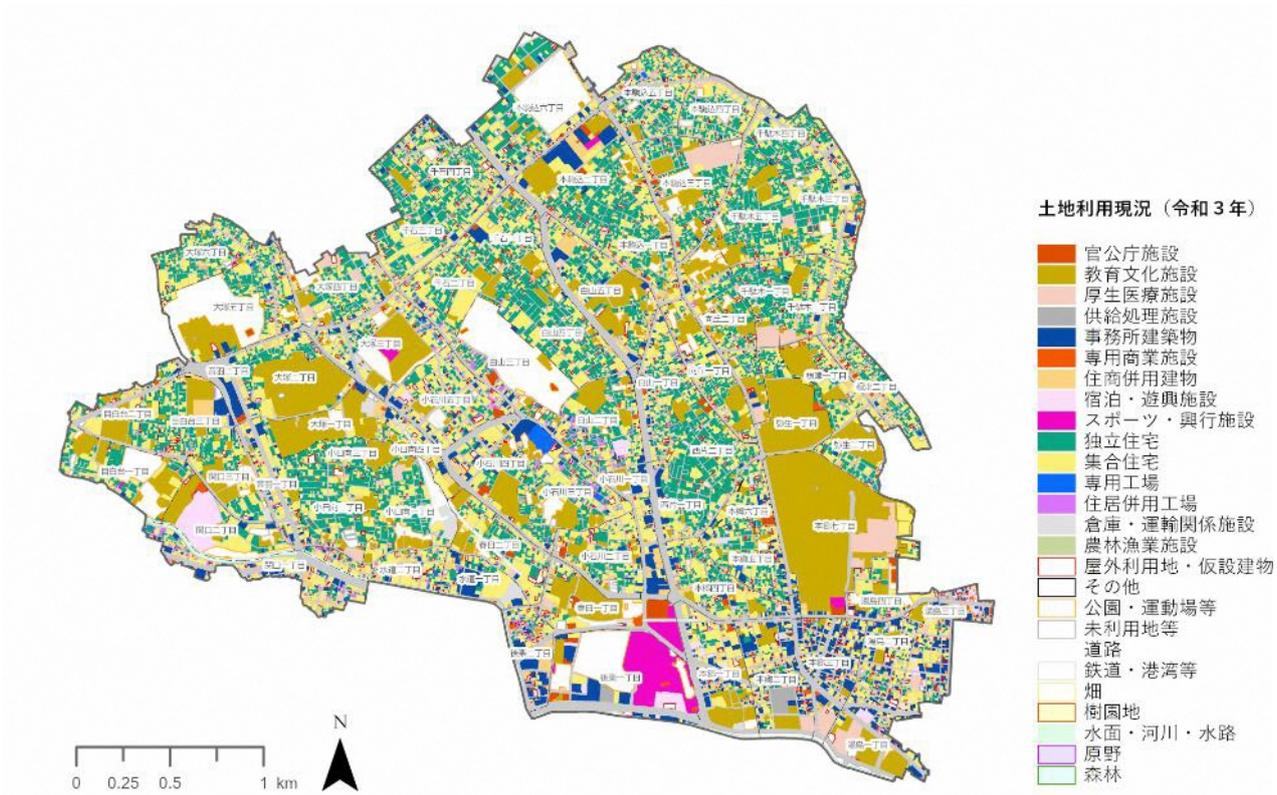
- 大学や病院など、大規模敷地における機能更新は、周辺のまちに与える影響が大きいとともに、区全体としての魅力を高める重要な役割を担っています。必要に応じた都市計画の合理的な見直しや地区計画等の活用も見据えながら、周辺と調和し、地域の課題解決や魅力向上に資する計画に誘導することで、地区の特性を生かしたまちづくりを進めていく必要があります。
- 平成26年に区の全域において指定した建築物の絶対高さを制限する高度地区については、様々な意見があり、地区計画などによる地域のまちづくりの状況を踏まえながら、長期的な視点で状況を注視していく必要があります。
- 湯島や後楽二丁目など行政区をまたいで一体的・連続的なエリアとして土地利用がなされている地区では、隣接区との整合を図りながらまちづくりを検討していく必要があります。
- 準工業地域において、マンションなどの住宅の立地が進んだことにより住工混在が生じています。古くからある地域の住宅と工場との良好な共存市街地を形成することが必要です。

■土地利用の変化

		H23	R3	増減数
		(ha)	(ha)	H23～R3
公共	官公庁施設	7.8	6.7	-1.1
	教育文化施設	183.3	182.0	-1.3
	厚生医療施設	17.1	21.9	4.8
	供給処理施設	2.6	2.6	-0.1
商業	事務所建築物	59.6	57.6	-2.0
	専用商業施設	4.3	4.0	-0.3
	住商併用建物	49.6	51.0	1.4
	宿泊・遊興施設	12.0	10.2	-1.8
	スポーツ・興行施設	12.4	12.9	0.5
住宅	独立住宅	231.0	222.6	-8.4
	集合住宅	184.1	200.8	16.8
工業	専用工場	5.5	3.2	-2.2
	住居併用工場	11.2	7.7	-3.5
	倉庫運輸関係施設	9.2	7.1	-2.1
屋外利用地・仮設建物		21.6	18.9	-2.6
公園、運動場等		81.2	82.4	1.3
未利用地等		13.7	12.7	-1.0
道路		213.9	215.3	1.4
鉄道・港湾等		4.1	4.2	0.0
水面・河川・水路		5.0	5.0	-0.0
総計		1129	1129	

出典：各年土地利用現況調査GISデータより算出

■土地利用現況図（令和3年）



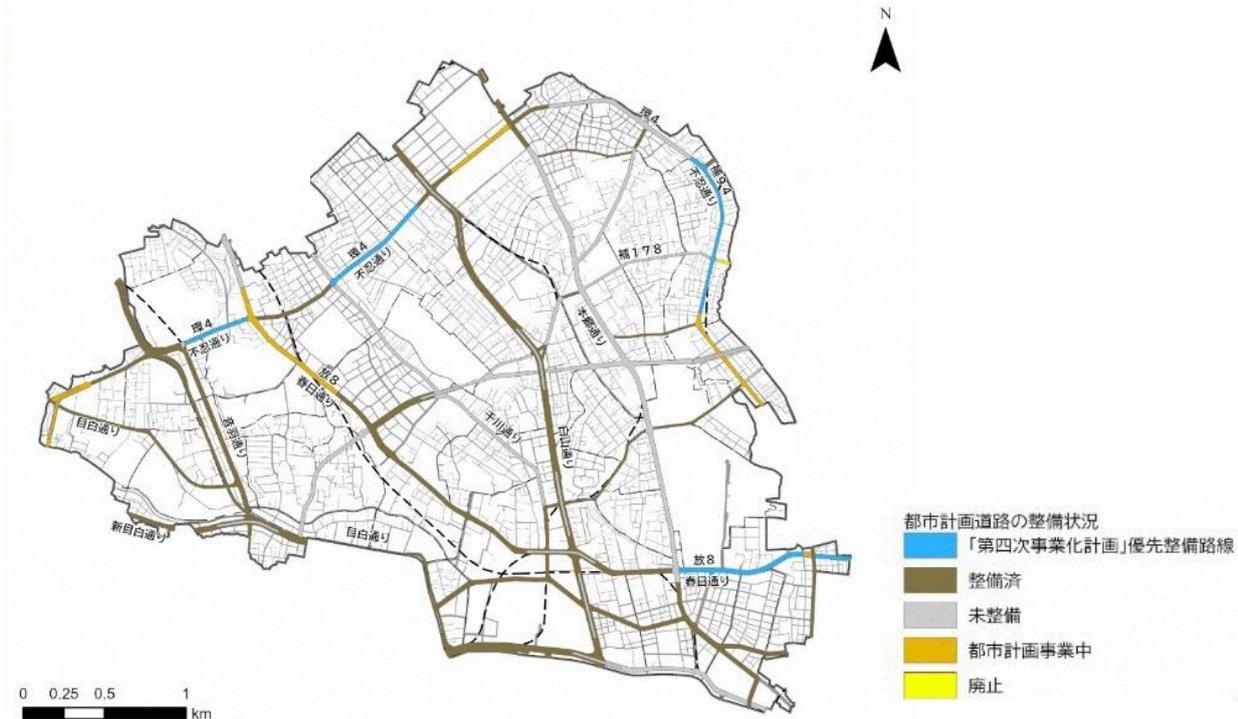
出典：令和2年文京区都市計画図閲覧・検索システムより作図

(2) 道路・交通

これまでの成果

- 骨格的な主要交通ネットワークとなる主要幹線道路として、環状4号線、放射8号線、補助94号線で都市計画道路の整備が進められています。一方で、補助178号線の一部区間については、都市計画道路の必要性が低いことが確認され、廃止されました。

■都市計画道路の整備状況



出典：令和2年文京区都市計画図閲覧・検索システムより作図

- 文京区バリアフリー基本構想に基づき、歩行空間における段差の解消や幅員構成等の見直しによる区道のバリアフリー化を進めてきました。
- 細街路拡幅は平成2年から事業を開始し、令和4年度までの32年間で整備延長は約80km、年間平均で約2.5kmの事業実績となっています。

■生活関連経路に指定された区道（一次避難及び歩道のある二次経路）のバリアフリー整備率



出典：「文の京」総合戦略 R5 年度戦略点検シート

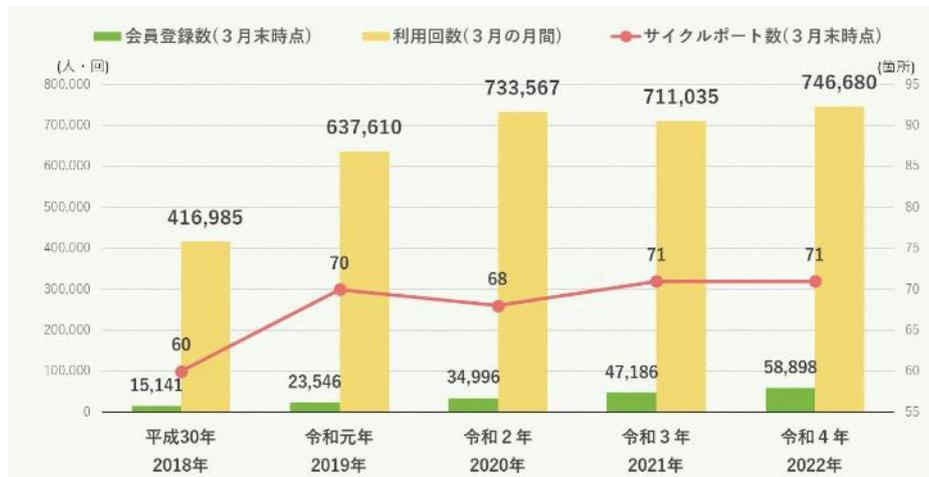
■細街路拡幅整備率・整備延長



出典：「文の京」総合戦略 R5 年度戦略点検シート

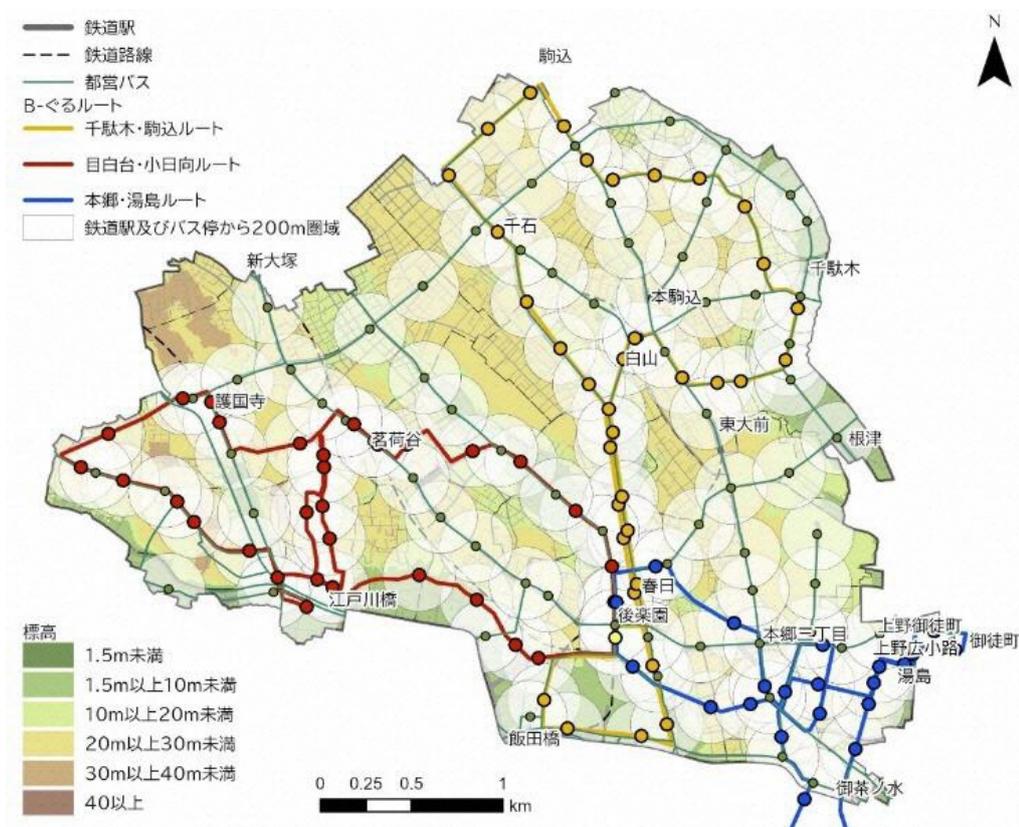
- 国道や都道を中心に自転車通行空間が整備され、複数事業者と自転車シェアリング事業の協定を締結するなど快適な自転車交通環境の充実に取り組んできました。
- コミュニティバス「Bーぐる」は、新たに「目白台・小日向ルート」、「本郷・湯島ルート」の運行を開始し、区西側や都心地域における比較的交通が不便な地域の解消に取り組んできました。

■自転車シェアリング事業の会員登録数



出典：「文の京」総合戦略 R5 年度戦略点検シート

■鉄道駅及びバス停分布



出典：B-ぐるマップ、地理院タイル（標高タイル）を加工して作成

今後の課題

- 都市計画道路未整備区間においては、自動車交通量や社会情勢等を踏まえ、適切な見直しを図っていく必要があります。
- 主要幹線道路や生活幹線道路など、歩行空間が十分に確保されていない道路では、安全かつ快適な道路にするために歩行空間の拡幅整備を進めていくことが必要です。さらに、道路を車中心から人中心の空間として、人々が集い、交流できる場へと転換していくため、沿道も含めた歩きたくなるデザイン整備などに取り組んでいく必要があります。
- 区内の鉄道等の公共交通網は充実しており、区民の交通手段としては自動車よりも自転車の占める割合が大きくなっているため、自転車のルール順守やマナー向上を図るとともに、自転車通行空間の整備や駐輪場の充実など、快適で安全な自転車利用環境の向上を図っていくことが必要です。

■自転車通行空間の整備状況及び、駐輪場・シェアリングポートの分布



出典：文京区「文京区自転車活用推進計画」令和4年7月、東京自転車シェアリングポート HP (令和4年7月時点) より作成

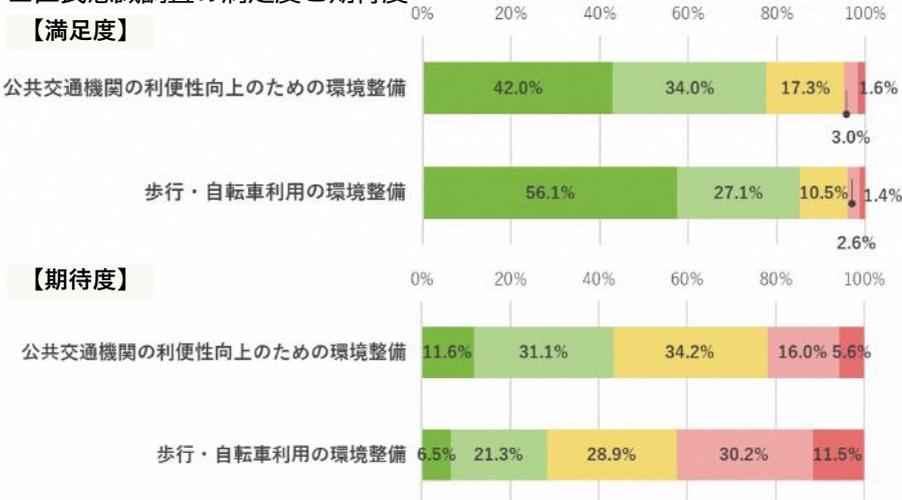
- 多様な移動ニーズに対して様々な交通手段の充実による利便性向上を図っていくとともに、コミュニティバスにおいては利用者の利便性向上や、令和3年度に新設した本郷・湯島ルートへの認知向上を図っていく必要があります。
- 区民意識調査では、公共交通機関の利便性については多くの区民が満足している一方で、歩行・自転車利用の環境整備の取り組みでは、不満を感じている区民が多く、今後の取組としての期待度も高い状況です。

代表交通手段分担率



出典：2018年東京都市圏P T調査結果、平成27年全国都市交通特性調査より作成

区民意識調査の満足度と期待度



出典：令和3年度区民意識調査

- 文京区内の年間の交通事故件数は減少しておりますが、自転車が関与する事故の割合は増加し半数を占めています。電動キックボードなど新たな小型モビリティも含めて、交通安全対策が必要です。

区内の交通事故件数と自転車関連事故割合



出典：東京都「警視庁交通年鑑」より作成

(3) 緑と水

これまでの成果

- 文京区みどりの基本計画に基づき地域特性に応じた緑の保全及び緑化の推進を図っていくため、緑化指導、屋上緑化助成、生垣助成のほか、保護樹木や樹林育成については補助制度を拡充し、平成24年度と比較して平成30年度は緑被率が0.3%上昇しました。
- 文京区みどりの保護条例に基づき、緑化計画制度により200㎡以上の敷地における緑地確保を誘導し、屋上緑化率は平成24年の1.3%から平成30年には2.2%に上昇しました。保護樹木は令和4年度末現在で690本、保護樹林は29箇所を指定しています。

■緑被率の推移



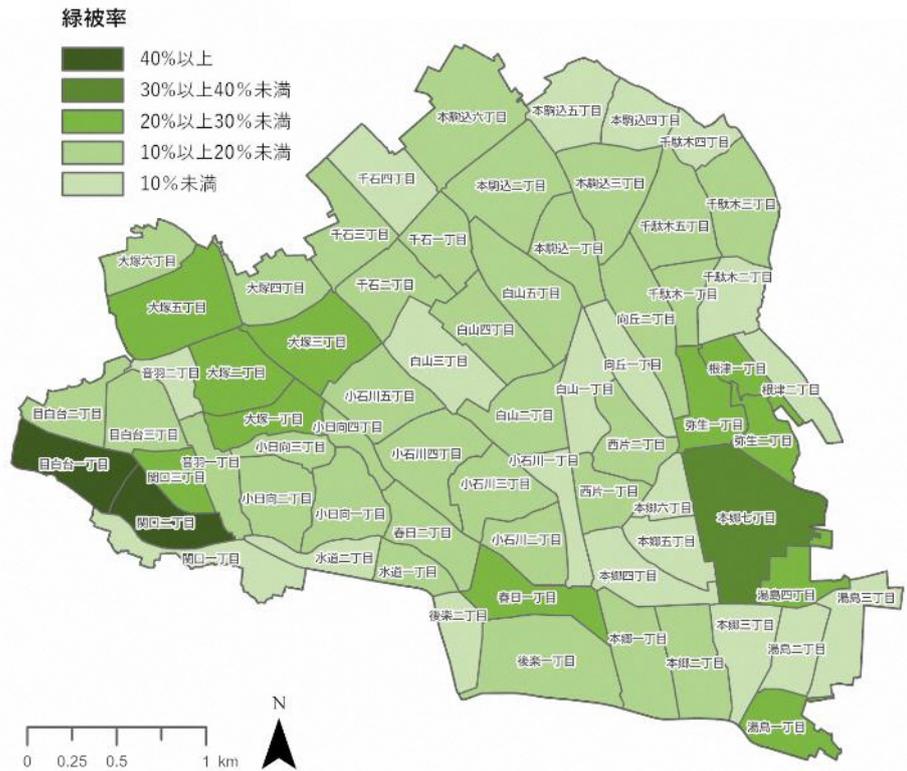
出典：第8次文京区緑地実態調査

■屋上緑化面積と屋上緑被率の推移



出典：第8次文京区緑地実態調査

■町丁目別緑被率



出典：第8次文京区緑地実態調査より作成

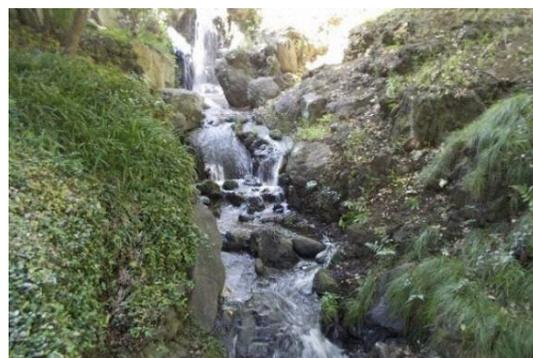
- 文京区公園再整備基本計画に基づき、各公園で地域との意見交換会等により地域や利用者のニーズを把握しながら平成25～令和3年度までに27園の公園を再整備してきました。
- 市民緑地制度により一般公開されていた「千駄木ふれあいの杜」は、平成28年に区立公園として開園しました。
- 神田川沿いにおいてポケットパークを整備しました。
- 下水道の整備と神田川の整備と維持管理により、神田川の水質改善に努めました。また、須藤公園と肥後細川庭園の湧水と池泉を再整備しました。
- 公園等連絡員、区民管理等の制度により、多くの公園で区民等と区の協働による維持・管理に取り組んでいます。

■再整備等を実施した区立公園等一覧

平成30年度	教育の森公園、真砂児童遊園、関口一丁目児童遊園、根津二丁目児童遊園、駕籠町公園、白山公園、大塚窪町公園
令和元年度	六義公園、大観音児童遊園
令和2年度	お茶の水公園、小石川一丁目児童遊園、西方二丁目児童遊園、根津二丁目第二児童遊園
令和3年度	西方公園、小石川四丁目児童遊園、本駒込一丁目第二児童遊園、森川町児童遊園、白山四丁目児童遊園、本駒込二丁目児童遊園

出典：「文の京」総合戦略 R4年度戦略点検シート

■須藤公園



■肥後細川庭園



■区民参画による管理運営制度の概要と実施公園数（令和4年7月1日時点）

①公園等連絡員制度 【119園中56園で実施】

個人に委嘱し、公園内外の巡視、利用者の実情把握、適正利用の推進、施設等の点検、事故等の連絡が行われている。

②区民管理制度 【119園中45園で実施】

区民管理団体と区が協定を締結し、公園内の清掃及び除草・ゴミの分別・利用者の実情把握、施設等の点検、事故等の連絡などの活動が区民によって行われている。近年、区民団体の高齢化に伴い、樹木の剪定など、区民の手の届かない管理内容については、区が支援している。

③自主管理花壇 【119園中14園で実施】

文京区が管理する公園、児童遊園等における区民による自主的な花壇づくり。

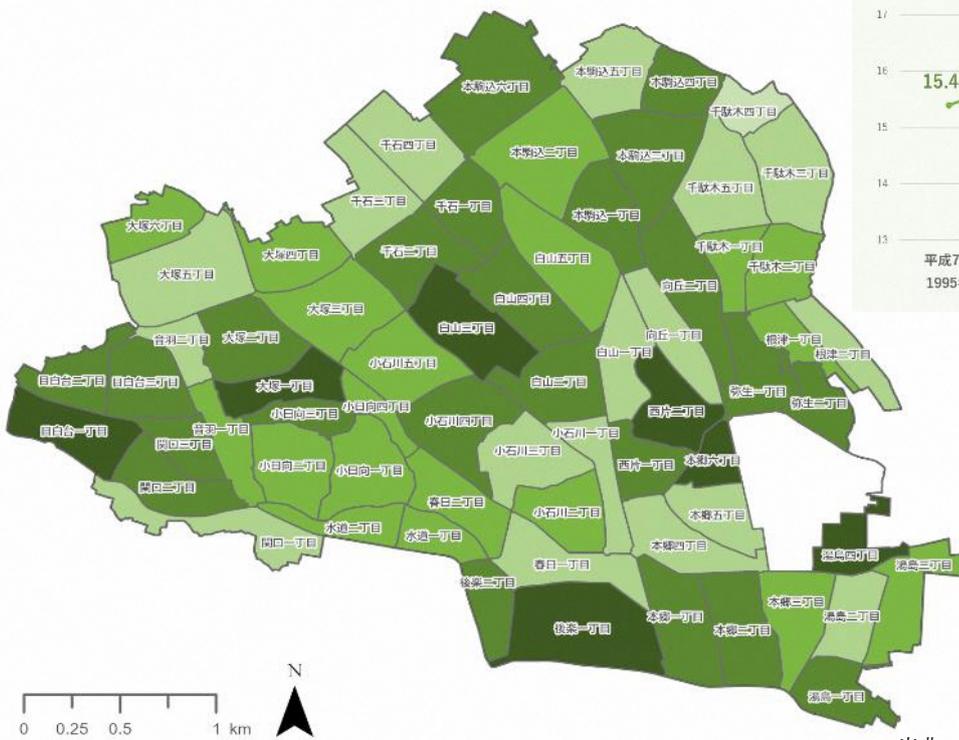
④文京区みどりのサポート活動

区民が花壇のデザイン、植栽、手入れをする「公園ガーデナー」や区が開催する緑化事業のボランティア等を行う「緑化事業サポート」など緑環境維持、向上を目的とした活動を提供している。

今後の課題

- 公園の再整備が着実に進められているものの、依然として開設または大規模改修から 30 年以上経過した公園が半数以上残っています。高齢化の進行などによって公園の利用の仕方が変化するなか、民間活力を活かしながら、利用者のニーズに合った公園の再整備や公園サービスの向上が求められます。
- 文京区における一人当たりの公園面積は、1.04 m²と 23 区の中でも低い割合ですが、今後、さらに人口増加が予測されるなかで公園は限られた面積となることから、公園再整備における立体公園制度の活用検討や、民間の開発等に伴うオープンスペースの確保などを誘導し、公園機能を補完していく必要があります。
- 緑視率は平成 24 年度と比較して平成 30 年度は 0.5%減少しています。

■町丁目別緑視率



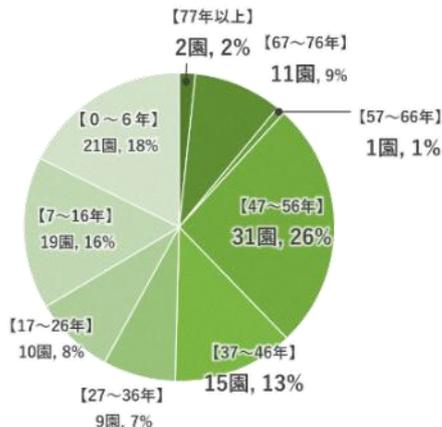
■緑視率の推移



出典：第 8 次文京区緑地実態調査

出典：第 8 次文京区緑地実態調査より作成

■開設または大規模改修からの経過年数別公園割合



出典：文京区「文京区公園再整備基本計画」令和 4 年 3 月

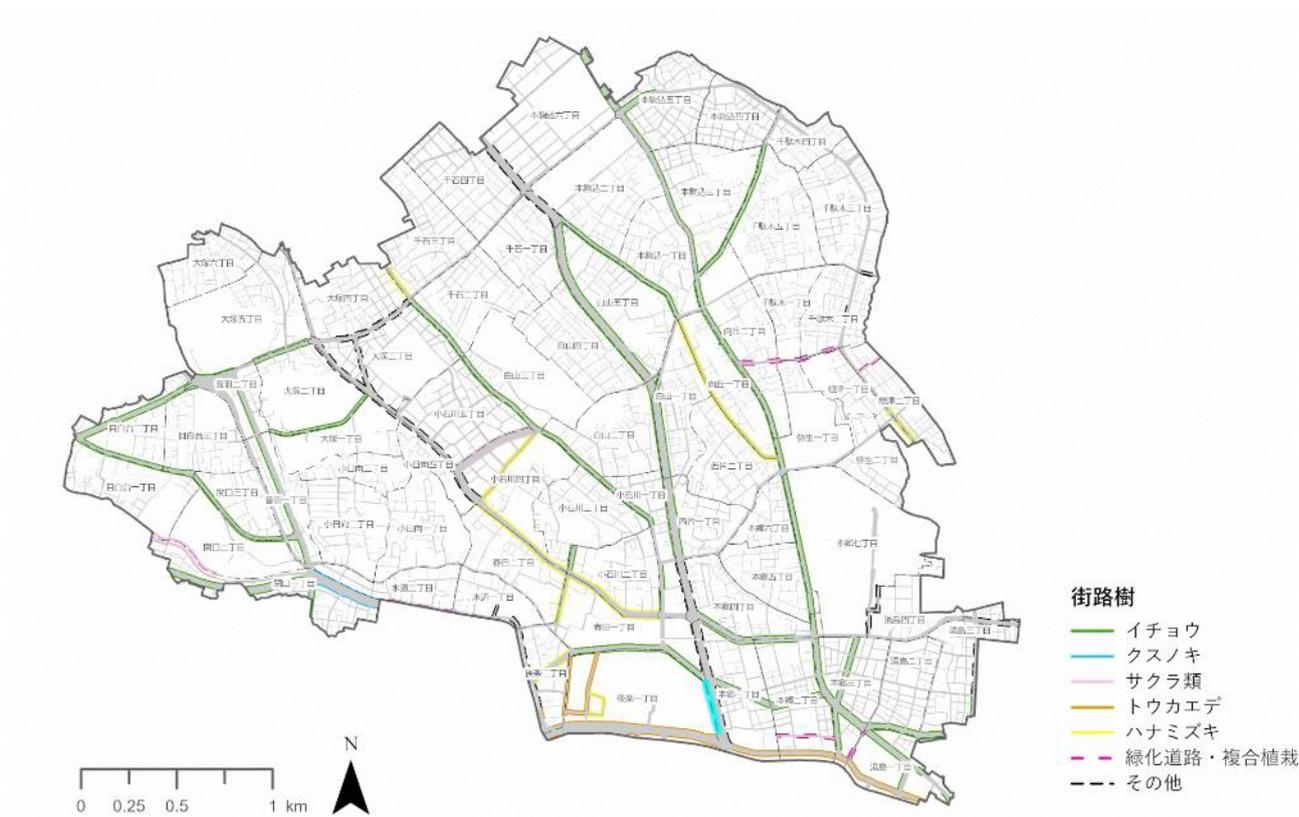
■公園再整備計画対象公園の整備状況 (都立公園と占春園を含まない)

年	令和3年	平成24年
公園数 (園)	119	118
平均面積 (m ²)	1,972	1,976
最小面積 (m ²)	53	26
最大面積 (m ²)	30,381	30,381
1人当たりの公園面積 (m ²)	1.04	1.16
身近な公園面積率 (%)	2.08	2.06

出典：文京区「文京区公園再整備基本計画」令和 4 年 3 月

- 緑被率は増加していますが、緑は潤いのある美しい都市環境の形成や、ヒートアイランド現象の抑制、大気汚染の浄化、地球温暖化の防止などにおいて、重要な役割を果たしていることから、区民等と区が協働して緑の保全や緑化の推進に取り組む必要があります。
- 主な道路では多様な樹種の街路樹が整備され、みどりのネットワークを形成していますが、街路樹や保護樹木の老木の増加に対応した、計画的な更新や適切な維持管理をしていく必要があります。
- 神田川や池泉、湧水などの親水空間の整備と適切な維持管理により、市街地に潤いを与える水辺空間の質の向上を図る必要があります。

■街路樹の分布



出典：第8次文京区緑地実態調査より作成

■街路樹の推移



出典：第8次文京区緑地実態調査

(4) 住宅・住環境

これまでの成果

- 住宅総数は平成10年の約9万戸から、平成30年で約14万戸まで増加し、量的な充足は図られています。
- 文京区耐震改修促進計画に基づく耐震診断や耐震改修により令和元年度末における一般住宅の耐震化率は92.0%で、平成22年と比べ約7.6%上昇しました。
- マンションの適正な管理の促進に向けて、長期修繕計画作成費助成、劣化診断調査費助成などの助成制度や、マンション管理士派遣などの相談事業の充実を図ってきました。
- 中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整のため、紛争予防条例に基づくあっせんや中高層建築物及び開発事業における建築計画の事前周知を図ってきました。
- 高齢者、障害者等への住宅施策については福祉施策として文京区地域福祉保健計画に位置づけ、平成27年から文京すまいるプロジェクトを開始、平成29年には文京区居住支援協議会を設置し、住宅確保要配慮者の入居支援、居住支援に取り組んでいます。

■住宅ストックの推移



出典：住宅・土地統計調査（各年）

■耐震化率の状況



出典：文京区「文京区耐震改修促進計画」令和3年3月

■マンション管理適正化支援制度の実績

	平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	備考
マンション管理セミナー	60	78	33	37	37	参加人数
マンション管理士派遣	29	27	10	18	18	
分譲マンション管理個別相談	18	20	23	12	13	
マンションアドバイザー制度利用助成	3	0	0	1	0	
分譲マンション管理組合設立支援	4	5	0	0	0	平成30年度から実施
マンション長期修繕計画作成費助成	5	9	14	30	23	平成30年度から実施
マンション劣化診断調査費助成	6	6	7	14	24	平成30年度から実施
マンション共用部分改修費助成	0	4	5	5	2	平成30年度から実施

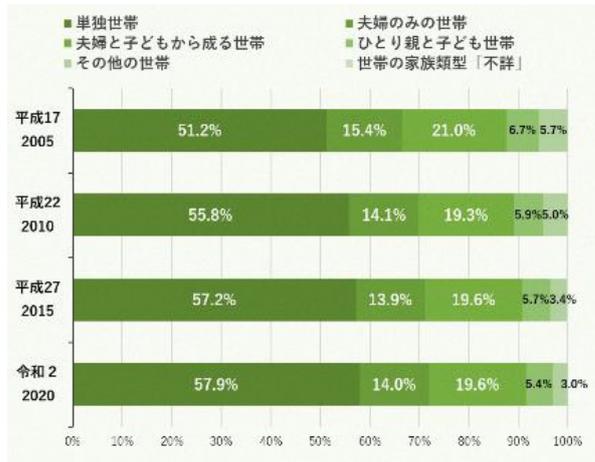
出典：文京区都市計画部概況（各年）

今後の課題

【今後の課題】

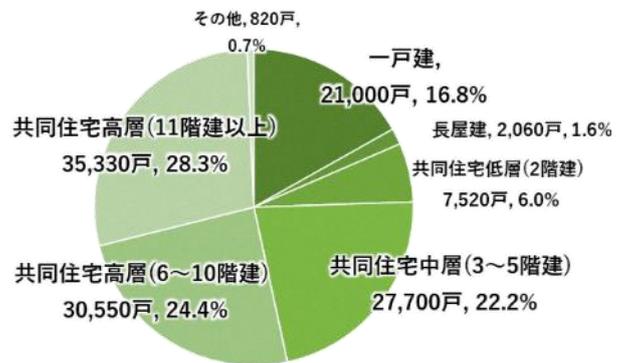
- 単身世帯が全体の6割まで増加していることや、各世帯においてライフステージの変化に伴う住替え意向が多いことなどから、多様な住宅ニーズに応じた既存住宅ストックの有効活用が望まれます。
- 文京区は、総世帯の約8割が共同住宅で暮らしており、都市や地域社会を構成する重要な要素ともなっています。一方で、建物の高経年化や居住者の高齢化の進行により、管理組合の機能低下や管理不全に陥るマンションの増加が懸念されています。今後想定される高経年マンションの建替えや空き住戸化などの問題に対応するためにも、管理不全の予防、適正な維持管理の促進に向けた体制づくりを検討していく必要があります。
- 近年、多発している集中豪雨や台風等による災害が懸念されるなか、原因ともされる気候変動に対して、オフィスビルや住宅で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロを目指す（ZEB, ZEH, ZEH-M）など、環境に配慮した建築物が求められます。

■世帯構成の割合の推移



出典：国勢調査（各年）

■建て方別の住宅割合



出典：住宅・土地統計調査（平成30年）

■建築年代別の住宅戸数



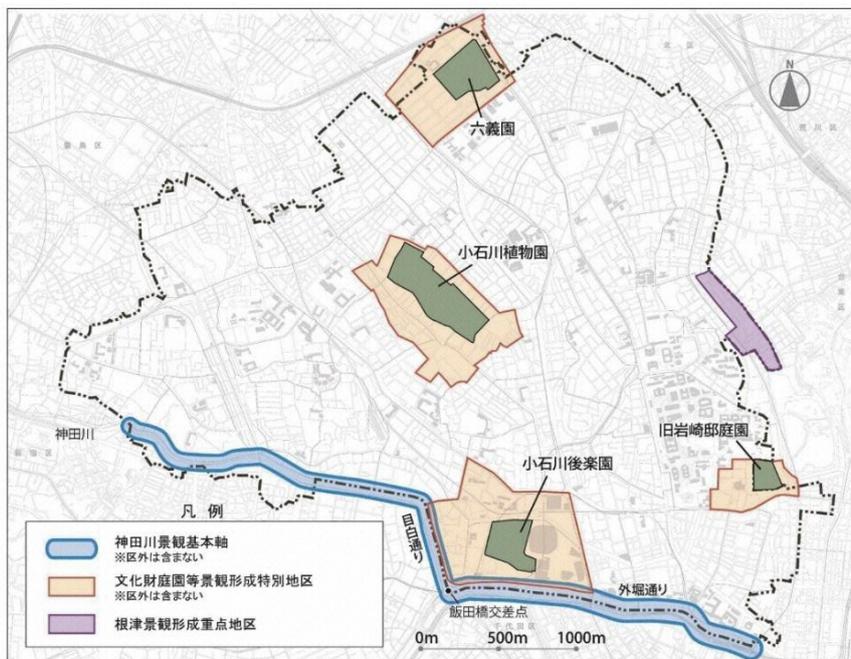
出典：住宅・土地統計調査（平成30年）

(5) 景観

これまでの成果

- 文京区は、平成 25 年 5 月に景観法に基づく都との協議を経て、景観行政団体へ移行しました。
- 文京区景観計画の策定及び届出・景観事前協議により、区の魅力を生かしたきめ細かな景観づくりを推進しています。
- 根津地区を景観形成重点地区、小石川植物園を文化財庭園等景観形成特別地区に指定し、地区ごとに限定基準を設けることにより、先導的な景観形成の誘導を図っています。
- 平成 13 年度から実施されている都市景観の表彰制度「文の京景観賞」では、令和 3 年度までに計 1,664 件の応募があり 70 件について表彰を行いました。
- 「まち並みウォッチング（まち歩き）」や区内在住・在学の小学生と保護者を対象にした写真撮影講座「文京パチリ」など景観への関心を高める取り組みを実施してきました。

■地区限定基準



出典：文京区景観計画（平成 25 年）

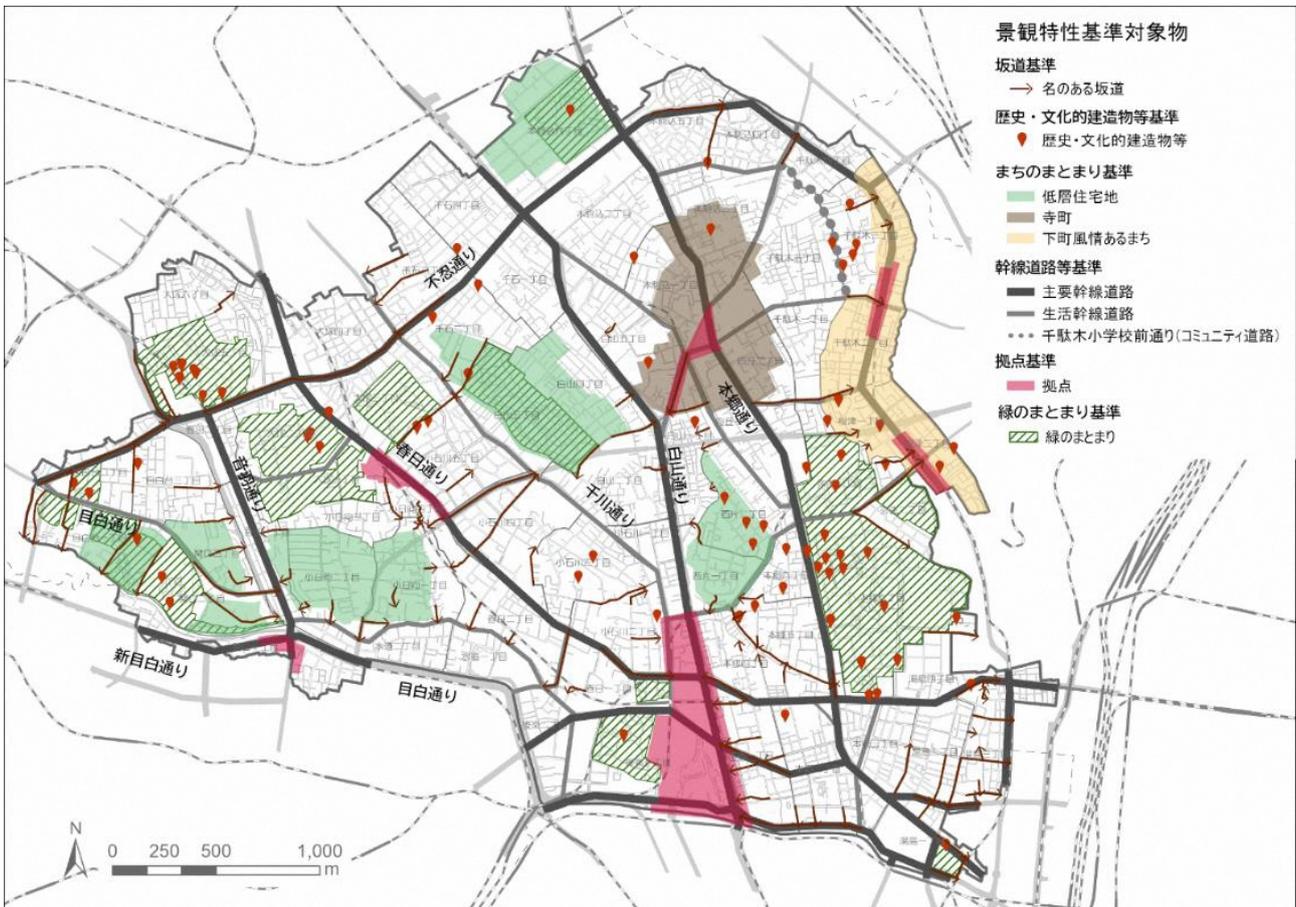
■「文の京」景観賞



今後の課題

- 文京区は歴史を経た緑が豊かで、また風景の奥行きを深くしている坂も多くあります。これらはともに文京区らしい景観を形成する要素であり、今後も継承していくことが望めます。
- 良好な景観形成のため、住民や事業者からの理解や協力が得られるよう、景観法に基づく、事前協議制度等を通じ、丁寧な説明や周知を図っていくことが必要です。
- 歴史・文化的資源などの建築物の建て替えにあたっては、以前の建物の趣等を感じさせるデザインとするよう誘導するなど魅力の保全に努めていくとともに、それらを活かした地域ごとの個性によりまちの回遊性を高めていくことが重要です。
- 大規模敷地においては、景観まちづくりの先導的な役割を果たすことから、歴史的・文化的景観や緑化等の保全、敷地外周部の設え、良好なスカイラインの形成などの誘導をしていくことが求められます。
- 地域により個性の異なる景観を次世代へと引き継いでいけるよう、継続的な景観啓発による区民等の景観に対する意識向上を図っていくことが必要です。

■景観特性基準が適用される場所



出典：文京区景観計画（平成 25 年）より作成

(6) 防災

これまでの成果

- 文京区耐震改修促進計画に基づき耐震化が進められ、防災上重要な公共の建築物の耐震化率は平成27年に100%に達成したほか、一般住宅や特定緊急輸送道路沿道の建築物でも耐震化が着実に進められています。
- 平成26年12月に大塚五・六丁目地区を不燃化推進特定整備地区（不燃化特区）に指定し、震災時に延焼の危険性が高い老朽建築物の建替えや危険建築物の除却の促進を図り、不燃化を進めてきました。
- 東京都が土砂災害防止法に基づき土砂災害警戒区域等を指定したことを踏まえ、土砂災害のハザードマップ等を作成し、水害及び土砂災害のリスクや避難行動に関する意識啓発をするとともに、被害を未然に防止するため平成26年から崖等整備資金助成を行っています。
- また、宅地開発や中高層建築物等の建設に伴う雨水流出抑制（浸透・貯留）施設の整備促進や東京都との連携による下水道整備も進めてきました。

■耐震化率の推移



出典：文京区「文京区耐震改修促進計画」令和3年3月

■建物構造種別の推移



出典：東京都土地利用現況調査（各年）

【今後の課題】

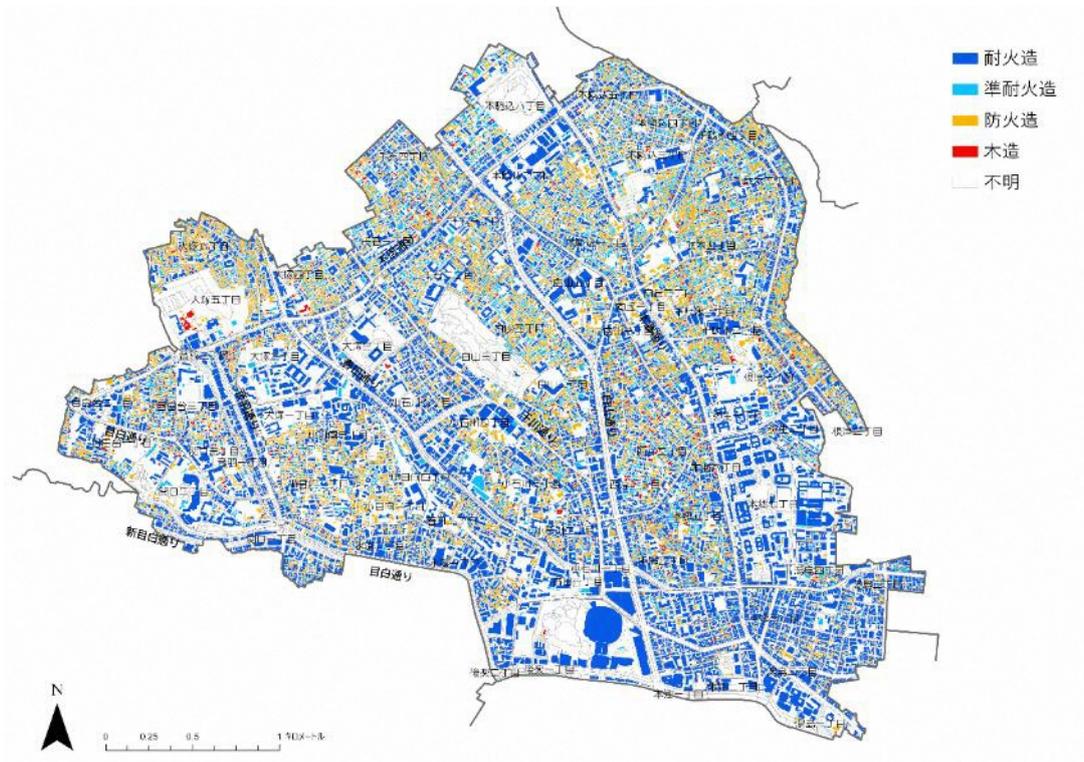
- 近い将来、首都直下地震などの大規模な地震の発生が懸念されるなか、引き続き、住宅市街地を中心に耐震化・不燃化対策を進めていく必要があります。
- 大学やレクリエーション施設など区外からも多くの人が来訪する施設がある文京区は、およそ14万人の帰宅困難者が発生すると想定されているため、一斉帰宅の抑制や一時滞在施設の確保等の帰宅困難者対策を進めていくとともに、エネルギーの確保など被災しても各地域で自立して生活しつづけていくための基盤を整えていくことが必要です。

■文京区と隣接区の帰宅困難者数の予想



出典：東京都「首都直下地震等による東京の被害想定」令和4年5月25日公表

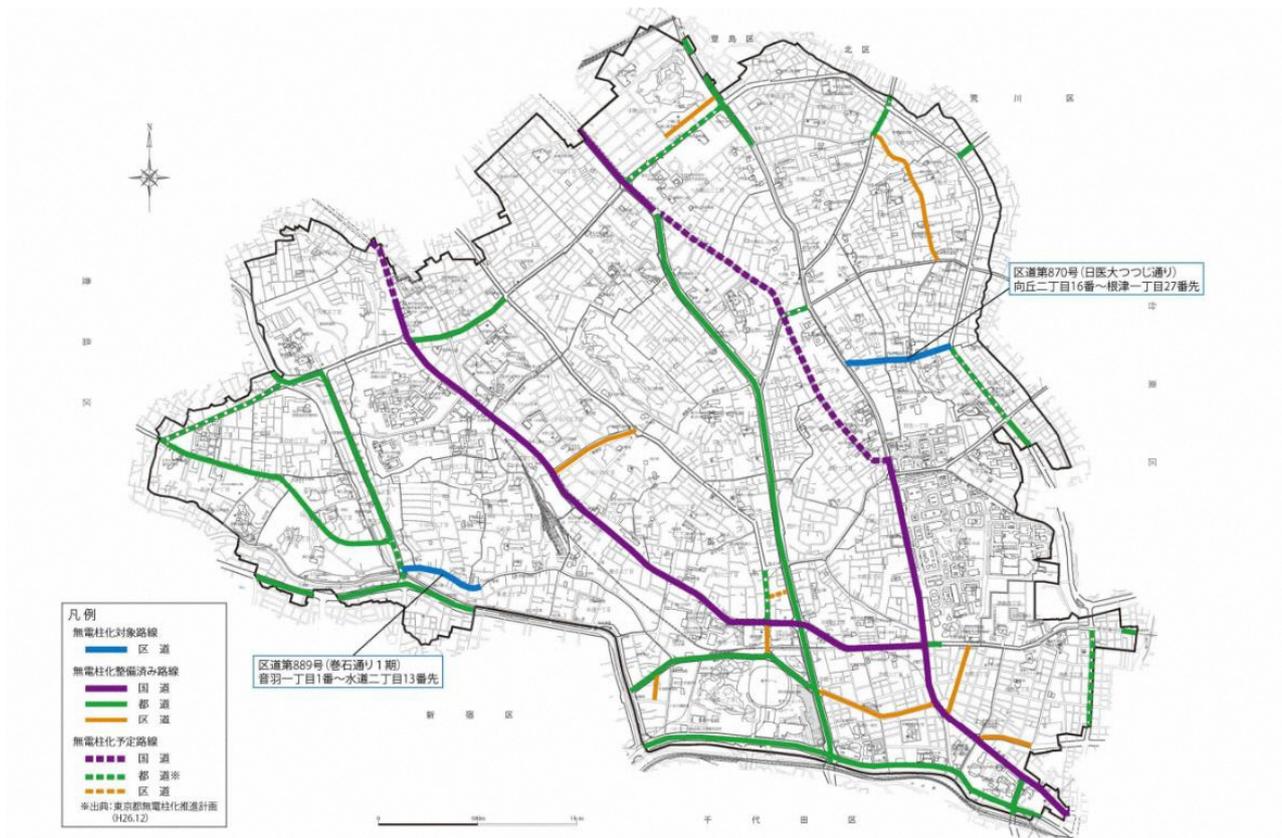
■建物構造の状況



出典：東京都土地利用現況調査（令和2年）

- 緊急輸送道路を中心に、無電柱化を推進していくことが望めます。
- 世界的な気候変動に伴う異常気象が多発するなか、河川によって台地が刻み込まれた地形のため、崖地が多い文京区では土砂災害に対する事前の対策を進めていくことが重要です。
- いざ災害が起きても被害を最小限にとどめ、今あるコミュニティを維持しながら速やかに復旧・復興できるよう、事前復興まちづくりを進めておく必要があります。
- 近年、多発している集中豪雨や台風等による水害のリスクが高まる中で、その対策や対応が求められます。

■無電柱化の整備状況



出典：「文京区無電柱化推進計画」平成 31 年 4 月

1-4 文京区の広域的な位置づけ

東京都は、2040年代の目指すべき東京の都市の姿とその実現に向け、都市づくりの基本的な方針等を示した「都市づくりのグランドデザイン」を平成29年9月に策定し、これに基づき、令和3年3月には「東京都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(都市計画区域マスタープラン)」が改訂されました。

都市計画区域マスタープランでは、高度に成熟した都市として、地球環境と調和を図り、持続的に発展していくことを理念に、グローバルな人・モノ・情報の活発な交流を促進し、新たな価値を生み続ける活動の舞台としての東京のブランド力を高め、世界中から選択される都市を目指すことを目標に掲げ、分野を横断する8つの戦略を設定し、先進的な取組を進めていくこととしており、文京区においても、既にある庭園などの緑と水や、芸術・文化やスポーツといった資源を最大限に活用していくことが望まれます。

都市づくりの戦略

- ① 持続的な成長を生み、活力にあふれる拠点を形成
- ② 人・モノ・情報の自由自在な交流を実現
- ③ 災害リスクと環境問題に立ち向かう都市の構築
- ④ あらゆる人々の暮らしの場の提供
- ⑤ 利便性の高い生活の実現と多様なコミュニティの創出
- ⑥ 四季折々の美しい緑と水を編み込んだ都市の構築
- ⑦ 芸術・文化・スポーツによる新たな魅力を創出
- ⑧ デジタル技術を生かした都市づくりの推進

また、人・モノ・情報の自由自在な移動と交流を確保することでイノベーションの源泉となる挑戦の場を創出してくため、広域的には概成する環状メガロポリス構造を更に進化させ、「交流・連携・挑戦の都市構造」の実現を目指すとともに、首都機能や広域的な経済機能を担っていくため、高次な都市機能が集積する広域交流の要を「広域拠点」として、特に区部中心部については、高密度な鉄道網等、都市基盤が充実した日本の中核機能を支える「中核広域拠点」として位置づけることが示されています。

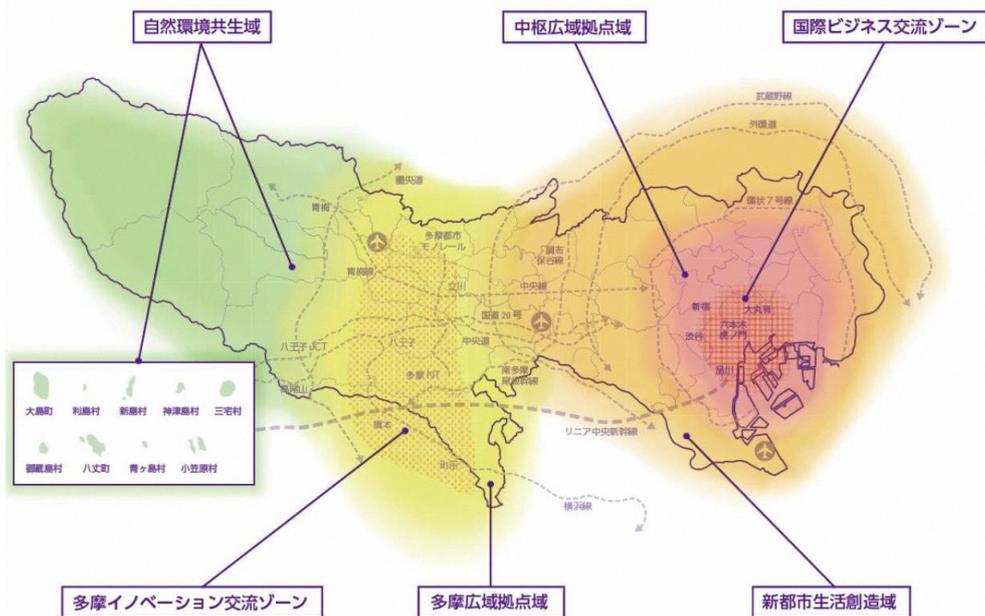
中核広域拠点内では、多様な特色を有する拠点や地域の形成を図ると共に、それぞれが個性を發揮しながら、人々の交流の場を形成し、東京の魅力を向上させることが示されています。

文京区は全域が、この「中核広域拠点域」に位置付けられており、文京区の特徴である大学や医療機関の集積を生かした拠点や、都心に近い閑静な住宅地や風情あるまち並みを生かした地域等を形成していく必要があります。

また区南側の一部は、国際的な経済活動の中心地としての集積・魅力を更に伸ばす「国際ビジネス交流ゾーン」に位置づけられています。飯田橋や湯島は区を跨って拠点となっているため、隣接区と連携を図りながら、国際競争力強化に向けた機能の導入や交通結節機能の強化と、複合的で高度な土地利用を推進する必要があります。

さらに、拠点間を結ぶ道路・交通ネットワークの充実を考慮し、個性やポテンシャルを生かしながら、都市機能の更なる集積を図っていくことや、河川・崖線などの自然地形や公園・緑地などと一体となった厚みとつながりのあるみどりの充実とともに、みどりの量的な底上げと質の向上を推進していくことが示されています。

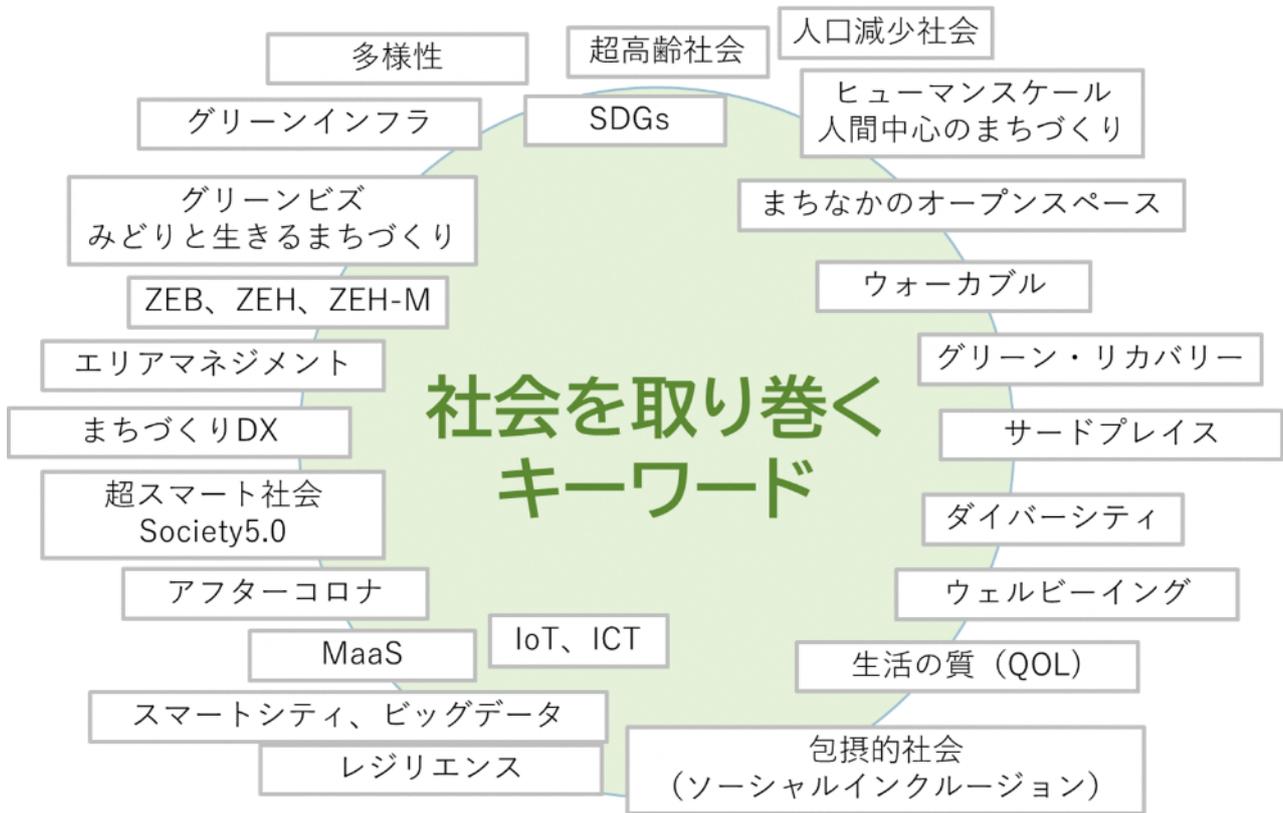
■都市づくりのランドデザインにおける地域区分（4つの地域区分と2つのゾーン）



出典：東京都「東京都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」令和3年3月

1-5 まちを取り巻く新たな潮流

地球規模での環境の変化や人口減少社会、デジタル技術革新、価値観の多様化など、都市を取り巻く状況は大きく変化しています。都市マスタープランでは、以下に示すような社会情勢の変化を踏まえ、これらを取り巻く都市政策分野における動き(社会を取り巻くキーワード)に目を向けながら、まちづくりを進めていく必要があります。



■社会を取り巻くキーワード

キーワード	概説
グリーンインフラ	社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくりをすすめる全般的な取組みのこと
エリアマネジメント	地域における良好な環境や地域の価値を維持・向上させるための住民・事業者・地権者等による主体的な取組みのこと
まちづくりDX	基盤となるデータ整備やデジタル技術の活用を進め、まちづくりの在り方を変革することで都市における新たな価値創出又は課題解決を図ること
Society5.0	ビッグデータ等の先端技術を活用したサイバー(仮想)空間とフィジカル(現実)空間を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会
スマートシティ	ICT等の新技術を活用しつつ、マネジメント(計画、整備、管理・運営等)の高度化により、都市や地域の抱える諸課題の解決を行い、また新たな価値を創出し続ける、持続可能な都市や地域であり、Society 5.0の先行的な実現の場
Maas	(マース:Mobility as a Service)。地域住民や旅行者一人一人のトリップ単位での移動ニーズに対応して、複数の公共交通やそれ以外の移動サービスを最適に組み合わせることで検索・予約・決済等を一括で行うサービスであり、観光や医療等の目的地における交通以外のサービス等との連携により、移動の利便性向上や地域の課題解決にも資する重要な手段となるもの
レジリエンス	様々な危機からの回復力、復元力、強靱性
包括的社会	国民一人ひとりが社会に参加し、潜在能力を發揮できる社会のこと
ダイバーシティ	性別や国籍、年齢、障害の有無などに関わりなく、多様な個性が力を發揮し、共存できる社会のこと
サードプレイス	自宅、職場や学校以外の第三の居場所。都市住民に必要な不可欠な場であり、誰でも気軽に通え、精神的にも開放された空間のこと
グリーン・リカバリー	気候変動の対処を図りながら、コロナ渦からのより良い復興を目指すこと
ウォークアブル	居心地が良く、歩きたくなるまちのようす。人中心のパブリック空間の創出、多様な人の交流により、都市におけるイノベーションの創出と人間中心の豊かな生活の実現を図る
ZEH	外皮の断熱性能等を大幅に向上させるとともに、高効率な設備システムの導入により、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギーを実現した上で、再生可能エネルギー等を導入することにより、年間の一次エネルギー消費量の収支がゼロとすることを目指した住宅
ZEB	先進的な建築設計によるエネルギー負荷の抑制やパッシブ技術の採用による自然エネルギーの積極的な活用、高効率な設備システムの導入等により、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギー化を実現した上で、再生可能エネルギーを導入することにより、エネルギー自立度を極力高め、年間の一次エネルギー消費量の収支をゼロとすることを目指した建築物
ZEH-M	集合住宅のZEH

① 持続可能な開発目標（SDGs）に向けた都市整備分野の取組の推進

持続可能な開発目標(SDGs)は、先進国・途上国を含むすべての国が、経済・社会・環境の3つの側面のバランスがとれた社会を目指すため、平成27年(2015年)9月に国連サミットで採択されました。

令和12(2030)年までの達成を目指し、17のゴールとその課題ごとに設定された169のターゲット(達成基準)が掲げられています。

■持続可能な開発目標（SDGs）における17の目標



出典：国連広報センター

■文京区都市マスタープランが関わるゴール

【直接的に関わるゴール】

3. すべての人に健康と福祉を
4. 質の高い教育をみんなに
6. 安全な水とトイレを世界中に
7. エネルギーをみんなにそしてクリーンに
9. 産業と技術革新の基盤をつくろう
11. 住み続けられるまちづくりを
13. 気候変動に具体的な対策を
17. パートナリシップで目標を達成しよう

【間接的に関わるゴール】

1. 貧困をなくそう
8. 働きがいも経済成長も
12. つくる責任つかう責任
15. 陸の豊かさも守ろう
16. 平和と公正をすべての人に

② ライフスタイルの多様化と生活の質の確保

グローバル化やデジタル化、さらに新型コロナ危機により、働き方や住まい方は変化し、人生観、価値観、習慣などを含めた個人の生き方(ライフスタイル=生活様式・営み方)が多様化しています。

テレワークなど、場所や時間にとらわれない自由度の高い働き方の定着により、都心から近隣の郊外への住み替えの動きがみられるほか、オフィスの在り方にも変化が生じています。

プライベートを重視する傾向が進み、生活の質の向上(Quality of life)に対するニーズが高まっており、住宅の質や住環境の重要性や、新型コロナ危機をきっかけにゆとりある屋外空間の価値が再認識されたことも相まって、居住地の都市環境の重要性が高まっています。

超スマート社会(Society5.0)において、都市の理念が効率性から人間性・充足性へと変化するなか、人間中心の社会を形成し、持続的で人々にウェルビーイング(Well-Being)をもたらすまちづくりが求められています。

③ 2050年カーボンニュートラルに向けた脱炭素化の強化

二酸化炭素などの温室効果ガスの排出により、地球温暖化が進んでおり、それに伴う気候変動によって、世界各地で気象災害の激甚化・頻発化が深刻となっています。また、気候変動による影響は、生態系にも変化をもたらし、農産物や海洋水産資源への影響も出ています。

このような中、国は令和2(2020)年10月、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、カーボンニュートラルを目指すことを宣言し、その実現に向けて温室効果ガス46%削減(2013年度比)を目指すことが表明されており、脱炭素化の取り組みを加速化するため都市づくりにおいても脱炭素化の取り組みが求められています。

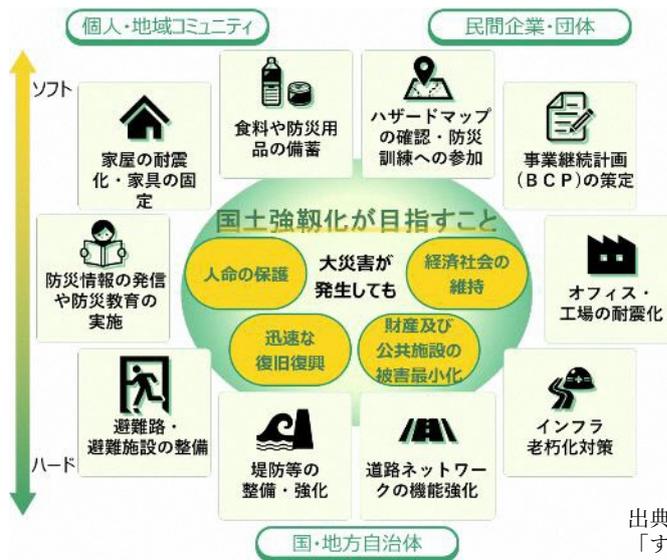
文京区も、2050年までにゼロカーボンシティを目指すことを表明しており、その実現に向けて、文京区の実情に合わせた地球温暖化を抑制する「緩和策」の推進とともに、地球温暖化の中を豊かに生きていくための「適応策」もあわせて取り組むことが求められています。

④ 首都直下地震や気候変動に備えた地域強靱化

首都直下地震の発生確率は、今後 30 年以内に 70%程度と予想されるなど、大震災に対する切迫度は高まっています。また、近年、超大型台風やゲリラ豪雨の襲来など世界的な気候変動の影響と思われる異常気象が激甚化・頻発化しており、大規模自然災害の発生リスクの高まりが懸念されます。

このため、震災や風水害といった複合的な災害への備えと被災後の復興への備えにより、地域社会が災害にあっても致命的な被害を負わない「強さ」と、速やかに回復する「しなやかさ」を備えた都市の強靱化が求められています。

■ 国土強靱化の取組



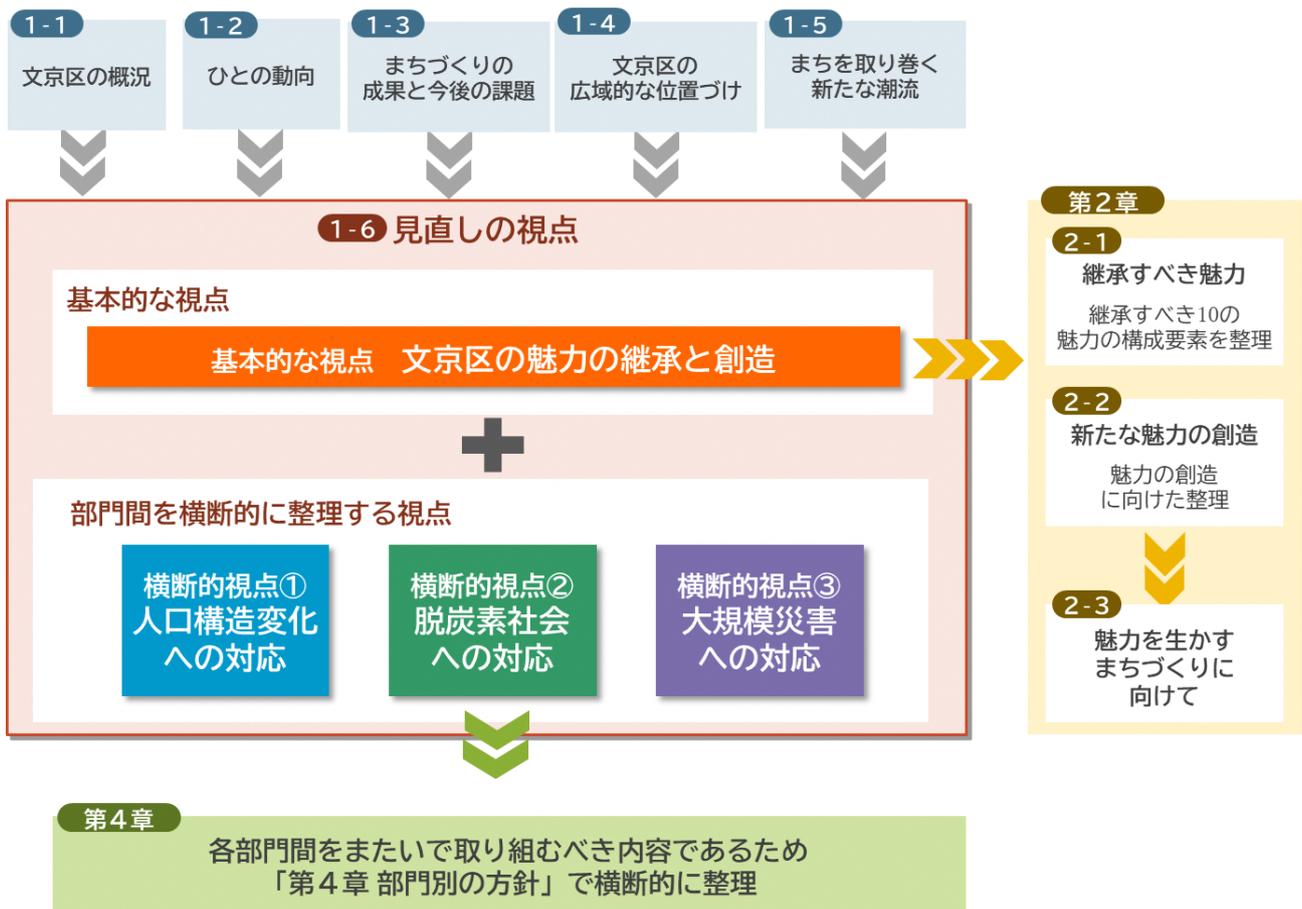
出典：内閣官房ホームページ「国土強靱化「すすめよう災害に強い国づくり」

1-6 見直しの視点

これら文京区が持つ特性や社会潮流を踏まえ、見直しにあたっては、区民等が愛着を感じ、他の都市にはない住みやすさや親しみを一層感じることができるよう、地形や歴史・文化など、今の文京区が形成されるに至った区の魅力を強みと捉え、それらを最大限に生かしたまちづくりを検討していきます。

さらに、時代の変化に伴い生じる、まちの課題に対しても、区の魅力を活用しながら解決していくことで、総じて区の価値を高め、持続的で選ばれるまちになるよう見直しを行います。

デジタル化に伴う効率的・効果的なまちづくりやグリーンインフラの活用による自然環境を活かした社会資本整備など、社会の変化に伴う様々な動きに留意しながら、総合的に最善の計画となるように検討していきます。



(1) 基本的な視点 文京区の魅力の継承と創造

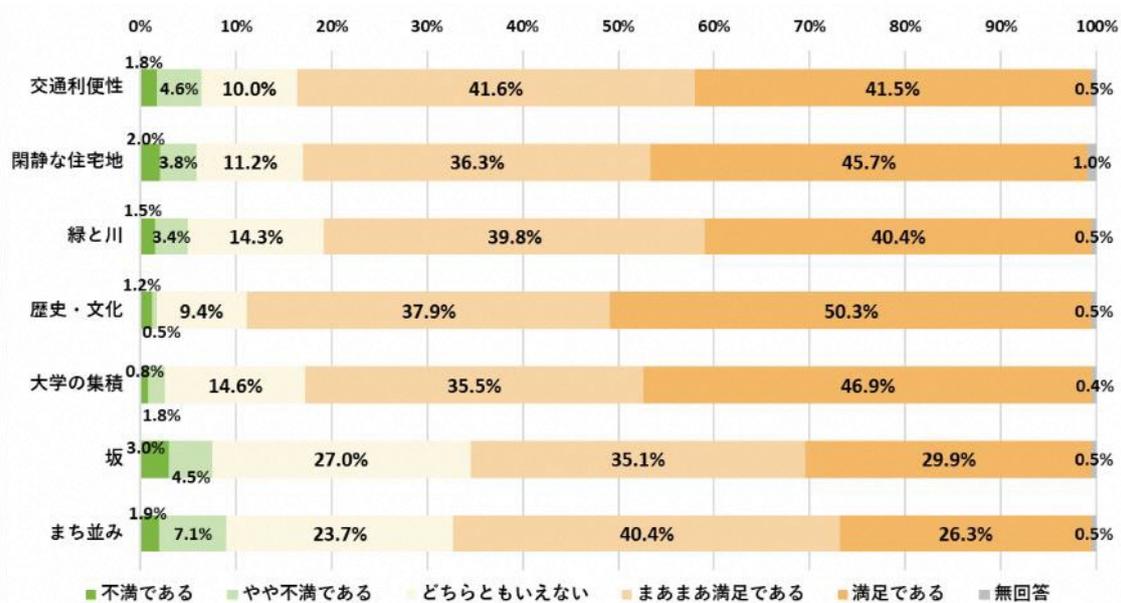
文京区の都市環境は、立地や歴史、地形などが組み合わせり、独自の魅力を有しています。これらの魅力は、都市機能を支え、個性を発揮させ、住む、営む、通う、訪れる場所としての価値を高める重要な役割を担っています。

このため、時代の変化に伴いこれらの魅力が次第に喪失してしまうことがないようにするため、まちの魅力をまちづくり全般にわたって生かし次世代に継承していきます。

また、これまで培ってきた魅力に、SDGs、Society5.0、グリーンインフラ、人中心のウォーカブルなまちづくり、及びエリアマネジメントなどの新たな概念を組み合わせ、時代の変化に合わせた新たな魅力を作り出し、それらの魅力を区内外に広く発信することによって、交流の機会を広げ、地域を活性化していくことが望まれます。

以上を踏まえ、第2章で、文京区の魅力の構成要素や特徴、それら魅力を生かすために考慮すべき基本的事項を整理したうえで、「第4章 部門別の方針」や「第5章 地域別の方針」、「第6章 実現化に向けて」の見直しを行います。

■魅力要素に対する区民の満足度



出典：令和3年度区民意識調査

■来街者が文京区で特に魅力的だと思う魅力要素



出典：令和3年度来街者アンケート

(2) 部門間を横断的に整理する視点

第4章部門別方針の見直しにあたり、部門間をまたぐ視点については、横断的整理を行い、各部門の連携を図ります。

横断的視点① 人口構造変化への対応

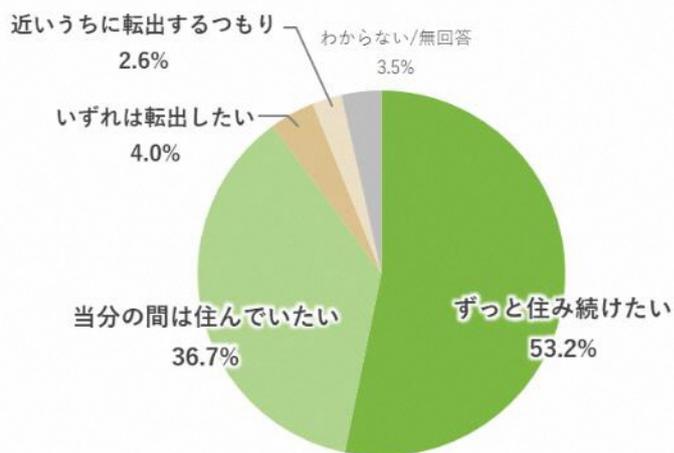
バブル期の人口減少から、様々な取り組みや都心回帰により人口が回復しました。全国的には人口減少傾向となっていますが、都心への集中傾向は続き、文京区は今後も15年程度は人口が増加していくことが想定されています。一方で、世帯数は少人数世帯化が進み、単身世帯や高齢者だけの世帯が増加していきます。これらは、公園などの公共施設の使い方、空き家問題、地域コミュニティにも影響を及ぼすと考えられます。

また、グローバル化や新型コロナウイルス危機により、「働き方」や「暮らし方」に対する意識や価値観にも変化・多様化が生じ、生活の質が重視されるとともに、職住近接や良質な暮らしのための新たな需要に対して柔軟に対応できるまちづくり等が求められています。

このような中、生活の質向上に向け、オープンスペースやみどりの量・質の拡大、ひと中心の歩きやすい空間や自転車利用環境、日常的に使いやすい生活利便施設の充実が求められます。

また、今後の人口減少社会でも人や事業者に選択される、成熟した文化的に豊かな暮らしや、活力ある経済活動が行われる都市となるよう、住宅の量的拡大から質への転換、ポテンシャルが高い地域での都市機能の集積、都市ならではの交流を生む官民一体となった公共的空間の整備・活用が必要です。

■魅力要素に対する区民の満足度



出典：文京区政に関する世論調査(第25回)

横断的視点② 脱炭素社会への対応

文京区では、国のカーボンニュートラルの実現に向けた宣言を踏まえ、2050年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロにする「ゼロカーボンシティ」を目指すことを表明しました。文京区の二酸化炭素排出量をみると、民間事業者や各家庭など民生部門に占める割合が全体の約8割を占めており、「ゼロカーボンシティ」の実現に向けては、これら民間事業者や個人に対して、取組を促進していく必要がある一方、人口増加に伴っては、二酸化炭素排出量が増加していくことは余儀ない状況と言えます。

そのため、脱炭素化の取組の加速化にあたっては、個人等に対しては、ランニングコスト削減による経済効果や生活環境病の予防、災害対策などと合わせた周知等によりこれまで以上に関心を高めながら、ZEB・ZEH・ZEH-Mの普及と推進や断熱性能の向上等による着実な省エネルギーを進めていく必要があります。

また民間事業者に対しては、開発における再生可能エネルギーの誘導に合わせて、蓄電システムの導入などエネルギーの融通を誘導していくことが重要です。

さらに、これら緩和策を進めるとともに、街路樹等や治水・雨水対策によるヒートアイランドの抑制や水害対策など、気候変動に対しての適応策につながる取組をあわせて推進していくことも必要です。

■部門別の二酸化炭素排出量（電力排出係数固定）



出典：令和4年度第1回文京区地球温暖化対策地域推進協議会資料

横断的視点③ 大規模災害への対応

人口密度が高く、業務・教育施設が多い文京区では、避難所等への避難者や帰宅困難者を最小限にすることが、施設の不足や過密等によるリスクを防ぎ、各人の安心にもつながることから、各建築物の耐震化や不燃化に加え、自立分散型エネルギー等によるライフライン機能の確保や、戸建住宅、マンション、オフィス、学校、商業施設等の建築物の種類や規模に応じ、それぞれの建築物において在宅避難や帰宅困難者対策の機能向上を進めていくことが重要です。

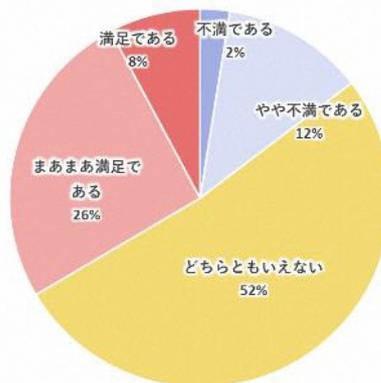
また、地域危険度の高いエリアや崖、浸水のハザードエリア等の災害の危険度の高い場所への対策や、延焼遮断帯や緊急輸送道路など災害時に重要性の高い機能の確保を着実に進めていく必要があります。

さらに、被災後に速やかに復興に向け、復興事前準備として平時からデータを集めておくこと、まちづくりの手法や優先順位を検討しておくことなどが求められます。

■「災害に強いまちづくり」への満足度

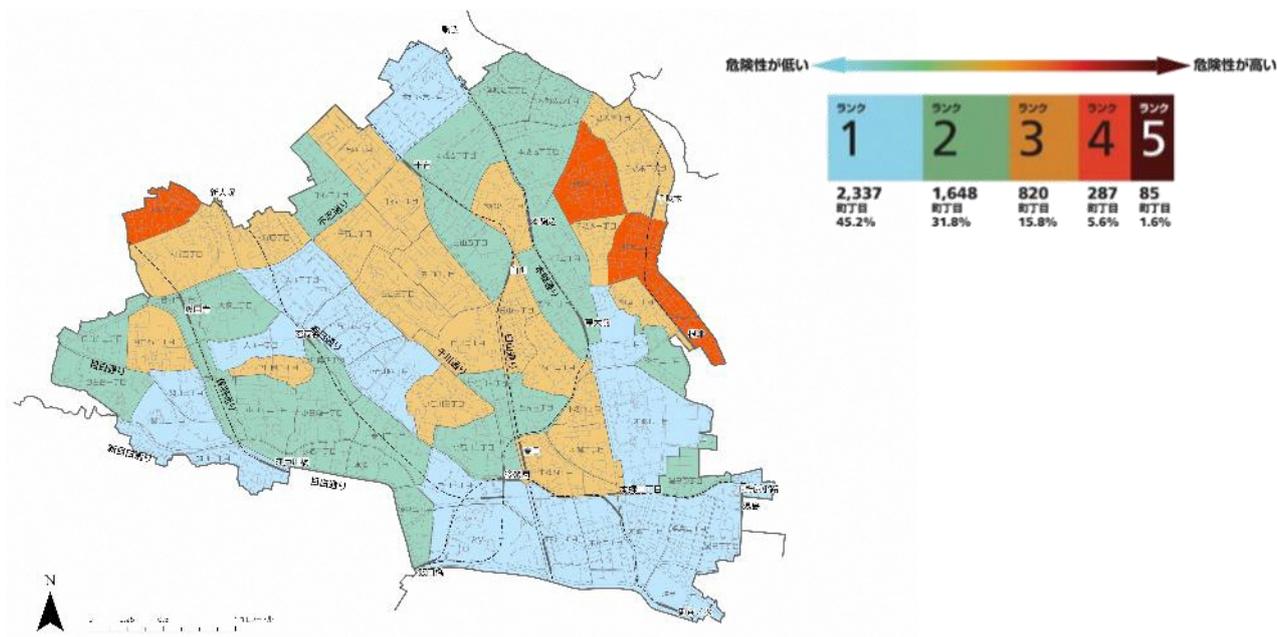


■「総合的な治水・雨水対策の推進」への満足度



出典：令和3年度区民意識調査

■地域総合危険度



出典：東京都「地震に関する地域危険度測定調査（第9回）」より作成
52

第2章 魅力にあふれるまちを目指して

2-1 継承すべき魅力

2-2 新たな魅力の創造

2-3 魅力を生かすまちづくりに向けて

2 魅力にあふれるまちを目指して

2-1 継承すべき魅力

(1) 魅力の要素

第1章で整理した、文京区の立地・地形や歴史・文化等を踏まえ、文京区の魅力となるそれぞれの要素については、次のようになります。

① 交通利便性

地下鉄は、6路線、全17駅が整備されており、主要ターミナル駅へのアクセスが良好で、区内外を結ぶ交通の中心となっています。

また、幹線道路を中心にバス路線が複数通り、それを補完するように通るコミュニティバスは、大学や病院、歴史・文化施設など区内の主要施設を結んでいます。

区内や近隣区への移動は自転車の利便性が高く、近年は、春日のレンタサイクルや複数事業者の自転車シェアリングのポートの設置・拡大により、自転車交通環境の充実が図られています。

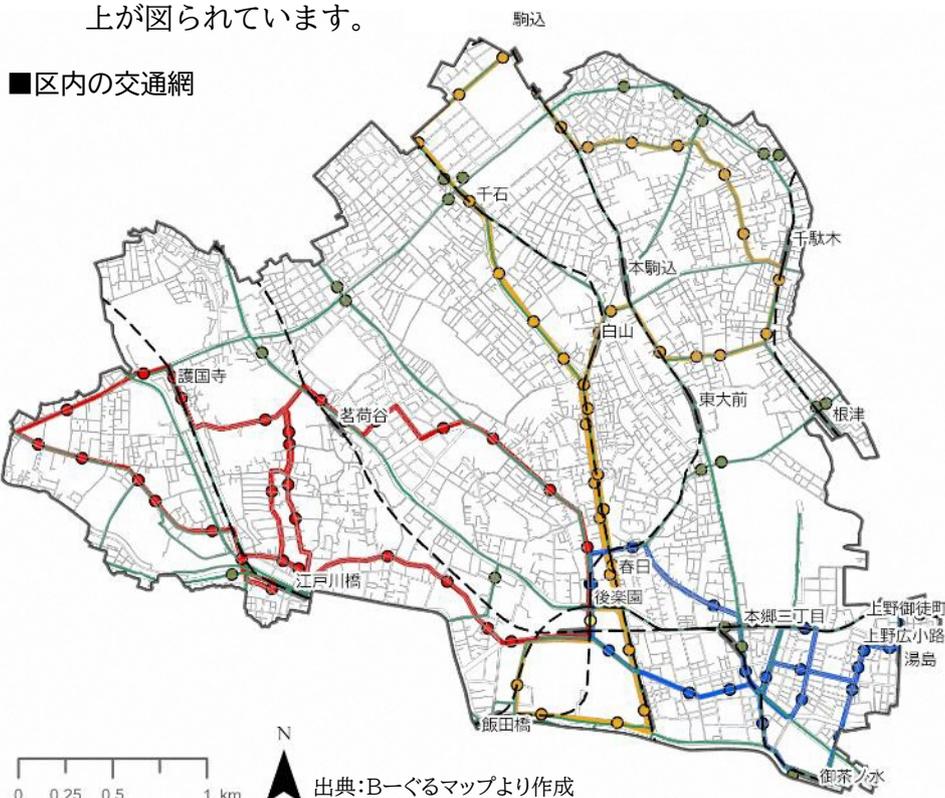
加えて、電動キックボードのシェアリングポートが設置・拡大されるなど移動手段の多様化により交通利便性の更なる向上が図られています。



文京区コミュニティバス B-ぐる



自転車シェアリング



② 閑静な住宅地

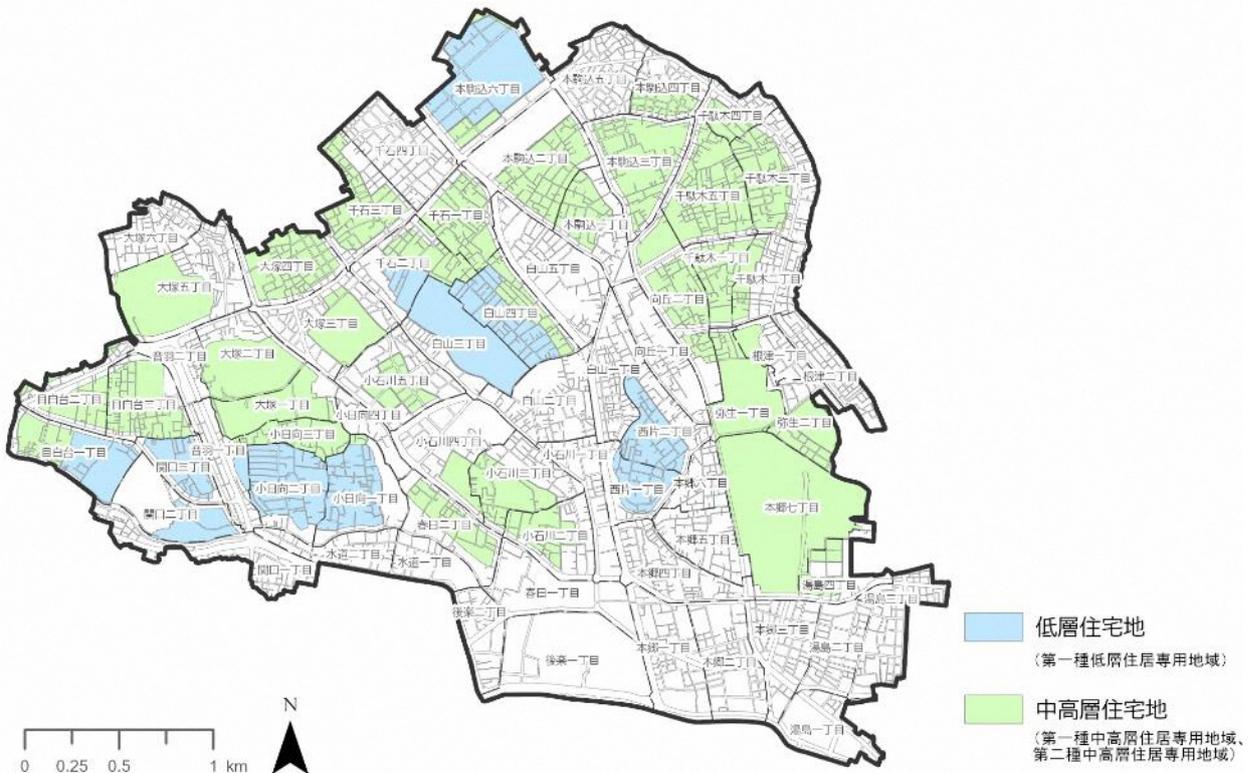
西片一・二丁目、白山四丁目、本駒込六丁目、千石二丁目、小日向一・二丁目、目白台一丁目、関口二・三丁目などに閑静な低層住宅市街地が広がっています。区内全域では住居系の用途地域は約6割を占め、都心に近接しながらも閑静で比較的良好な住宅地を形成しています。

また、文京区内の刑法犯の認知件数は10年前と比較して、半数以下に減少しており、記録のある平成15年から現在まで、20年以上、特別区の中で刑法犯の認知件数が最も少ない区となっています。



閑静な住宅地

■閑静な住宅地のエリア（住宅系用途の範囲）



出典：令和2年文京区都市計画図閲覧・検索システムより作図

■文京区内刑法犯認知件数の推移



出典：文京区ホームページ

■文京区内刑法犯認知件数の推移

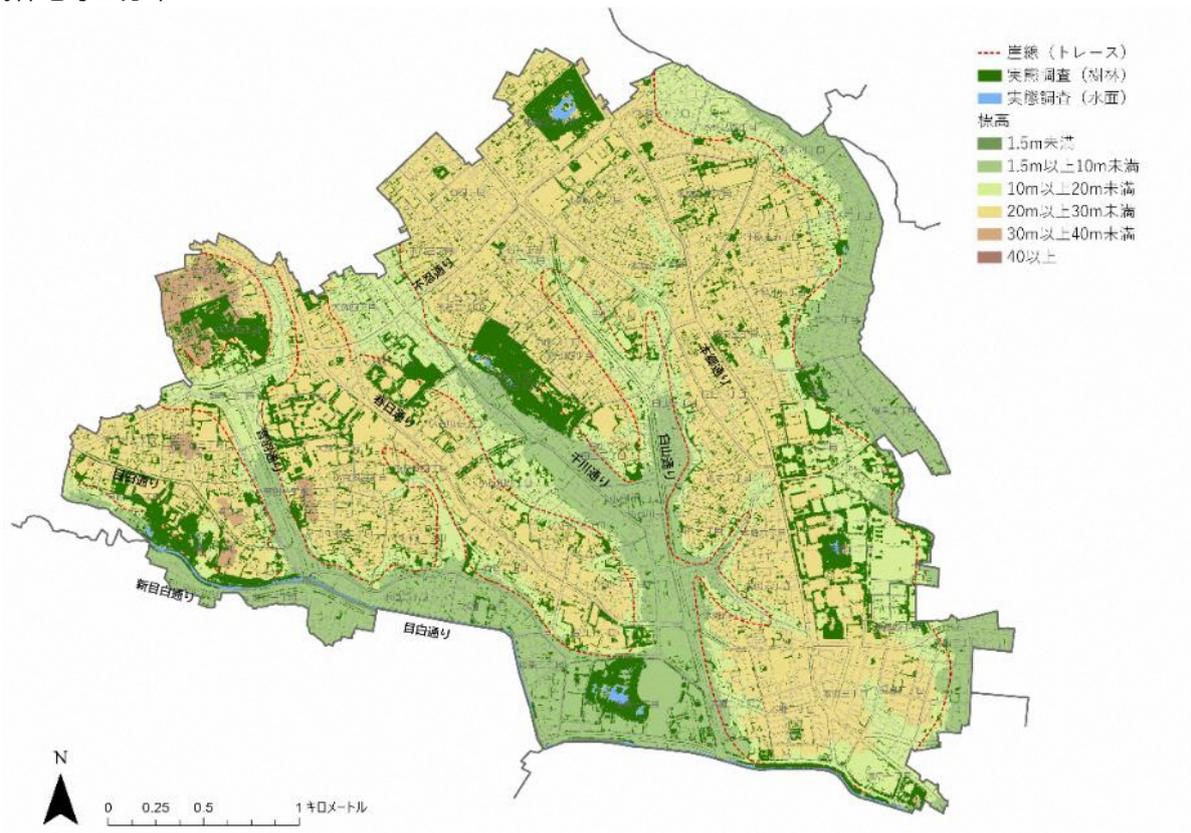


出典：警視庁「区市町村の町丁別、罪種別及び手口別認知件数(令和4年)」

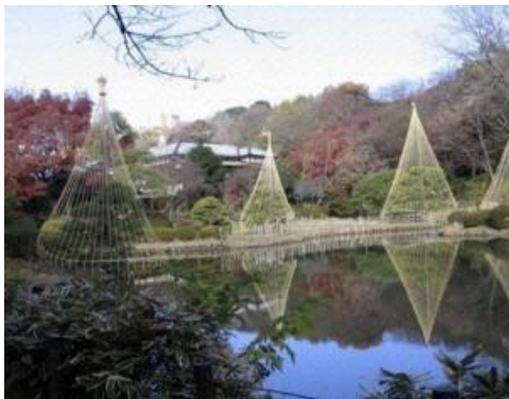
③ 緑と川

小石川後楽園・六義園・小石川植物園・肥後細川庭園・教育の森公園・護国寺・東京大学キャンパスなど、歴史的にも由緒ある都会の中のオアシスとなる大規模な緑があります。また、胸突坂や暗闇坂など起伏に富んだ地形により、斜面ならではの見える緑があります。さらに寺社や、住宅市街地を中心に屋敷林が多く視覚的にも緑が豊富です。神田川は、水質が改善されてアユの遡上が見られるようになり、市街地に潤いを与える水辺空間となっています。

■樹林地等の分布



出典:地理院タイル (標高タイル)を加工して作成



神田川



肥後細川庭園

④ 坂

文京区内には、谷道・尾根道といった地形を生かした道路が多く、その婉曲した線形が景観を変化に富んだものにしてしています。また、坂道を上にしたがって開ける視界などにより地形の起伏を感じさせます。

このような古くから継承されてきた地形の脈絡を感じさせるような名のある坂は113（※1）あり、その中には文学作品に登場する坂や地域を特徴づけている名のある坂も多く、変化に富む風景をつくっています。

※1：『ぶんきょうの坂道』（文京ふるさと歴史館発行）に掲載されている坂道が115（うち2つは現存しない）

■名のある坂道



出典：文京区景観計画資料編より作図

⑤ まち並み

現在に至るまで江戸時代の道が多く残っており、根津・千駄木や菊坂、白山の界隈などには趣のある路地や路地沿いの植栽がみられ、都心に近接しながらも、風情あるまち並みが今なお残っています。また、白山通りなど街路樹の豊かな大通りがあり、播磨坂通りは戦災復興計画の当初の構想が実現した、数少ない美しい並木道となっています。



千駄木

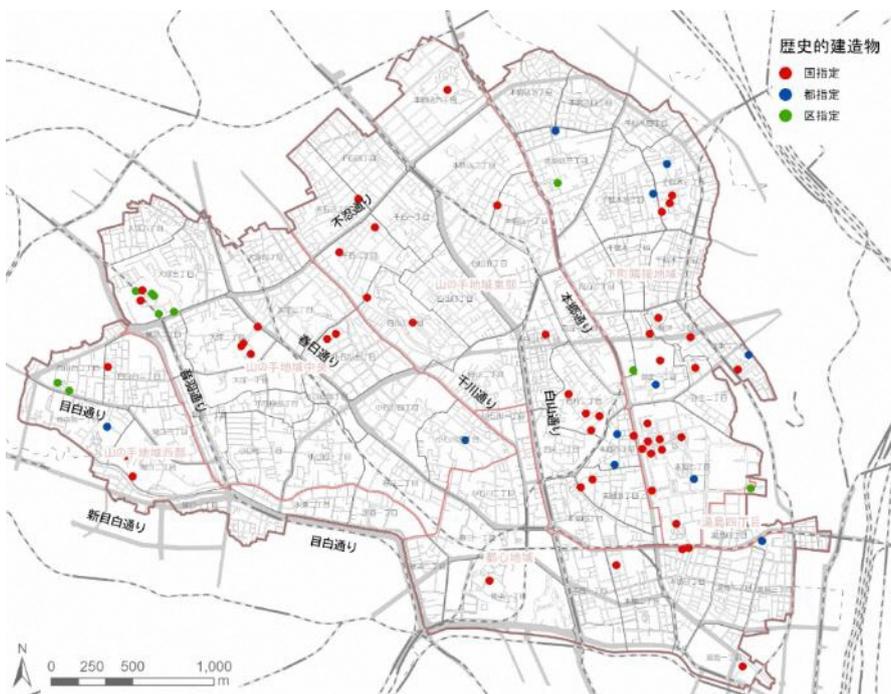


播磨坂

⑥ 歴史・文化

旧加賀屋敷御守殿門(赤門)・護国寺本堂・根津神社楼門・旧東京医学校本館など国指定の文化財のうち建造物及び記念物が14件、湯島天満宮表鳥居・徳田秋声旧宅など東京都指定の建造物及び記念物が31件、そして吉祥寺経蔵・千姫墓など区指定の建造物及び記念物が29件あります。また寺社が多く、まちなかのいたるところに歴史・文化的資源が分布しています。数ある文化的な特徴の中でも際立ったものとして、森鷗外や夏目漱石、樋口一葉などの文学者が多く居住し、執筆活動を展開したことが挙げられます。また、地域と寺社の結び付きが強いことや、町会名が昔の町名の名残をとどめていることも文化的特徴の一つです。

■ 歴史的建造物の分布



護国寺本堂



根津神社楼門

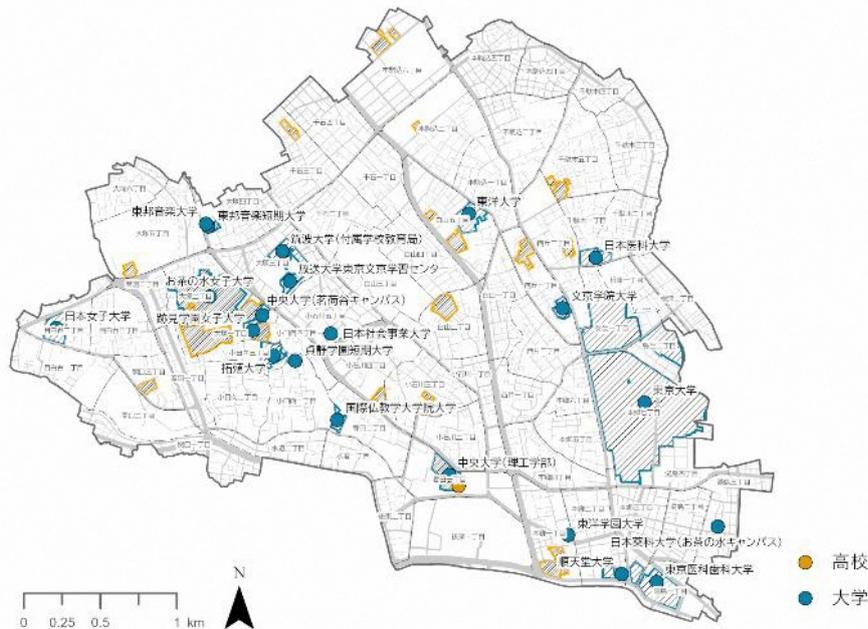
出典:文京区景観計画資料編より作図

⑦ 大学の集積・教育環境

19の大学が区内各所に立地しており、優れた研究や技術情報、人材を生み出す環境は、企業に対する良好な立地条件となっています。また、大学が立地する周辺では、スタートアップなどイノベーションによる新たな地域の魅力創出が期待されます。

また、高等学校は25あり、世田谷区に次いで多く集中し、教育環境に恵まれています。

■大学・高等学校の分布



東京大学

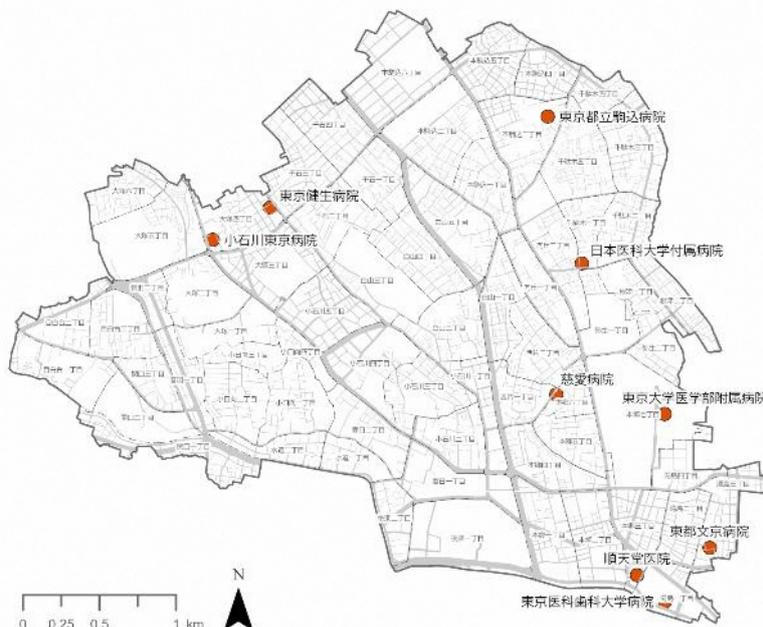


東洋学園大学

⑧ 医療機関

病院が9あり、人口当たり医師数は千代田区に次いで多くなっています。大規模な大学病院もあり医療環境に恵まれ、区内外から人が訪れます。

■医療機関の分布



駒込病院

出典：東京都福祉保健局「医療機関名簿（令和4年）」より作成

⑨ スポーツ・レクリエーション施設

東京ドーム及び講道館のスポーツ施設や、東京ドームシティの遊園地、ホテル及びスパ（温泉）などを合わせた総合的なレクリエーション施設は、全国的に知名度が高く、多くの人を訪れています。



東京ドームシティ

⑩ イベントやセミナー

文京シビックセンターや東京ドームシティ、大学等では展示・催しもの・公開講座などが開催され、知的な興味を満足させてくれる場や機会が多くあります。また、文京花の五大まつりの祭事などが開催され、多くの人で賑わっています。



白山神社 あじさいまつり



根津神社 つつじまつり

(2) 3者の視点からみる文京区の魅力

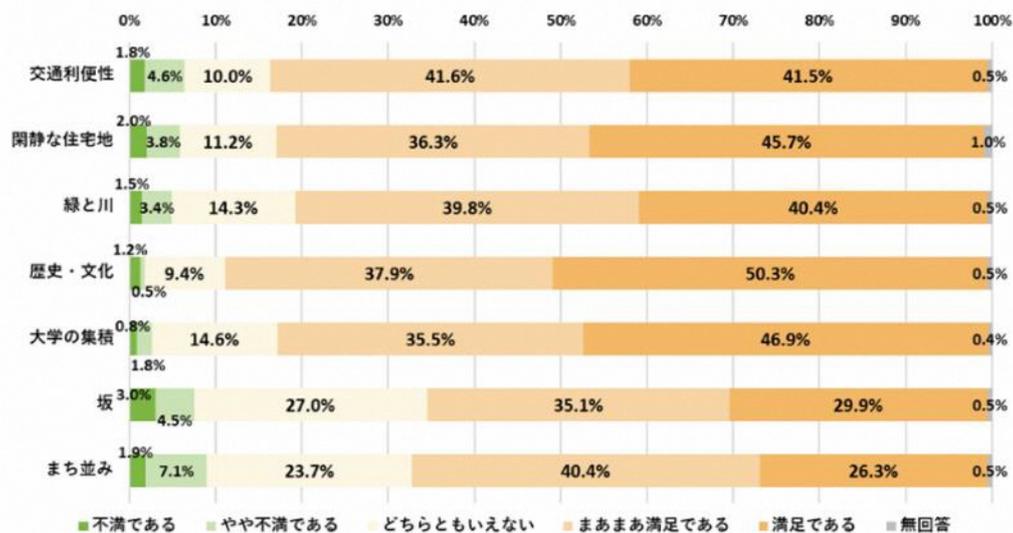
文京区の魅力の要素について、居住者、事業者・就業者、来訪者の3者の視点からの分析を示します。

① 居住者の視点

居住者にとっては、豊かな歴史・文化的資源があること、大学が集積し、教育や医療機関が充実しているなど、住んでいるまちの誇りにつながる要素に魅力を感じる人が多くなっています。

さらに交通利便性が高いこと、閑静な住宅地や大規模な緑地や庭園、寺社などのオープンスペースが数多く存在し、水辺空間としての神田川があることなど、良好な住環境の形成につながる要素についても高い評価となっています。

■ 区の魅力に関する満足度



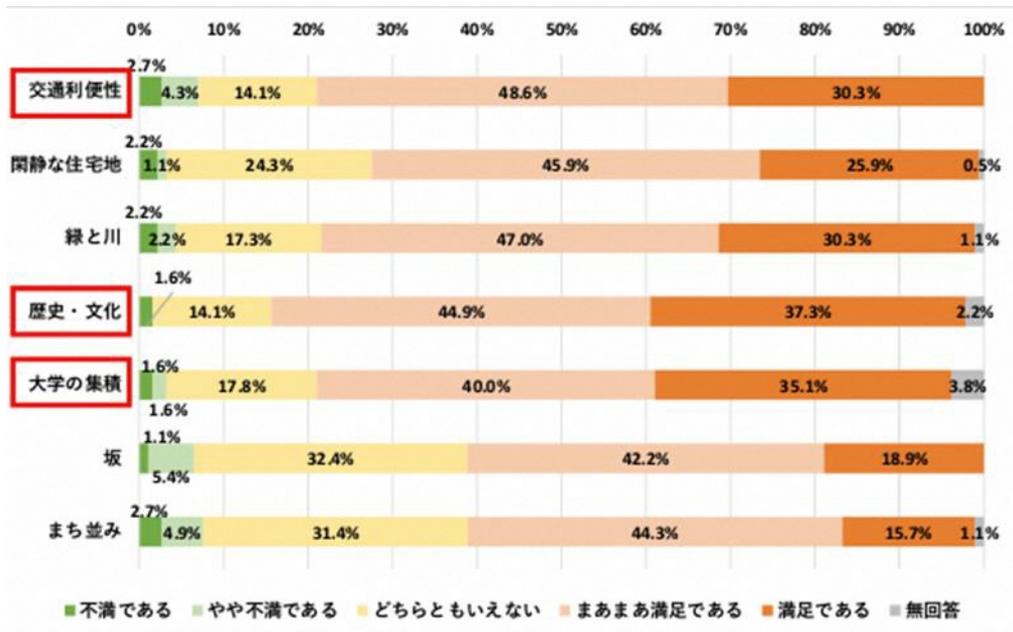
② 事業者・就業者の視点

文京区においては、学校関連、情報通信関連、宿泊関連、印刷関連などの業務に従事する人が東京都の平均に比べて多いことが特徴です。また、大学が多いことから産学連携の機会に恵まれることや医療機関が多いことが、就業者や事業者にとって重要な要素として挙げられます。

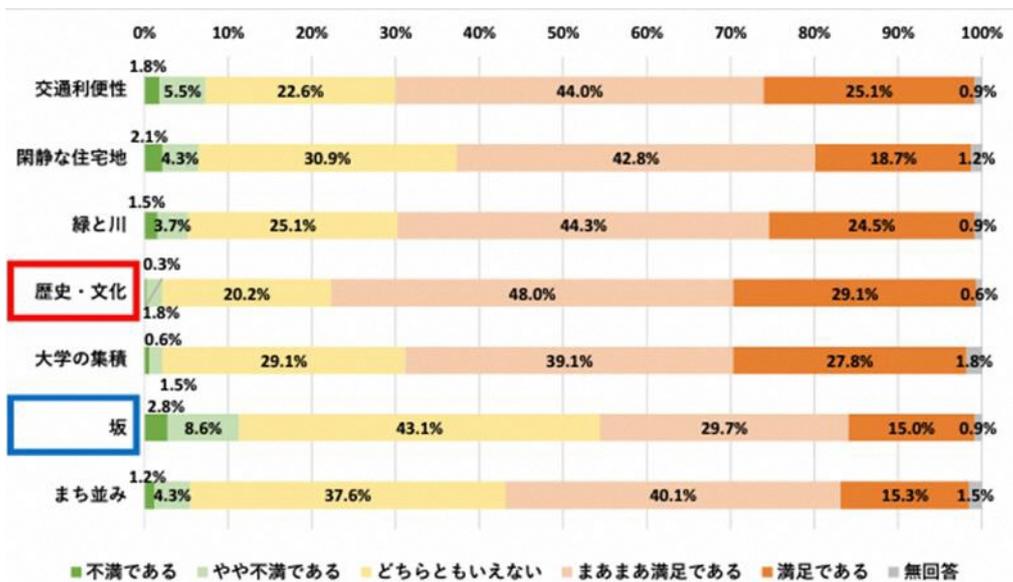
そのため、交通利便性や大学や病院の集積や、教育、医療機関の充実が高い評価となっております。

また、歴史・文化的資源があるなど事業を行っているまちの誇りに繋がる要素を魅力に感じている事業者・就業者も多いです。

■ 区の魅力に関する満足度（事業者）



■ 区の魅力に関する満足度（就業者）



③ 来訪者の視点

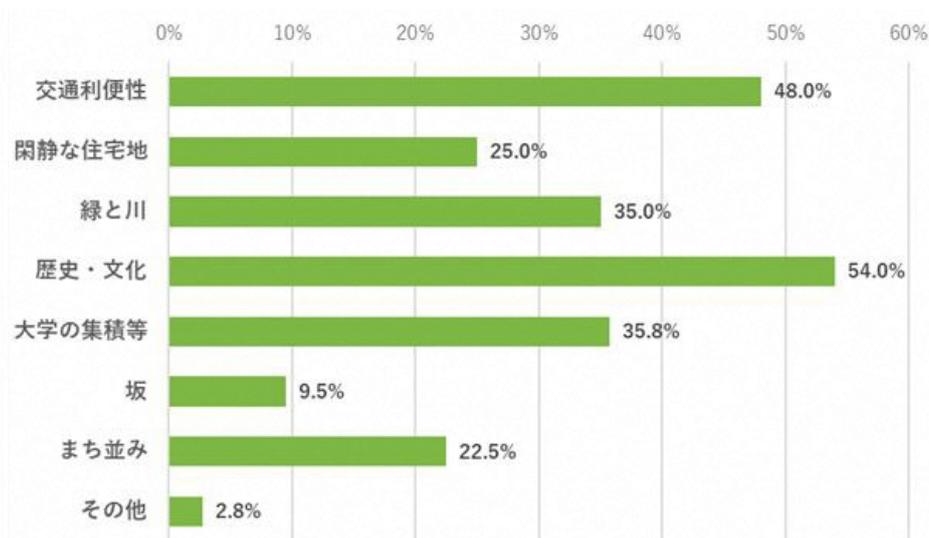
文京区内には、江戸時代から近世にわたる多くの歴史・文化的資源が分布し、それが豊かな緑や歴史を伝える路地などのまち並みと組み合わせられて、まち歩きを楽しむ多くの来訪者をひきつけています。一方、後樂園駅周辺にはスポーツやレクリエーションを楽しむ施設があり、国内でも有数の場となっています。

そのため、歴史・文化的資源について高い評価となっております。

また、文京シビックセンターや大学などで、イベントやセミナーなどが多く開催されていることも要素として挙げられ、大学の集積や教育、医療機関の充実も高い評価を得ています。

これらの移動に関する交通利便性についても満足度が高くなっています。

■魅力と感ずる項目



(3)文京区の魅力の特徴

文京区には高く評価することができる様々な魅力要素があります。これらの魅力を一つのイメージとして捉えると、次のようになります。

豊かな緑と変化に富んだ地形のなかに
歴史と文化が香るまち

2-2 新たな魅力の創造

(1) 新たな魅力の創造に向けて

今ある文京区の魅力の要素を継承し、磨き上げていくことが必要とされている一方で、新型コロナウイルスの感染拡大を契機とした働き方や住まい方などの変化により、価値観やライフスタイルの多様化はますます進んでいることから、新たな魅力を創造し、様々なニーズにこたえていくことが必要とされています。

また、今後、本格的に訪れる人口減少局面において、消費の縮小や人手・雇用の減少が懸念されるなか、安定した経済成長や拡大、厳しい国際競争に勝ち抜いていくためには、多くの人材を惹きつける魅力の向上がこれまで以上に問われる状況となっています。

このような中、IoT、ビッグデータ、AIなどに代表される第4次産業革命やSociety5.0の進展も相まって、経済・社会両面でのイノベーションの創出を図ることが不可欠となっており、人々の交流を通じた新しいアイデアやビジネスを創出やオープンイノベーションによるあらたな魅力の創出が期待されます。

イノベーションの促進には、多様なプレーヤーによる知識や情報が有機的に結びつくことが必要であり、その拠点形成においては、ビジネス、研究、教育等の機能が集積することが重要な要素といえるなか、文京区は、既に都心部を中心に研究開発拠点、教育機関、業務機能が多く集積しており、イノベーションを起こすポテンシャルがあると言えます。

そのため、それら機能をつなぎイノベーション創出につながる必要な環境整備やネットワーク化を図っていくことが重要です。

(2)文京区におけるイノベーションの可能性

① 多様な人との出会い・交流の機会

イノベーションを生み出すには、バックグラウンドの異なる多様な主体同士による、出会い、交流、結合が必要です。

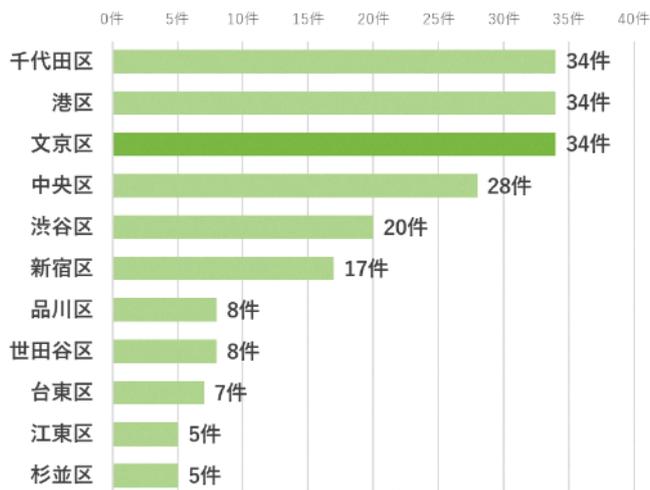
文京区には、東京ドームシティや全国的にも名高い庭園など、多くの観光スポットや名所が立地しており、多くの来訪者を呼び込む要素となっています。また、大学等などでは、学会や催し等が開催されるなど、国内外から多くの研究者や学生等が集まるきっかけにもなっています。

② 大学や研究機関等の集積によるスタートアップ

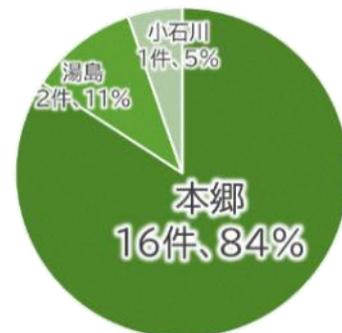
文京区内には大学や研究機関等が多く立地しており魅力の要素の一つとなっています。これら大学等に潜在する研究成果を活用したイノベーションの創出は、新たな魅力を創造していくものとして高く期待されるものです。

文京区では、既に大学発ベンチャー企業が多く起業・活動しており、イノベーションの重要な担い手となっています。中でも大学が集積する本郷を中心とした都心部でその動きは多くみられ、このようなエリアでは、スタートアップ企業が成長しやすい環境整備を図っていくことが重要です。

■23区における大学発ベンチャー企業数（上位10区）



■文京区の大学発ベンチャー企業の所在地



2-3 魅力を生かすまちづくりに向けて

今まであげてきた文京区のまちのもつ魅力は、区独自のまちの機能を支え、個性を発揮させ、総じて区の魅力を高めるという重要な役割を担っています。

しかしながら、時代によってまちは変化し、これらの魅力も次第に喪失してしまう可能性があるため、区の個性となっている魅力を生かしたまちづくりを進めること、そして多くの人にその良さを知ってもらうこと、さらに新たな魅力を創造して一層魅力的な文京区としていくことなどを通して、それらの魅力を見つめ直していくことが必要です。

そこで魅力を生かすため考慮すべき基本的事項として以下3点を踏まえて部門別や地域別の方針を整理していきます。

1-6 見直しの視点

基本的な視点 文京区の魅力の継承と創造

2-1

継承すべき魅力

【魅力の要素】
継承すべき10の
魅力の構成要素を整理



2-2

新たな魅力の創造

魅力の創造
に向けた整理

2-3 魅力を生かすまちづくりに向けて

基本的事項 ① 良好な住環境の保全と高度な拠点形成
によるメリハリある市街地形成

基本的事項 ② 各部門における魅力を
生かしたまちづくり

基本的事項 ③ 多様な主体との連携による
協働のまちづくり

基本的事項1

良好な住環境の保全と高度な拠点形成によるメリハリある市街地形成

文京区は、区の面積の約6割を住宅地が占めており、豊かなみどりや風情あるまち並み、交通利便性の高さ、多くの大学の集積や医療機関といった魅力要素が、住宅地としての魅力を高めてきました。このような魅力を継承することで、今後も低層住宅地を中心に、適切な更新を図りながら安全で良好な環境を保全していくことが重要です。

一方で、文京区の都心エリアでは、多くの人材が集積し、業務機能を中心とした吸引力のある就業の場であるとともにそれらを起点としたイノベーションが期待されることから、新たな魅力を創造しながら高度な都市機能が集積した拠点形成を図っていくことが重要です。

このように魅力の継承や創造により住宅地と都心エリアでメリハリある市街地形成を目指していきます。

基本的事項2

各部門における魅力を生かしたまちづくり

まちづくりにおいては、安全性や利便性を高めることが重要な課題ですが、それだけでは十分ではなく、個性ある魅力を発揮することを合わせて実現していく必要があります。

そのため、土地利用計画、道路網の整備、公園・緑地の整備、あるいは景観形成などの各部門において、魅力を生かすことに一層配慮したまちづくりを進めます。

基本的事項3

地域の魅力をより生かす協働のまちづくり

まちづくりにおいて、区民等が行う建築物等の整備や土地利用が重要であり、魅力の継承や創造を誘導するため、区では都市計画等の法令に基づく規制その他の施策を行っています。

しかし、各地区の特性は多様であり、魅力をより生かすためには、地区計画等の地区ごとのルールを活用して、個性あるまちづくりを進めていくことが重要です。

ルール策定のための地区の合意形成の活動や、具体化のための事業、エリアマネジメント等を含め、区民や大学、事業者等多様な主体が連携する協働のまちづくりを進めます。

第3章 まちづくりの目標と将来構造

3-1 まちづくりの目標と将来の姿

3-2 まちの将来構造

3-1 まちづくりの目標と将来の姿

(1)まちづくりの目標

文京区は、住む人、働く人、学ぶ人など多様な人が訪れる場所であり、それぞれにとって価値あるまちであるために、安全で快適であるとともに、文京区ならではの魅力を持ち続け、新しい魅力の創出を図っていくことが重要です。

さらに、社会経済情勢の変化や価値観の多様化に伴い、まちもその影響を大きく受ける状況の中で、文京区の特徴を生かし、先端技術を活用しながら、いろいろな課題を解決していかねばなりません。

また、そのためには、様々な人々が知恵を出し協力し合いながら、共通の目標に向かって、まちづくりに取り組んでいくことが重要です。

これらをふまえ、「まちづくりの目標」を次のように設定します。

まちづくりの目標

～協働で次世代に引き継ぐ～

安全で快適な魅力あふれるまちづくり

(2) 将来の姿

「まちづくりの目標」の実現に向けて、文京区が目指すまちの「将来の姿」を以下の通り設定します。

① 文京区の魅力の要素や特徴が生かされたまち

- (1) 文京区のイメージを象徴する庭園や寺社、大学など魅力となる資源が生かされた、歴史と文化の香り高いまち
- (2) 文京区の特徴である豊かな緑に囲まれた、環境に優れたまち
- (3) 起伏に富んだ地形が誘起する風景や、界限ごとに展開する個性ある風景と、緑が美しく調和した、優れた景観のあるまち

② 安心して暮らせる安全なまち

- (1) ユニバーサルデザインに配慮した都市施設や建築物が整備され、誰もが安心して生き生きと住み続けられるまち
- (2) 魅力を生かしながら防犯性と防災性を兼ね備えた安全なまち

③ 快適で活力のある持続可能なまち

- (1) 住む場所と働く場所と学ぶ場所が調和し、誰にとっても便利で快適なまち
- (2) 拠点を中心に憩い、賑わい、多くの人を訪れ、交流が広がる活力あるまち
- (3) 脱炭素を実現し、自然環境が有する多様な機能が生かされた持続可能なまち

④ 区民等と区が協働する心が通う豊かなまち

- (1) 区民等が自分たちのまちをより良いものにしていこうという積極的な意識をもち、区民等と区が協働するまち
- (2) 文京区に関わるすべての人が、地域社会を構成する一員として互いに支え合う、心が通う豊かなまち

3-2 まちの将来構造

(1) 将来都市構造

「東京都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(都市計画区域マスタープラン)」等を踏まえ、ゾーンや都市拠点等を以下の通り設定します。

 都市交流ゾーン	
<p>多様な高次都市機能施設が集積し、国内外から多くの人が集まる地域を都市交流ゾーンに位置付けます。</p> <p>都市機能の集積と多様性が生かされ、様々な人が交流する、イノベーションの創出と成熟した暮らしを生む地域を形成します。</p>	
 A	<p>東京ドームシティ、文京シビックセンター、中央大学、その他スポーツ・文化施設等の高次都市機能や、乗換駅が高密度に集積し、駅周辺や幹線道路沿道は業務・商業機能が集積していると共に、文化財であり大規模なみどりでもある小石川後樂園を含めた都市計画公園が広い面積を占める地域です。</p> <p>小石川後樂園とつながりあるみどりの充実した公共空間を、東京ドームシティを中心に幹線道路及びその沿道により各施設を結んで形成することで、各施設の賑わいの波及と交流を創出し、住む人・訪れる人・通う人の憩いの空間として豊かな暮らしに貢献するとともに、活気ある商業活動やビジネスでのイノベーションを誘発します。</p>
 B	<p>複数の大学・大学病院が集積し、医療関連企業や近年では大学発ベンチャー企業など特色ある業務機能が集積していると共に、多くの面積を占める東京大学は防災・みどりの拠点ともなっており、神田川沿いにもみどりのまとまりが見られる地域です。</p> <p>みどりや文化財が生かされた公共空間を、大学や病院、幹線道路やその沿道と連携させて形成することで、日本や世界から訪れる多様な人の交流によるイノベーションが誘発される環境を創出し、大学を核としたスタートアップ企業や先端産業の集積を図るとともに、教育施設や病院、企業に通う人や住む人にとって利便性が高い沿道の商業機能や居心地の良い公共空間を形成します。</p>
 下町交流ゾーン	
<p>路地による下町風情のある景観や、個性的な小規模店舗が集まる特色により、落ち着いたある居住空間であるとともに、観光客が集まる根津・千駄木地域を、下町交流ゾーンに位置付けます。</p> <p>地域の防災性の向上を誘導しながら、住宅地と調和のとれた東京を代表する観光地を形成します。</p>	
 都市拠点	
<p>都市機能が集積し、鉄道乗車人員数が多い駅周辺を都市拠点として位置付けます。</p> <p>地域の個性や可能性に応じた商業・業務・文化等の都市機能の集積と交流機能の充実、乗車人員数や駅とのつながりに応じた高度利用を図ります。</p>	

 **都市核**

文京シビックセンター・東京ドームシティ・春日・後樂園駅前地区を都市核に位置付けます。
高次都市機能施設がコンパクトに集積し、地下鉄 4 路線が交差する区内で最も交通利便性の高い地区として、区全体の中心的な役割を担う核を形成します。

 **都市軸**

幹線道路沿道のうち、広幅員の幹線道路に面し、都市機能上重要な沿道を都市軸に位置付けます。
最寄りの住民等の生活利便機能や、道路と一体となった骨格的な景観・防災機能を形成します。
また、都市拠点に準じた都市機能の集積と交流機能の充実、高度利用を図ります。

 **生活軸**

生活軸以外の幹線道路沿道のうち、生活の利便性上重要な沿道を生活軸に位置付けます。
最寄りの住民等の生活利便機能や、道路と一体となった骨格的な景観・防災機能を形成します。

 **みどりの拠点及びみどりの軸**

大規模な公園・庭園、寺社、公共・公益・教育施設などのまとまった緑をみどりの拠点に、幹線道路、神田川、崖線をみどりの軸に位置付けます。

みどりの量的な底上げと質の向上をさせるとともに、隣接地等においてみどりを楽しめる空間や施設の誘導を図り、都市に潤いや安らぎを与えると同時に、自然環境が有する多様な機能を維持します。

 **低層住宅地区**

歴史ある山の手住宅地として、戸建住宅を中心とする住宅地が形成されている地区を低層住宅地区に位置付けます。

ゆとりある宅地や豊かなみどり、整備された道路などの閑静な住宅地の環境が保たれた東京を代表する良質な住宅地を形成するとともに、文京区全体の住宅地としてのブランド力をけん引します。

 **主要交通ネットワーク**

鉄道・鉄道駅及び幹線道路を主要交通ネットワークに位置づけます。

鉄道は文京区にとって区内外を結ぶ最も重要な交通ネットワークとしての機能を果たすとともに、駅を中心とした各交通機関の交通結節点を形成します。

幹線道路は、広域交通ネットワーク及び区内を結ぶ主要な交通ネットワークとしての機能を果たすとともに、沿道の土地利用に応じた交流機能を形成します。

(2)誘導に向けた方向性

将来都市構造に向けた方向性を以下のようにまとめます。

【都市交流ゾーン】

- 高次都市機能施設が有する機能の保全・向上を図ると共に、それを生かした都市機能の周辺地域への集積を誘導します。
- 駅や施設同士を結ぶ居心地の良い公共空間を形成するため、既存の公共空間の機能向上、建替え等にあわせた広場等の創出や外構整備、低層部分の用途誘導、道路や公園等の活用を図ります。

【下町交流ゾーン】

- 細街路の拡幅や、建築物の改修・建替えの誘導と、特色ある景観・土地利用の維持を両立させ、住む人の安全性、地域への愛着と観光資源を併せ持った環境を形成します。

【都市核】

- 行政・文化・芸術・広域商業・スポーツ・レクリエーション施設などの都市機能を保全・向上させるとともに、各機能を連携させます。
- 地下鉄、バス、その他交通機関との交通結節機能の強化を図ります。

【都市拠点】

- 特色ある拠点を形成するため、地域の個性や可能性に応じた都市機能を誘導するとともに、区内外から訪れる多くの人々が利便性高く快適に過ごすための施設を誘導します。
- 交流を生む公共空間を形成するため、高度利用にあわせた広場等整備や、建替え等にあわせた外構整備や低層部分の用途の誘導、道路の活用を図ります。

【都市軸・生活軸】

- 建築物低層部の用途には、最寄りの住民の生活を支える生活利便施設を中心に、沿道の特性に応じて訪れる人の利便性や賑わいを支える機能を誘導します。
- 歩きたくなるまちを形成するため、道路に対して開かれた建築物低層部や外構を誘導するとともに、利便性向上や移動の活性化のため、駐輪場等の機能を誘導します。
- 駅周辺については、都市拠点に準じた機能・施設や高度利用を誘導します。

【みどりの拠点】

- 公園や庭園においては、安全性を確保しつつ歴史や文化を生かした維持・管理や、憩いや交流等の機能を向上させる整備を行います。
- 寺社、公共・公益・教育施設においては、既存のみどりの維持・増加を誘導するとともに、それぞれの特性に応じて可能な範囲での公開を図ります。
- 隣接地においては、みどりの拠点と連携した緑化や広場の創出、みどりを楽しめる空間や施設を誘導します。
- これらにより、歴史・文化・観光資源、憩いや交流、レクリエーションの場を形成します。

- みどりの軸や低層住宅地区のみどりなどと一体となって、良好な景観、ヒートアイランド現象の緩和、防災、生物の生息環境など、自然環境が有する多様な機能が活かされた安全で快適なみどりのネットワークを形成します。

【みどりの軸】

- 幹線道路においては、道路整備にあわせた、連続した街路樹の整備を行うとともに、沿道の緑化の誘導を図ります。
- 崖線においては、土砂災害対策を図りながら、緑化の誘導を図ります。
- 神田川においては、水害対策と親水性を両立した河川の整備・活用を行うとともに、隣接地の土地利用において、水害への強靱化と水辺を楽しめる施設の誘導を図ります。

【鉄道・鉄道駅】

- 駅とまちが一体となった、利便性やバリアフリー性能向上のための整備を図ります。
- 他の公共交通機関や、自転車や小型モビリティのシェアステーション等との連携を高め、交通結節機能の強化を図ります。

【幹線道路】

- 広域交通や鉄道を補完するバス路線の機能確保のための拡幅等の道路整備や、主に区内を移動する自転車や小型モビリティの通行空間、駐車・シェアステーション等施設の整備を行い、区内外を結ぶ主な道路ネットワークを形成します。
- 沿道の土地利用の状況に応じた道路空間の活用を行い、沿道と一体となった利便性が高く快適な空間を形成します。
- 破線で示している環状3号線は都市計画道路であり、地形や現在の土地利用を考慮するとともに、必要とされる道路機能を発揮する整備形態の検討が必要です。

【低層住宅地区】

- 適切な管理・更新と、細街路の整備を誘導するとともに、ゆとりある宅地や豊かなみどりなどの住宅環境を維持するための取り組みを検討します。

第4章は、新たに追加する
「公共施設」についてのみ説明

第4章 部門別の方針

4-1 土地利用方針

4-2 道路・交通ネットワーク方針

4-3 緑と水のまちづくり方針

4-4 住宅・住環境形成の方針

4-5 景観形成方針

4-6 防災まちづくり方針

⑤ 公益施設・大学等教育施設

公益施設・大学等教育施設

教育施設や病院など区民の日常生活の利便性を支えるサービス施設

大規模な公益施設・大学等教育施設は、災害時にも重要な施設となるため保全します。「文教のまち」のシンボルとなる教育施設は、区全体の面積に占める割合が大きいことから、緑地を保全し緑化を誘導します。また、教育施設や病院などについては、情報や人材、施設などを生かし、地域のまちづくりを支援する取り組み(※1)を誘導します。

※1:例えば、地域住民を対象とした講座の開催、地域への図書館などの施設・敷地等の開放、地域コミュニティ活動に関わる支援、アート・デザイン・音楽などによる地域文化の振興の支援、地域の教育・医療・福祉施設との連携などの取り組み

⑥ 公共施設

公共施設

道路や橋梁のインフラ系公共施設及び、文化施設や学校、子育て支援施設、保険・福祉施設など
区が保有する建築物系公共施設

公共施設の整備や改修等においては、誰もが集い、支え合う居場所など、包摂的社会形成にも留意します。また、第4章部門別の方針の記載内容を踏まえ、ユニバーサルデザインやバリアフリーへの配慮、緑化などのグリーンインフラの活用、コミュニティを形成する空間整備、防災、耐震化・長寿命化、景観形成、雨水流出抑制など様々な観点で先導的な役割を果たします。

■文京区都市計画マスタープランで取り扱う公共施設

施設類型	細分類	施設名称等
区民文化系施設	集会施設	区民センター、区民会館、交流館、区民会議室、不忍通りふれあい館、男女平等センター
	文化施設	アカデミー文京、地域アカデミー、文京ふるさと歴史館、森鷗外記念館、響きの森文京公会堂、スカイホール
社会教育系施設	図書館	図書館、図書室
スポーツ・レクリエーション施設	スポーツ施設	六義公園運動場、後楽公園少年野球場、竹早テニスコート、小石川運動場、文京総合体育館、文京スポーツセンター、江戸川橋体育館
産業系施設	産業系施設	産業とくらしプラザ、勤労福祉会館
学校教育系施設	小学校	小学校
	中学校	中学校
	幼稚園	幼稚園
	その他教育施設等	教育センター、青少年プラザ、少年自然の家八ヶ岳高原学園
子育て支援施設	保育園	保育園
	児童館	児童館
	育成室	育成室
	その他子育て施設	キッズルーム、子ども家庭支援センター、子育てひろば
保健・福祉施設	保健施設	健康センター、保健サービスセンター本郷支所
	高齢福祉施設	シルバーセンター、福祉センター、特別養護老人ホーム、地域包括支援センター、高齢者在宅サービスセンター、介護予防拠点、グループホーム
	障害福祉施設	福祉作業所、障害者基幹相談支援センター、障害者会館、本郷福祉センター、障害者就労支援センター、障害者多数雇用事業所、総合福祉センター内障害者支援施設
行政系施設	庁舎等	文京本庁舎、公共駐車場（シビックセンター内）、地域活動センター、文京清掃事務所、文京清掃事務所本郷分室、播磨坂清掃事業所
その他の施設	その他の施設	シルバーピア、区営住宅、区立住宅

第5章 地域別の方針

- 5-1 都心地域
- 5-2 下町隣接地域
- 5-3 山の手地域東部
- 5-4 山の手地域中央
- 5-5 山の手地域西部

■中間まとめ

5 地域別の方針

5-1 都心地域

5-2 下町隣接地域

5-3 山の手地域東部

5-4 山の手地域中央

5-5 山の手地域西部



(1) まちの現況と主な課題

(2) 将来の姿

(3) まちづくり方針

1) 拠点のまちづくり

2) 主要幹線道路や生活幹線道路
沿道のまちづくり

3) 地区のまちづくり

4) 地域の魅力を生かすまちづくり

① 広がりのある魅力の空間づくり

② 回遊性を高める魅力のネットワークづくり

③ 魅力を生かす身近なまちづくり

まちづくり方針図

■素案

5 地域別の方針

5-1 都心地域

5-2 下町隣接地域

5-3 山の手地域東部

5-4 山の手地域中央

5-5 山の手地域西部



(1) まちづくり方針図

一番最初に地図上で下記(2)、(3)の主な内容を図示し、各地域ごとの全体像を説明

(2) まちの現況と将来の姿

まちの現況のデータ整理

将来構造や部門別の方針を踏まえた各地域ごとの将来の姿を設定

(3) 地区のまちづくり

各地域を特色のある地区ごとに区分けし、それぞれの魅力と課題をふまえた、まちづくりの内容を記載

第6章 実現化に向けて

6-1 基本的な考え方

6-2 持続的なまちづくりのための推進方策

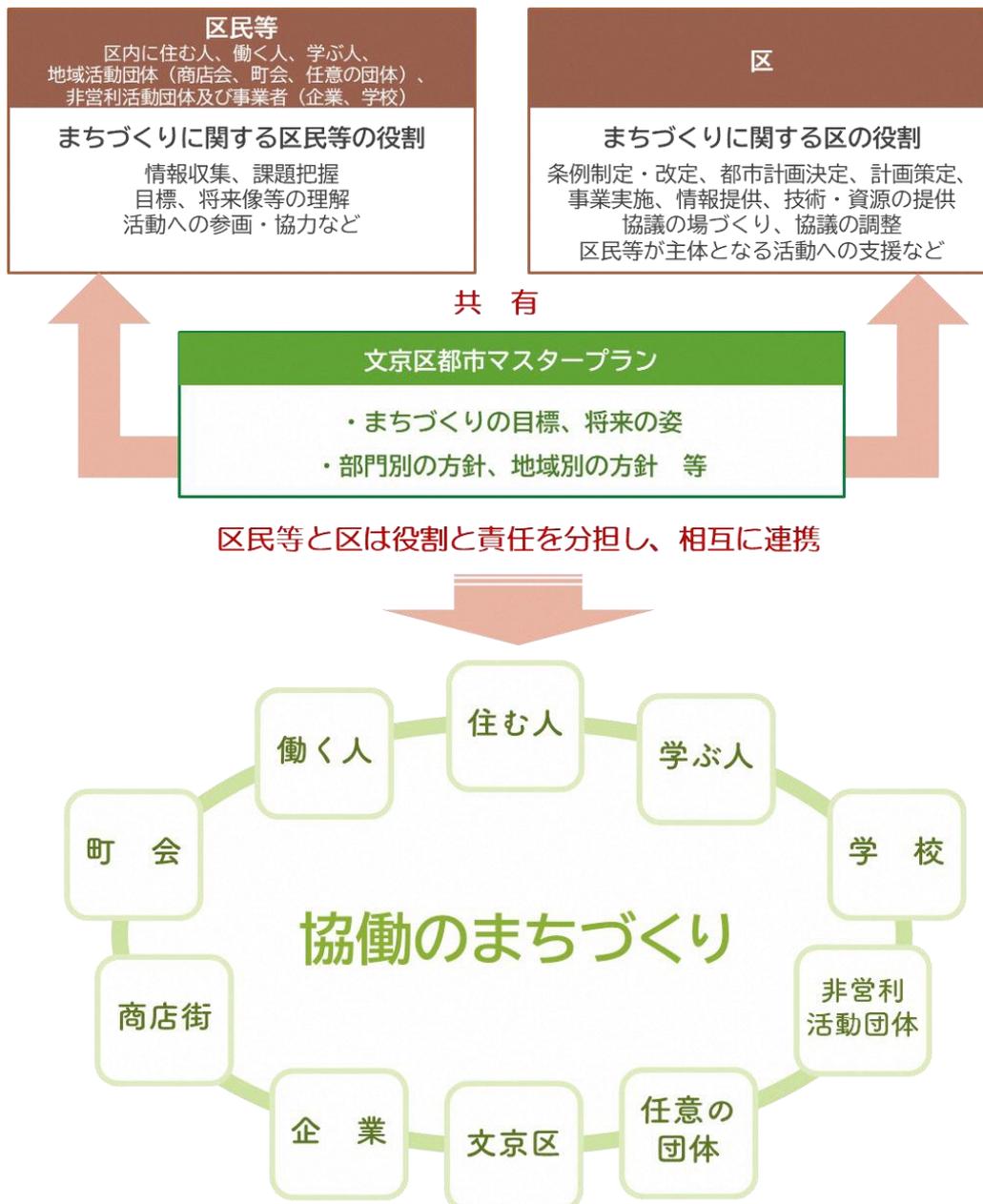
6 実現化に向けて

6-1 基本的な考え方

(1) 役割分担と協働のまちづくり

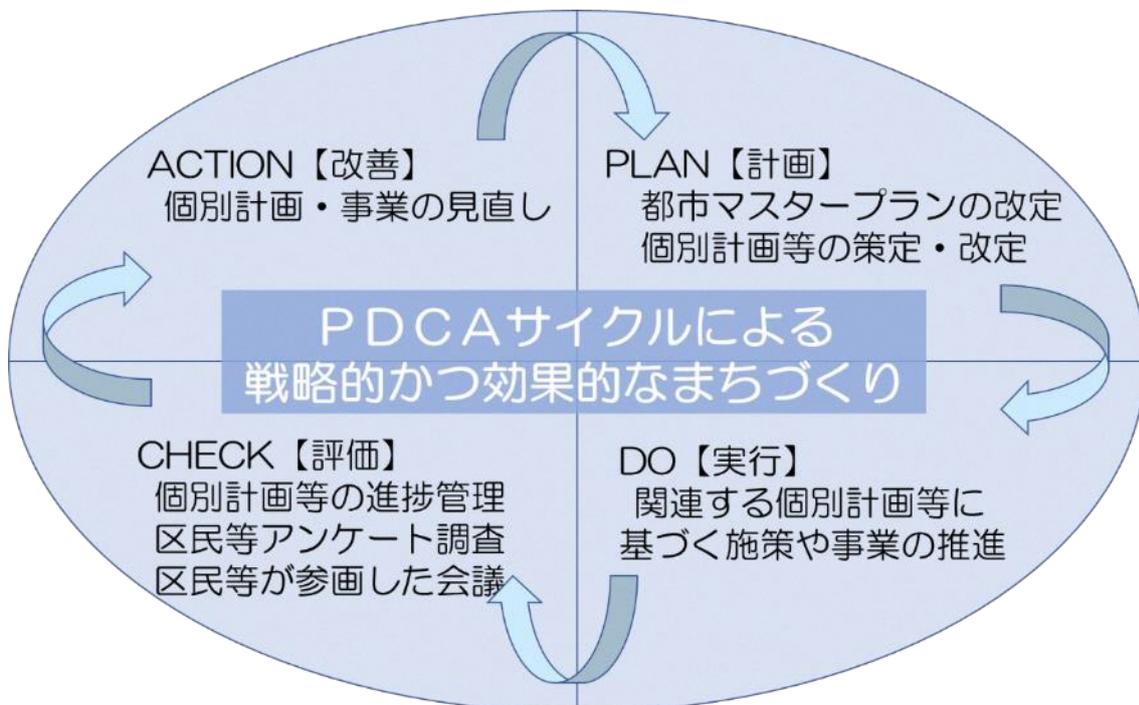
- 都市マスタープランを実現するため、区及び区民等すなわち、区内に住む人、働く人、学ぶ人、地域活動団体、非営利活動団体及び事業者の各主体は、都市マスタープランにおけるまちづくりの目標や将来の姿、そして部門別の方針や地域別の方針などを共有します。
- 区を含む各主体は、「文の京」自治基本条例の権利や責務を踏まえ、それぞれの果たすべき役割と責任を分担し、地域特性やニーズに応じたまちづくりに積極的に参画するとともに、相互に連携を図りながら、協働のまちづくりを進めます。

■区民等と区の協働によるまちづくりの推進



(2) 戦略的かつ効果的なまちづくり

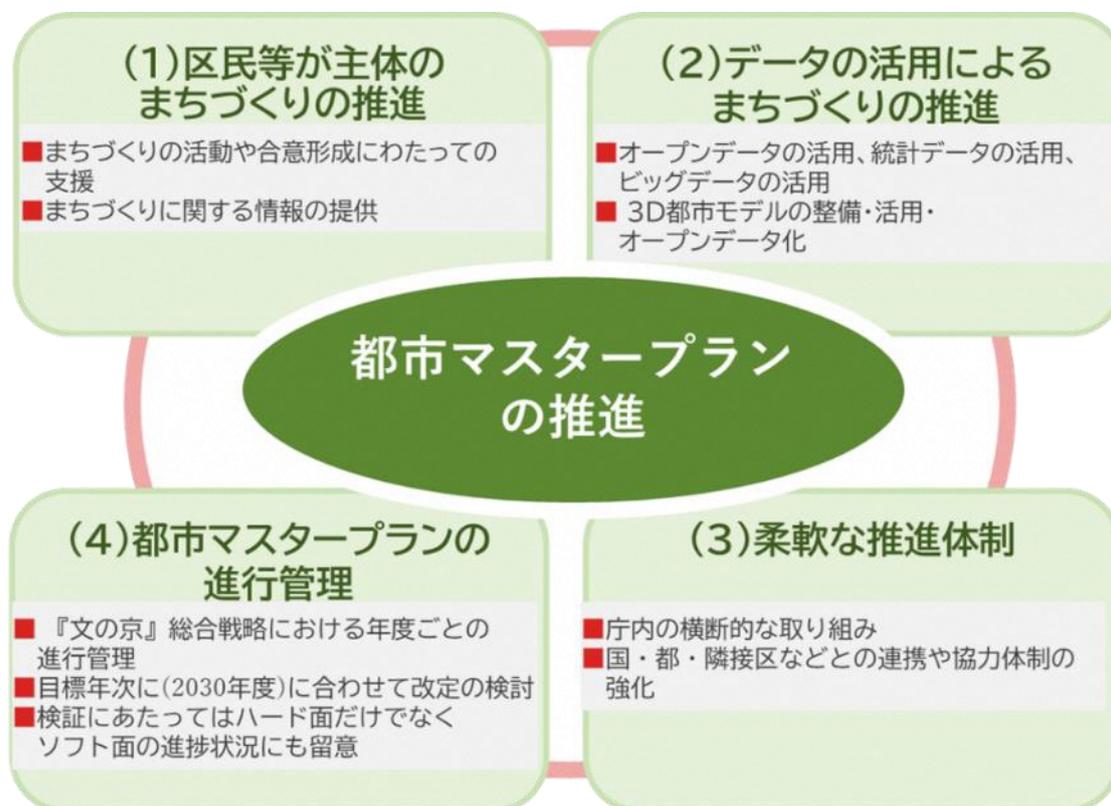
- PDCAサイクルによって都市マスタープランに基づくまちづくりを効果的に管理(マネジメント)するため、部門別の方針と見直しの視点それぞれに関連する施策の進捗状況を把握します。
- 都市マスタープランは、都市計画法に基づく都市計画に関する基本的な方針として定めるもので、計画期間は20年程度(見直しからは約10年)の長期となるため、実現に向けた具体的な施策は関連する個別計画等において検討します。
- 施策や事業の実施にあたっては、限られた財政状況の中で、社会状況の変化に注視し、国や東京都の方針や制度を踏まえつつ、SDGsやSociety5.0の視点も生かしながら優先すべき施策や事業を選択するなど、戦略的なまちづくりを進めます。
- 道路や公園、公共の建築物などの整備や再整備にあたっては、ユニバーサルデザインや脱炭素社会に向けた取り組みなど質の向上に努めるとともに、コスト縮減にも配慮します。また、整備効果を最大限高めるよう工夫し、それらを長期間使えるようにするため、計画的な点検、維持修繕に努めるなど効果的なまちづくりを推進します。
- 都市マスタープランに関連する「文の京」総合戦略や個別計画における目標値や実績値を定期的に確認し、適切に分析・評価して必要に応じて個別の計画や事業の見直しを検討します。
- 都市マスタープランの評価においては、「文の京」総合戦略や個別計画の評価に加えて、これまでのまちづくりに対する評価と今後のまちづくりの方向性を確認するためのアンケート調査を行うなどにより区民等の意向を把握・分析し、改定に向けた検討を進めます。
- これらの取組により、計画期間の2030年度に向けて戦略的かつ効果的なまちづくりを推進します。



6-2 持続的なまちづくりのための推進方策

都市マスタープランを推進するにあたっては、以下の4つの取り組みを大きな柱とします。

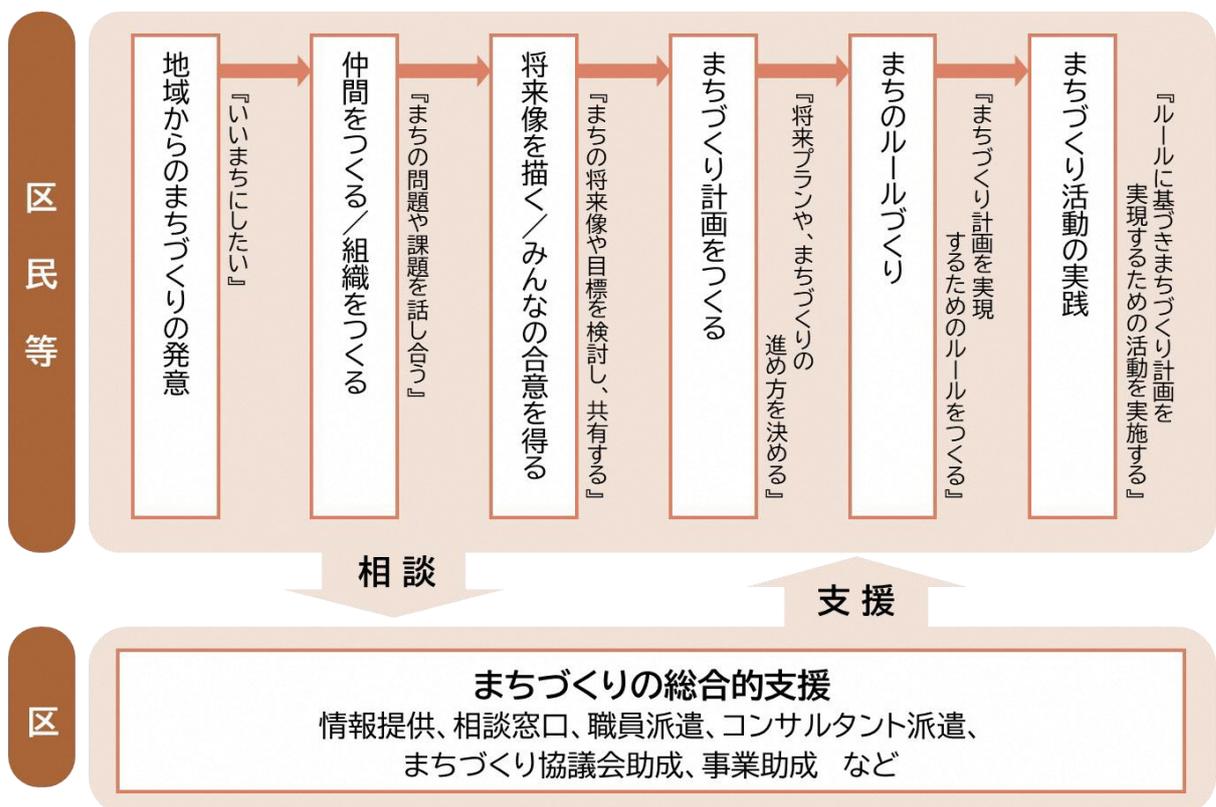
■ 4つの取り組みによる都市マスタープランの推進



(1) 区民等が主体のまちづくりの推進

- まちづくりにおいては、区民等が中心になって、自分たちのまちをどのようにつくり、育てるかを検討していくことが望まれます。また、まちづくりを進める上では、関係権利者の合意形成を図っていくことが必要不可欠となります。このことから区は、まちづくりに関する情報の提供に努めます。また、まちづくり活動や合意形成にあたってコンサルタントを派遣するなど、区民等が主体となるまちづくりを総合的に支援します。
- 都市マスタープランやまちづくりに係わる個別計画、まちづくり基本計画などの策定にあたっては、区内に住む人、働く人、学ぶ人、地域活動団体（商店会、町会、任意の団体）、非営利活動団体及び事業者など様々な立場からの参加によって、意見の反映に努めて区民等が主体となるまちづくりを進めます。
- 地域単位での魅力向上にあたっては、区民等関係者がそれぞれの強みを生かした取組を推進することで、地区計画やエリアマネジメントなどにより地域魅力の継承と創造に向けたまちづくりを進めていきます。

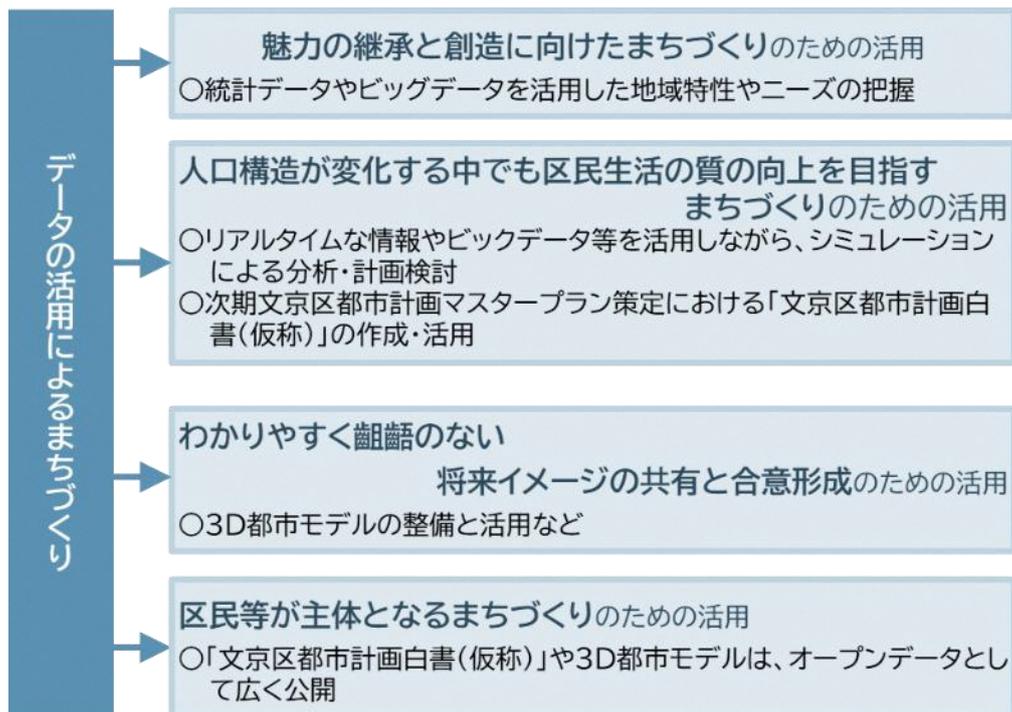
■区民等が主体となるまちづくりの推進のイメージ



(2) データの活用によるまちづくりの推進

- 統計データやビッグデータを活用して地域特性やニーズを把握し、魅力の継承と創造に向けたまちづくりを進めます。
- リアルタイムな情報やビックデータ等を活用しながら、シミュレーションによる分析・計画検討を行うなど、複雑化する都市の状況に対して、効率的・効果的なまちづくりを進め、人口構造が変化する中でも区民生活の質の向上を目指します。
- 次期文京区都市マスタープランの策定等にあたっては、土地利用現況調査、住宅・土地統計調査、緑地実態調査などの様々な情報や統計を活用し、「文京区都市計画白書（仮称）」を作成していきます。
- 3D都市モデルの整備と活用などにより、区民等に対してわかりやすく齟齬のない将来イメージを共有し、合意形成を進めていきます
- 「文京区都市計画白書（仮称）」や3D都市モデルは、オープンデータとして広く公開し、区民等が手軽に利活用できるようにすることで、区民等が主体となるまちづくりを支援します。

■データの活用によるまちづくりのイメージ



(3) 行政の柔軟な推進体制

- 区は、まちづくりの多岐に渡る課題の解決に向けて、行政運営を行う必要があります。このため区内においては、まちづくりに係わる情報を共有し、「文の京」総合戦略の関連する主要課題や関連する個別計画との整合を図り、計画策定や事業実施にあたっての相互調整など、組織横断的な体制でまちづくりを進めます。また、国、東京都、隣接区などの関係機関との連携や協力体制の強化に努めます。
- 土地利用や住環境、景観などをより良いものとするため、都市計画法や景観法などに定められている地区計画や市街地再開発事業、景観の届出制度などの各種制度や事業を活用し、それらを効果的に組み合わせることによって、総合的かつ一体的な整備が可能となるよう、まちづくりを進めます。
- 再開発事業の推進、バリアフリーの道づくり及び無電柱化の推進などのまちづくり事業については、国や東京都の補助事業などを積極的に活用します。
- 区独自の施策について検討し、効果的なまちづくりや協働のまちづくりを推進します。

■行政の柔軟な推進体制

区内の横断的な体制

関係機関との連携や協力体制の強化

- 関連情報の共有や関係計画との整合、計画や事業実施にあたっての相互調整など
- 国、東京都、隣接区などの関係機関との連携や協力体制の強化

各種制度や事業を活用

- 地区計画や市街地再開発事業、景観の届出制度などの各種制度や事業の活用と効果的な組み合わせ

国や東京都の補助事業などの活用

- 再開発事業の推進やバリアフリーの道づくり、無電柱化の推進などのまちづくり事業などにおける補助事業の活用

区独自の施策検討

- 効果的なまちづくりや協働のまちづくりのための区独自の施策検討

(4) 都市マスタープランの進行管理

① 進行管理の進め方

- 都市マスタープランと「文の京」総合戦略や関連する個別計画との整合を図り、都市マスタープランにおけるまちづくりの目標の実現を目指します。
- 都市マスタープランにおける見直しの視点や部門別の方針を踏まえ、個別計画に基づき実施されるまちづくりに関する施策や事業の進捗状況の把握に努めます。
- 評価や検証にあたっては、ハード面の進捗状況に加えて、計画づくりやまちづくりへの区民等の参加の状況、区民等の自らのまちづくりの取り組み状況など、ソフト面の動向やプロセスに関わる進捗状況に留意します。
- 次期都市マスタープランの策定の前に、まちづくりに関する施策や事業の進捗状況の把握・整理し、アンケート調査などで区民等の意向を把握したうえで、文京区都市計画白書(仮称)を作成します。
- 文京区都市計画白書(仮称)を踏まえ、次期文京区都市マスタープランを有識者や区民等が参加した会議において検討し策定します。

■評価・検証方法と改定のイメージ

